

第百二回国会 商工委員会 議 録 第十号

昭和六十年四月十日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 休賢君

理事 森 清君

理事 城地 豊司君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 敬和君

理事 加藤 卓二君

理事 高村 正彦君

理事 椎名 素夫君

理事 仲村 正治君

理事 野田 毅君

理事 原田昇左右君

理事 水野 清君

理事 上坂 昇君

理事 水田 稔君

理事 和田 貞夫君

理事 木内 良明君

理事 西中 清君

理事 青山 丘君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

出席政府委員

公正取引委員会

事務局経済部長

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房長

通商産業省機械

情報産業局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

理事 田原 隆君

理事 渡辺 秀次君

理事 後藤 茂君

理事 官田 早苗君

理事 尾身 幸次君

理事 奥田 幹生君

理事 梶山 静六君

理事 佐藤 信二君

理事 東家 嘉幸君

理事 野上 徹君

理事 林 大幹君

理事 松野 幸榮君

理事 伊藤 忠治君

理事 浜西 鉄雄君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 草野 威君

理事 福岡 康夫君

理事 横手 文雄君

理事 野間 友一君

理事 村田敬次郎君

理事 厚谷 襄児君

理事 杉山 弘君

理事 児玉 幸治君

理事 木下 博生君

理事 石井 賢吾君

理事 黒田 明雄君

委員外の出席者

中小企業庁計画

部長 末木鳳太郎君

中小企業庁指導

部長 遠山 仁人君

大蔵省銀行局銀

行課長 松野 允彦君

大蔵省銀行局特

別金融課長 藤原 和人君

参考人

(商工組合中央

金庫理事長) 佐々木 敏君

商工委員会調査

室長 朴木 正君

委員の異動

四月九日

辞任

濱西 鉄雄君

補欠選任

山花 貞夫君

同日

辞任

山花 貞夫君

補欠選任

浜西 鉄雄君

同日

辞任

水野 清君

補欠選任

東家 嘉幸君

同日

辞任

伊藤 忠治君

補欠選任

水野 清君

伊藤 忠治君

奥野 一雄君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六二二号)

半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出第六三三号)

○粕谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として商工組合中央金庫理事長佐々木敏君の御出席を願っております。

参考人には、本日、御多用のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。何とぞ忌憚のない御意見を承り、審査の参考にしたいと存じます。

なお、議事の都合上、御意見は質疑応答の形で述べさせていただきたいと存じますので、御了承願います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥田幹生君。

○奥田(幹)委員 まず、本論に入ります前に、この商工組合中央金庫法の現行法、それから役所の方で提案されております改正案をざっと一読いたしました。相変わらず片仮名の文案になっておるのです。四十年前に「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」といういわゆる終戦の詔勅がございましたが、私はあれ以後は法律の文案も平仮名であるべきだ、なっております。今後ともそうあるべきだという感じを持っております。相変わらず片仮名の文案になっておる。ほかにもたくさん法律がございますけれども、戦後、戦前の法律を一部改正し

ますときには全体を平仮名に化粧直しののが至極当然のことだと思っておりますけれども、これにつきまして御見解を承りたいのです。

○末木政府委員 確かに片仮名の法律は読みにくい点がございますし、一読して違和感をお持ちになるのは先生御指摘のとおりだと思います。しかしながら、最近の慣例といたしまして、片仮名の法律の一部改正をいたしますときに、それが部分改正でございますと片仮名のまま直させていただきますというところが通常のケースになっております。

今回の商中法の改正は非常に重要な内容を含んでおりますけれども、量的には業務関係の規定を中心といたしました部分的な改正でございます。

したがって、従来の慣例に従いまして片仮名でやらせていただくことにしておりますが、このようなケースは例えば最近の例で申しますと、四十八年に農林中金法の一部改正が行われておりますが、この場合も片仮名から片仮名へということをやらせていただいております。逆に片仮名法律を平仮名法律に直しました最近の事例、金融関係の例といたしましては昭和五十六年の銀行法の改正でございます。このときには、実は銀行法は片仮名の旧法では条文が三十七条ございましたけれども、これを新法の平仮名にいたしますときに全面的に全条文チェックをして見直しをいたしました。このように根本的な全文というくらいの大改正を行う場合に平仮名に直しているというのが従来のケースでございます。

なお、現存いたします法律の中でどのくらい片仮名法があるかということでございますが、約千五百くらいは法律があります中で片仮名法は割弱の百四十ほどございます。そのうち金融関係法といたしましては日本銀行法、農林中金法、信託業法、無尽業法、保険業法その他数々ございま

す。そういう趣旨で片仮名で御提案させていただいているわけでございますけれども、要は今回の改正の趣旨が中小企業の方々によく徹底しなければいけないという御指摘だろうと思っておりますので、そこにつきましては、法律は片仮名といたしましたけれどもPR、周知徹底については万全を期してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御了解いただきたいと思います。

○奥田 野 委員 趣旨はわかりましたけれども、違和感を感じるのは私だけじゃないと思うのです。これは法制局との絡みもございましょうから、今後こういう事態が出てまいりました際にはぜひとも今私が申し上げておることを御一考願いたい、要望いたしておきます。

それから、昭和十一年十月に設立された中央金庫の存立の期間が五十年になっておる。私はこのプリントをちやうだいしまして、いろいろできました当時の時代的な情勢あるいはその後の経過等々についても拝見をいたしましたけれども、存立の期間が五十年というのはどういうところから設けられたのかということについてはなかなか理解ができないわけなんです。あの当時は人生五十年と言われておりましたから、それで五十年という期間が決められたのかとも思うわけでございすけれども、存立期間を決めてつくられておる金融機関、明治十五年の日本銀行、台湾、朝鮮銀行、これはもう終戦と同時になくなっておりますけれども、勧業銀行でございすとか興業銀行でございすとか、たくさんありまして、いずれも存立期間がそれぞれ二十年、三十年、長いのは百年というようになっておるわけでございますが、戦前の昭和二けた代にできました金融機関というのはこの商工中金をおいてほかにはない。その時点で五十年と決められておりますけれども、それはどこに根拠を置いておるのか、これをお教え願いたい。

それからもう一つは、五十年の期間は来年の十一月に来るわけですね。まだ一年半ほどあるわけですが、満期を残していち早くこういうよ

うな改正案を御提案なすった理由はどこにあるのか、この二点についてお願いいたします。

○末末政府委員 第一点でございますが、先生御指摘のとおり日本銀行を初めとしまして戦前設けられました特殊法人である金融機関、いずれも存立期間の定めがございますで、おっしゃるとおり台湾銀行、朝鮮銀行、この二つが閉鎖されました以外は、それぞれ延長しあるいは延長しないで、最終的にはいずれも恒久化されてきております。

そこで、そもそもどういう趣旨だったかということでございますけれども、昭和の二けた代に入りましてからは、おっしゃるとおり昭和十一年の商中法しかこういう例がございませんのですが、そのときの経緯を調べてみますと、一番近くに制定された類似の立法例として産業組合中央金庫、これは現在の農林中金の前身、前の名前でございますますが、これが存続期間五十年ということになっております。そういう身近な例に当時倣つて五十年とされたものだと思つております。

それでは、どうしてその産業組合中央金庫は五十年だったのかということでございますが、これは公的な記録が必ずしもはつきりいたしません。が、解説書等によりますと、先生おっしゃいますとおり人生五十年といった説があるなどということも書いてございますが、もう少し調べてみますと、参考例として、例えば日本銀行は三十年、興業銀行は五十年、勸業銀行が一番長くて百年ということであるのですが、百年は長過ぎるだろうというところで五十年ということになった。それで

せんけねども、同じような類推をいたしますと、商工中金の場合には最長期間が現行法で二十年とすることになっておりますので、倍にしますと四十年でございますが、当時の立法例等に倣い、切りよく五十年としたものではないかと思っております。

それから第二点の、存立期間の満了は来年の十月八日ではないか、まだ一年余あるのに今急いで法改正を行う理由は何かというお尋ねでございます。これには二つの背景がございます。

第一は、商工中金の資金調達面からの問題点でございします。商工中金は御承知のように商工債券を発行いたしまして、それによつて集めた原資を、と原資の主力としている金融機関でございします。ところが最近この債券発行の金融機関の営業に非常な変化が生じてきております。すなわち債券発行金融機関というのは商工中金を含めて六行、ございしますが、例えば興業銀行、長期信用銀行、日本不動産銀行等々でございします。これらの債券発行銀行が例えば金融債と国債を結びつけた新しい口座を開発しまして、これを金融商品として売り出す、あるいはまた普通預金口座と金融債とを結びつけた債券総合口座というものを開発して売り出す、こういうふういろいろな金融商品を組み合わせまして、そこでお客様にとつて金利面ではできるだけ高い金利をお支払いし、また金融機関の提供し得るサービスとしてできるだけ多くのものを提供する、こういうねらいの金融新商品々々を出してきております。

國債の割引債を組み合わせたものは五十八年十月、それから債券総合口座と申しますものはこととしの一月というふうに出てきております。そのほかにもいろいろな金融商品が次々出てきておりますことは御承知のとおりでございます。したがいまして、こういう中で商工中金が旧態依然として商工中金債を裸で、単体で売ることとかで、きない状態でございますと、その売れ行きについて不安が生じてまいります。特に全体の約三割強を占めております個人売りについてそういう問題が

ございまして、これについては早急に対応する必要がある。これが第一点。

それから第二点は、簡単に申しますと最近の経済の変化、特に国際化等を背景といたしまして、中小企業の商工中金に対するニーズが多様化してきておりまして、これへの対応が急がれております。こういう二つの背景を持ちまして、一年余の時間を残した今、改正をお願いしている、こういう趣旨でございます。

○奥田幹委員 確かに新しい商品が続々と出てきております。ここにございます中期国債ファン ドでございましてか新型貸付信託、ビッグ、その他償定期口座、マネーカプセル、数え上げるとも切りがないのですけれども、ここ三、四年の間に新しい金融商品が続々と出てきておりますし、そ うしてまたニーズの多様化ということも、事実問 題として当面私どもは非常に関心を持って何とか しなければならぬ。私どもの京都におきまして も、たしかあれは去年の春だったと思いますけれ ども京都の信用金庫と大和証券が提携をいたしま して、普通預金と中国ファンドの自動振替、こ ういうようなものもスタートさせておるわけでござ います。それで、こういう一連の新しい商品は、 やはり非常に厳しい環境の中で何としても経営体 質を強化していきたい、そういう努力のあらわれ であるというように私も受けとめておるわけでござ います。

今度商工中金が法改正をおやりになる。預金の受け入れ、国債等の取り扱い、有価証券の貸し付け、株式の取得、ずっとたくさんの項目が上がつておるわけでございますけれども、いわゆる組合のメンバーバンクとしましての役割は今度のこの法改正で十分に果たしていける、これで十分だというような確信をお持ちになっておるのかどうか、まずその決意のほどをお尋ねいたします。

○石井政府委員　御指摘の金融自由化の進展は極めて著しいものがございまして、商工中金といいたしましては、民間から商工債券を発行いたして融資財源の大宗を調達するという立場にございます。

ので、この変化への対応ということは一刻も怠ってはいかぬというふうに思ふわけでございます。

それで、これまでの金融自由化のテンポは非常に速うございますが、私ども、今回、法改正によりまして、資金調達面に関しましては、他の債券発行銀行並みの業務体制を整備することによりまして、少なくとも、これまでの金融自由化の動きに即応する新規金融商品の発売等ができるような体制をとるということを、改正の第一の眼目としたしておるわけでございます。

第二は、御指摘のように、組合員からする多彩な金融ニーズがございますが、組合系統金融という建前から、可能な限りその範囲を広げて、組合及び組合員のニーズに対応いたして業務拡大を図った次第でございます。

これは一つの私見かもしれませんが、大体、金融自由化の助走期間といえますものはほぼこれで終わったのではなからうか。今後本格化する金融自由化の展望というの、この助走期間にあられしました幾つかの事象によりまして長期を展望し得るという判断をいたしました。そういう側面も検討いたしまして、今後特段大きな変化がない限り、組合系統金融の中核機関としての役割は、本法の改正によりまして今後十分に発揮できるものというふうに期待いたしております。

○奥田(幹)委員 今長官が答えいただきましたのは、私の受けとめ方が間違っておれば別ですが、私ども、国内の情勢をにらんだ場合には大体これでいけるという御答弁でなかったかと思うのですけれども、中小企業も海外進出がここ二、三年非常に目覚ましいものがあると思ひます。それで、国際的な資金の需要も必要になってきておるのではなからうか。これについては今度の法改正で十分であるのかどうか。つまり、おとしでございまして、ロンドンにも商工中金は事務所をおつくりになった。しかし、アメリカ大陸にも、あるいはASEANの方面にもこれからはこういう事務所が必要になってくるのではなからうか。これについての備えはどうなっておりますか。

か。

○末木政府委員 御指摘の国際関係業務でございますが、商工中金は現在、外国為替業務を行い得る政府系金融機関としては唯一のものでございます。

そこで、三十九年に外国為替業務を開始して以来、おっしゃるような中小企業の国際化への対応を今日まで努力を続けてきておりまして、例えば、貿易関係では輸出手形の買い取り、輸入信用状の開立、あるいは外貨預金の受け入れ、外貨の貸し付け、海外投資金融等、現在の法制で許される範囲のことはやってきておりまして、外貨の取扱高もここ十年で、四十九年の一億四千万ドルから五十九年には九十二億ドルと非常に大きな伸びをしております。外貨預金も、五十六年にわずかに七百万ドルであったものが、昨年末には九千二百万ドルというふうなふえてきております。

そこで、さらに最近の中小企業の国際業務の展開に即しまして、今後の体制といたしましては、以上の業務に加えまして、所屬団体等が出資した海外現地法人等に対して直接貸し付けができるようにすること、それから、貿易取引の相手方、つまりメンバーである中小企業が輸出をした場合の輸入先に当たりますが、これについていわゆるバイヤーズクレジットができるようにすること、あるいは非居住者からの預金の受け入れ等を可能にして外貨調達手段を充実すること等の新しい国際関係業務を追加していただくべく、改正案に盛り込んだ次第でございます。

そこで、これらを支えていきます業務体制としては、おっしゃるように、ただいまのところはロンドンに支店が一つあるだけでございますけれども、今後引き続き海外の事業所の充実に手順を踏んで努めてまいります。また、国際関係の仕事をする人材の養成あるいは海外関係の情報の収集提供等特に力を入れてまいらうに商中も考えておりますし、私どももそういうふうな指導していく方針でございます。

○奥田(幹)委員 部長のおっしゃるとおり、現地

法人でございますとかあるいは海外での販売会社、こういうものがたくさんございまして、商工中金に対する海外での期待も非常に高まっております。昨今でございますので、十分そういう期待にこたえ得るような体制を早く整えてもらいたいということを要望いたしております。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

それから、この商工中金は、ほかにも中小企業金融公庫でございますとか国民金融公庫でございますとかありますけれども、何といたしても、半官半民の中小企業専門の金融機関は商工中金ただ一つでございます。そういうただ一つの非常に期待されておる商工中金である割には金利が高いのではなからうか、率直に申し上げて。

長期物で、商工中金が八・一七％、中小公庫は七・九七％、国金は七・九六％、こういうような数字になっております。都銀は七・四七％、地銀は七・五四％。こういう都銀とか地銀というのは歩積み両建てというふうなものがございまして、一概にこういうものと比較するのはどうかと思ひますけれども、それにしても八・一七％という金利は、半官半民の非常に期待度の高い金融機関としては少し高過ぎるんじゃないかな、率直に私はそう思ふのですが、これについてはやむを得ぬという御見解なのか、もう少し下げるように努力をいたしますということになるのか、お考えを承ります。

○末木政府委員 私どもの手元にあります資料で申しますと、商工中金のことしの四月一日現在の長期の約定平均金利は八・一七でございまして、長期信用銀行の八・一六とはほぼ等しいかと思ひます。それから、短期の方は商中が六・二五七でございまして、これは都銀、地銀よりも高く、相銀、信金よりも低いという位置づけになっております。

そこで商中の金利についてももう少し安くならぬいかという声は、正直に申し上げまして私どももしばしば耳にするところでございますけれども、ただいまのような数字でございますので、

長期については非常に高いというふうには実は思っておりません。短期の方は若干差があることは事実でございます。それは商中の資金の調達構成が、比較的金利の高い、そのかわり長期で調達できる債券によるものが七割を占めておりまして、比較的低いコストで調達できる、しかし期間が短い預金による部分が二割弱という構成になっておりますのに対して、貸し出しの方は短期が四割という差がございまして、つまり短期で集めるものは二割で、短期で貸すものは四割あるものですから、そのところは比較的高いコストの高い長期のものをまけて短期の貸し出しに充てる結果、トータルとしてのコストが割高になるということでございます。したがって、そこについてはいろいろ努力をいたしまして、できるだけ下げていかなければいけない、これは長期についても方向性は同じでございます。

商中に期待されておりますものがいろいろある中で、この金利についての声が大きいことは十分承知しております。これについてはできるだけ努力をして、今後とも少しでも安いものを中小企業の方に提供していくという姿勢を持って対処していきたいということでございます。

○奥田(幹)委員 総資金量八兆四千二百八十八億、この中で政府資金はわずか八割の六千四百億、九二％。そういう立場から今計画部長から御答弁をいただいたのでございますが、総代があるいは総代さんの御意見を聞いて経営をなさっております佐々木理事長さんから、この点、もう一つ突っ込んでお考えを承ります。

○佐々木理事長 理事長の佐々木でございます。先生方には常日ごろ大変御指導いただきましてありがとうございます。

ただいまの先生のお話でございますが、まさに私どもも政府資金をちょうだいいたしておりますし、また常日ごろ自己努力もいたしております。しかし、残念ながら資金調達の大半を、先生おっしゃいましたような商工債券で賄っておりますので

でございます。したがって、資金コストは一般の金融機関に比べて非常に高いというのが現状でございます。先生おっしゃいましたように貸出約定の平均金利につきましては、御指摘のとおり都銀、地銀に比べまして高いわけでございます。しかし預貸率を考慮いたします実質的な金利につきましては、私も、お取引先の中小企業に御満足がいただけるものと思っております。もちろん総代会等におきましては常日ごろ御指摘がございまして、私も、十分努力をいたしておりますのでございます。

今回法律改正をいただきました場合には、資金調達が多様化が可能になりますし、さらに一層経営合理化等の努力をいたしまして極力コストを圧縮いたしまして、貸出金利の低減に努めたい、かように考えております。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○奥田（幹）委員 次に、私は政府の助成と民間の出資についてお尋ねをいたします。

これが昭和十一年に設立された当時は国と民間が五百万円ずつ、一千万円でスタートしているのです。それから年を経るに従って資本金の増額が図られてまいりまして、現在では政府出資が千二百七十億、民間が五百四十四億、大体七対三の割合になっております。しかしながら、先ほど来御答弁いただきましたように、いろいろ厳しい環境の中で半官半民のただ一つの金融機関が中小企業界の要望にこたえてまいりますには、何としても足腰をしっかりと固めなければならぬ。そのためには政府はこれからの出資を増額していくことが必要だと思います。これについての見通し、さらにまた、こういう財政事情が非常に厳しいときでございますので、政府から大幅な出資が認められないとしますならば、やはり民間の出資に頼らざるを得ないこととなりますけれども、その見通しはいかなるものか、両方あわせてお尋ねいたします。

○末本政府委員 現在、商工中金に対します政府の出資、先生おっしゃいますように全体の七割に

当たるものを出しております。これは商工中金が組織金融機関といたしまして、貸し出しが小口多数にわたってコストが高めになるということ、そういうことから経営上脆弱性を抱えておりますので、それを補う、そして中小企業の組織化を推進する、こういう趣旨のものでございます。

過去の出資を見ますと、三十五年当時は政府の負担率が六三%でございまして、その後でこはございまして、最近では五十七年以降政府が七割、民間が三割という比率で進んでおります。

そこで今後の問題でございしますが、今申し上げましたような中小企業の組織化政策の重要性、これは現時点においていささかも減じていません。また、その中における商工中金の役割というのにもますます重要になってきております。私もそういう認識のもとに今後とも適切な政府助成を継続してまいりたいと思っております。

一方、御承知のように財政事情は非常に苦しい状況にございまして、中小企業予算全体につきましてもここ数年圧縮をやむなくされているような状況でございまして、そういう中にありまして、商工中金に対する出資といたしましては五十八、五十九と百億ずつを確保し、六十年度も引き続き減らさないで百億を計上させていただいている努力をしているわけでございます。今後の見通しにつきましてはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、努力を継続したいと思っております。

一方、民間からの出資でございまして、民間からの出資も、本来商工中金の設立の趣旨が、中小企業者が相寄り助け合うという趣旨でございまして、できるだけ中小企業者みずからの出資をお願いしております。かつて三十年代半ばごろは一けたの億円でございましたけれども、三十六年から十億、四十一年から十五億、さらに五十一年度からは三十億、五十六年度には三十五億、現在では五十八、五十九と四十三億というふうにかんがりの額を出していただいております。その結果、現在累積では五百四十四億という

大きな金額になっております。中小企業者、特にこれは組合からの出資でございまして、厳しい経済情勢のもと今後についても大幅な増加はなかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、業量の拡大に応じて引き続き民間からの出資も期待していきたい、そういうふうな思っております。

○奥田（幹）委員 今の段階では抽象的なお答えしか引き出せないことは大体想像がつくのでございまして、けれども、やはり私は、この商工中金というのは中小企業界から見まして魅力ある金融機関というふうな方向に持っていってほしい。今のままではまだ若干その点が欠けているのじゃないか。例えば配当にいたしましては、五%、金利より低い。それではなかなか魅力ある金融機関として民間が出資をしようというところも、理解を得るのが非常に難しい。一層努力を続けてもらいたいと思っております。

次に、この商工中金の一つの特色といたしまして、中小企業の組織化を金融面から支援していくんだ、こういうことが掲げられておるわけでございまして。俗に私どもは、中小企業、今六百二十万でございまして、何とおるわけでございまして、この六百二十万の組織化は今の状況になっておるのか、これが一点。それから、これらの皆さんの商工中金への加入率はどうなっておるのか、これについて伺います。

○遠山政府委員 中小企業の組織化率について私からお答えを申し上げます。中小企業の組合の設立状況でございまして、組合にいろいろ種類がございまして、事業協同組合が四万一千三十二組合、それから、そのほかに事業協同組合、火災共済協同組合、信用協同組合それから企業組合、商工組合、協業組合、さらに商店街振興組合それからそういった組合の連合会、これを全部加えまして五万九千三百三十組合がございまして、そういった組合に、中小企業六百二十万の中

のどの程度が加入しているかということでございまして、最近の工業実態基本調査という調査によりますと、製造業におきましては事業協同組合に加入している割合が約三〇%、それから商工組合に加入している割合が一〇%、こうなっております。それからまた、別の調査でございまして、商業実態基本調査というのがございまして、それによりますと、卸売業におきましては事業協同組合で約二七%、それから商工組合で二三%。それから同じ調査によります小売業につきましては、事業協同組合で一九%、商工組合で二九%、こんなような状況でございまして。

若干、調査の中身で、いろいろな組合に同時に加入しているようなものもありますので、なかなか余り詳しくはわからないのでございます。大ざっぱに見ますと、中小企業者の中で約半数程度が何らかの組合に加入している、こんなような状況であるというふうに見ております。

○末本政府委員 中小企業の組織化率は今指導部長御説明のとおりでございまして、その中で商工中金への加入状況はどうなっているかということでございますが、商工中金の調査によりますと、結論的には五割強が商中の所属団体になっておりまして、最近おおむねその辺で推移しております。

具体的な数字で申しますと、五十六年度の所属率は五五・五、五十七年度五三・四、昨年末が五三・六で、大体五〇%台で推移しております。ただ、これはいわばトータルのストックの数字でございまして、五十九年、最近の一年の動きを見ますと、非常に加入率が上がっております。これは五十九年十二月まででございますけれども、五十九年に新しくつくられました組合のうち商工中金に所属するものは八割程度になっております。そこで、五十九年において大きくふえてきております理由でございまして、これは調べてみますと、経済のソフト化とかサービス化とか言われておりますけれども、そういう新しい経済の変化に

即応いたしまして、サービス業関係の組合がかなりふえております。例えばコンピューターを共同利用するためのソフトウェアの開発等を主たる事業とする組合とか、あるいは各種のレンタル事業の組合とか、また、よく話題になります宅配関係の組合とか、そのほか、ビルサービス等のような各種の対事業所サービス業に属する企業の組合、こういったものがかなりふえてきております。

また、そういった背景に加えて、商工中金は、ここ数年積極的に中小企業の組織化のお手伝いに力を入れております。また、加盟促進にも努力を続けてきておりまして、そういった成果があらわれてきた結果ではなからうかと見ております。

○奥田(幹)委員 最近非常に組織化が進んできておる。傾向としては非常に結構でございますが、これにつきましては、目的といえますか特色の一つに挙げられておる大事な問題でございますから、今後とも御努力をお願いいたしておきます。

それから、今度の改正によりまして、共同出資会社にも貸し付けが行えるようになっております。エネルギー関係でございますとかあるいは公害、こういうような問題に中小企業も真剣に取り組んで、共同出資会社をつくってやっていくという動きが出ております。私は、それについても目を向けていただいたことは非常にいい、結構なことだと思っておりますが、エネルギーとか公害処理、この二つ以外にも何か対象にお考えなっていることがございますか。

○末木政府委員 共同出資会社でございますが、まず、その実態で申しますと、中小企業が寄り集まって何らかの共同の事業を行う場合に、御指摘のように、従来ですと公害処理を共同でやるとか、電気の受電設備を、団地の企業が共同施設をつくるとか、こういうタイプがかなり多かった、御指摘のとおりでございますが、最近の新しい傾向といましては、従来協同組合で行っていたような公害対策とかエネルギー対策とかのほかに、協同組合で行います事業のうちでもう少

しビジネス的な部分について、それを組合から例えばスピニングアウトといいますが、分離独立させて、会社形態で効率的な運営を図る。例えば、従来は団地の協同組合で公害もやり、エネルギー関係もやり、輸送関係もやっていた、そのうちでその輸送関係の部分は分離独立させて共同出資会社の方に移して、独立採算の運営をするとかそういうケースが出てくるのか、あるいは酒造業のケースでございますと、協同組合メンバーが共同出資会社をつくりまして、ある段階までの原酒の製造過程を共同化して、そこから以降の加工、瓶詰工程はそれぞれ個別企業で行う、そういうこととかいうふうに、共同出資の形で行う事業の態様はかなり多様化してきております。

これにつきましては、どう評価するかということでございますけれども、結局、中小企業の広い意味の共同化ということでございますが、これは新しい時代の流れに沿うものであると考えまして、これを組合に準ずる共同組織として商工中金の対象に加えるという趣旨でございます。

○奥田(幹)委員 今聞かせてもらったことをぜひいしつかり取り組んでいただきたいと思います。次に、村田通産大臣にお尋ねをいたしますが、御答弁を聞いておまして、今度のものもろの改正内容はすべて当然のことでございますが、なぜこういう問題がもっと早く改正に着手されなかったのか、少し遅過ぎた感じがするのじゃないかという感じが私は持つわけでございます。商工債券保有者からの預金の受け入れでございますとか、あるいは電気、ガス料金の収納業務でございますとか、代理貸付先からの預金の受け入れ、面替、こういうものは早くやしませんことには、ほかにたくさんさんの金融機関がございまして、次々新しい金融商品が誕生してきておるわけでございまして、お客さんが逃げてしまふ、そういう心配もあると私は思うのです。特に資金調達面ににおきまして十分な資金が商工中金に集まりませんことには、貸し出しに影響が出てまいりま

す。今度の法改正によりまして、一番大事な資金調達、これは十分いける、こういう自信が大臣におありでございますか。

○村田国務大臣 先ほど来奥田委員の御質問をいただいておりますが、全般にわたっておるわけでございまして、商工中金の佐々木理事長、また、中小企業庁の石井長官初め関係政府委員からいろいろお答えを申し上げたところでございます。

その中にもございまして、今回の改正は昭和五十六年の銀行法改正による銀行業務の弾力化に足並みを合わせるものでございすけれども、昭和五十六年当時は、このような銀行業務の弾力化を受けて、これを組合等の系統金融機関である商工中金の業務にいかにか反映すべきかについては、なおその帰趨を見定める必要があったことなどから、存立期限が到来をする昭和六十一年までの間さしあたり見送ることとして、そして今回改正をお願いすることとしたところでございす。

これは、その後金融の自由化や金融の国際化が政府が指し示す具体的なガイドライン、スケジュールのもとで着実な進展を見るなど、金融環境は著しく変化をいたしましたために、組合等の系統金融機関である商工中金についてもその受ける影響、問題点などを幅広い見地から検討を加えた結果、今回所要の業務の見直しを行うことが適切であるという考え方からお願いをしておるわけでございす。

今回の改正では、今委員御指摘の資金調達の円滑化ということを中心の一つとしていたしております。そのために、債券発行、他行が既に販売をしている債券総合口座を初めとした金融の新商品販売できるように所要の法的措置を講じておりまして、法改正後はこれを最大限活用することによって商工債券による円滑な資金調達に万全を期することにしたい、こういう考え方で改正を進めておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○奥田(幹)委員 大臣の御決意のほどはよく理解させていただきます。

最後に、今、今度の改正は至極当然のことと申し上げましたけれども、業務の運営につきましては、第三条「主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得」、冒頭に申したように、この文案自体がもう一つなじまないのです。それから「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他」云々というように「主務大臣ノ認可」というような文句で何か手かせ足かせに入っているのですね。こういうように「主務大臣ノ認可」というような部分が残っているんじゃないか、率直に私はそういう感じを受けるわけでございす。さきにも申し上げましたように、国金とかあるいは中小公庫とは違っていて、この商工中金は総代会あるいは総代さんの御意見を聞いて理事長が取り仕切っていくから、そういう経営の自主性というものは認められておる機関でございますから、運営についてももう少し自由な形にならないものかな、こういう感じを持つのでございす。

主務大臣云々というのは、私は拘束とは申し上げません、政府資金も出しておるのだから何らかの形で責任を持たなければならぬというお気持ちにはわかるような感じがしますけれども、ただ一つの半官半民の、中小企業界からは期待度の高い商工中金でございますので、もう少し経営の自主性について何とかならないものかなという感じがいたしますので、御答弁をお願いいたします。

○村田国務大臣 奥田委員の御指摘、非常にこともつともかと存じます。商工中金は組合などの相互扶助機関として組合などの出資によって設立された金融機関でございますが、公庫等と比べて予算、機構、定員の統制を受けていないというような経営の自主性が相当程度認められておりますけれども、他方、中小企業の組織化推進を金融面から支援するというような重要な政策課題を担っております。また、国からの多額の出資が投入され、半官半民としての性格も持っているといったようなことに基きまして、必要な範囲内での業務運営について、今御指摘のあった主務大臣の認可といったような国の関与が一部行われている

中小企業の本当の苦しみがわかる人が役職につく、権威を持つ、当然だと思ふのです。僕は今の役職の方が不適任だとは言わない。しかし、より好ましい人を選ぶ必要があるのじゃないか。これにはやはり中小企業が手形決済のために血の涙を流す苦しみを知っている人、中小企業の相互扶助の本当に実践の理解者、こういう人々がなるならいい。そうでなしに、主務大臣の管轄下の通産、大蔵の二人だけが理事長、副理事長になって、それが四年だ、こういうあり方は好ましくないと私は思うのですが、これは主務大臣からひとつ伺いたい。

○末木政府委員 申し上げるまでもないとは思いますが、理事長、副理事長の出身によってこのように差をつけたわけではございませんで、先ほど申し上げましたように最近の立法例に倣ったものでございます。

それから、先ほど答弁がおくれておりました事務の問題でございますが、これは五十七年の八月に部内で理事長の決議によりましてそういう呼称を決めた。五十七年八月に内部機構の改革が一部ございまして、その際にこういう呼称に決めたというふうに聞いております。

○渡辺(嘉)委員 どうも納得のいく答弁ではないんです。幾らそうおっしゃったって実態がそうなんですよ。幾らそうおっしゃったって、五十七年の八月に決めた。任期を四年にするならみんな四年にしておいた方がいいんです。プロパーの職員もしておく。それから副理事長を法制化するなら専務も法制化しておく。それは理事長の決議で専務という呼称をつけたら、私はいいことだと思ふのです。むしろ、これだけの、八兆円の大規模な組合金融機関なんです。専務が二人いて、そして何もかもがごちゃごちゃして、これは当然なんです。そういう点で今度の改正はまだ不十分と言ったら失礼なんですけれども、そういう点できめの細かい改正になっておらない。

いま一つは、先ほど出た話ですが、主務大臣が大蔵、通産と、こうなっている。どちらが上、

下は別ですが、なっている。これはこの際私は一本にした方がいいと思う。主務大臣が二人もいるもので、両方に書類も出さなければいけない、両方に行かなければいけません。通産なら通産が主務大臣になって、そして大蔵と連携して協議してやる、このことはいいんです。しかし、両方に書類を出させる、こういう繁文縟礼のようなことをやめさせてすかつと、このことも必要だと思ふのですが、この際どうですか。

○村田国務大臣 委員御指摘の大変重要な問題でございます。お答え申し上げますが、現在ここに来ていらつしやる佐々木理事長また副理事長以下理事、ずつとおられるわけでありまして、委員御指摘の通産省御出身、大蔵省御出身ということとはありますけれども、こういった役員構成というのは、委員御指摘のプロパーの方もおられ、また通産省や大蔵省のようなところでもおられた業務を長年にわたってよく見てこられた方もおられ、そのバランスによって非常にうまくいくものではないかと思つておりました。その点は商工中金の理事長、副理事長、理事、各メンバーについては最も業務に適した方々、そして商工組合の内部の事務もよく知つていらつしやる方々、あるいは通産省などでも知つた業務をよく多年にわたつて研究しておられた方々というバランスは、私は非常にいいと思つておりました。また恐らく個人的な問題につきましては、委員も全く私と同意見を持つていらつしやるように拝聴いたしました。今後商工中金の運営について、委員御指摘のようないろいろな問題は、ひとつ人の和のバランスでうまく運営をしていくということで御了解をいただければと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 今後の理事長の任命等につきましては当然主務大臣が当たられるわけですから、今後任命されるときには私は、そういう私どもの意のあるところも酌まれます、そして万遺憾なきを期していただきたい、こう思ひます。

次に、現在大企業と中小企業の格差はいろいろな面で広がつておるわけですね。その中で商工中

金の役割としては当然組合金融で、そして組合の相互扶助によつて、そして設備の近代化、高度化等々を圖つていくわけなんです。そこで中小企業等協同組合等が行います高度化事業、工場集約化事業あるいはまた構成員に対する近代化事業等々に対してそれぞれの制度融資があるわけですが、その自己調達部分について、商工中金として別枠を設けて対処するの必要ではなからうか。なぜかという、この商工中金の金利の一覧表によりますと、こういう長期のものに對しましては七年以上八・一%から八・四%、こうなつておるわけですね。せつかく政府が低金利で出した、あと自己調達の分を商工中金に頼みに行つたら八%だ、これはとてもついていけないですね。

私は、この商工中金は、そういう高度化資金なんかに対しては十二年物なら十二年物に合わせ、それでも一般市中金利よりも低利で例えば五・五%なり六%なり、それを十二年なり、そういうふうには手当てをしてやる。しかし、もちろん自己資金の必要もありまして、二〇%なら二〇%自己資金持ちなさい、それから三〇%ついていてあげます、あと五〇%等は国の制度融資で手当てしましやう、こういうことが今必要ではなからうか、こう思うのですけれども、そうするとその部分は債券、預金等の金利との逆ざやが出来ますが、これは政府が助成する、別枠になつておるからきつとわかります。こういうことが今必要ではなからうか、こう思うのですが、どうでしょう。

○末木政府委員 高度化資金に連動した商工中金の低利の融資についてのお尋ねでございますが、高度化資金については既に非常にお尋ねでございますが、では優遇されている制度ではないかと思つております。すなわち、高度化融資の場合には融資比率を高いものは最高八五あるいは九〇まで見ております。それから融資の期間も十五年という程度のもので優遇しております。こういう点からいいますと、その残りの部分につきましては原則は自己資金でございますけれども、残りについて商

工中金としましてはケースに応じてできるだけのおつき合ひをしてきているのが現状でございます。

これをいけば制度といひますか、新しい仕組みでさらに思い切つた金利を商中の方も下げていくというところにつきましては、先ほど申しましたように、高度化融資が融資率が非常に高い、期間も長い。それから金利が、申し落としたけれどもゼロあるいは二・七%ということでは優遇されておりますので、それをさらに商中で非常に大幅な優遇といひますか、かといひ感じがいたします。これは高度化案件につきまして、中小企業事業団の高度化融資そのものについてどの程度手厚くしていか、あるいはそちらはほとんどにおいて裏の部分、裏といひますか、その補充の部分の商中の方でどうするかという組み合わせの問題にもなりますけれども、私どもは中小企業事業団の方でできるだけの手を打っているつもりでございます。

○渡辺(嘉)委員 答弁で八割も九割も貸して、これは工場集約化資金ではそういうものもあるのです。ところが実際はそれだけ出ないのです。対象除外の事業がたくさんあるのです。そういうことを御存じあるかないか、あると思ふのですがね。そうすると今のような答弁できないはずなんです。実際は、八割まで貸せるようになっておつた七割、六割しか出ない。六五%の高度化資金でも、実際は五割か四割五分しか出ないのです。これが実態なんです。そういうところから言つて今のような答弁はできないはずなんです。

だから私は、そういうところにいわゆる商工中金が手当てをしてやることを考えるのがこういう大きな改正をするときに必要なことじゃなからうかといふことと、それから、もちろん金利によつてはゼロのもの、二・七%のもの、いろいろあります。ありますが、しかしそれによつて浮くメリット、助成よりも、一緒にすることによつて生ずるデメリットもあるのです。そして、そういうも

のことができることによつて、外圧もまた大きく受けるのです。この苦しみから考えますと、商工中金が七年物以上、八・一から八・四という一般金利で対応しますよ、こういうことは私は不親切じゃないか、こう思うのです。そういう意味でそういう別種の制度を設けたらどうか、むしろその方がすっきりしていいんじゃないか、こう思うのですが、どうでしょうか。

○末木政府委員 実際のビジネスの世界では、本当に必要なお金に対して八五とか九〇にならないだろうとおっしゃる。それはそういうことはあるだろうと思いますが、私どもの制度は、そういうことを含め、踏まえた上で八五とか九〇とかいうのを定めておりまして、いすれにしましても、ほかの案件に比べまして事業団の融資は手厚くなっていることは事実でございます。

そこで、商中の方でございますが、五割台かということは、それはちよつと難しかろうと思ひますけれども、現在まで既に、高度化資金等で協同組合が行う共同事業について不足分を商中がお貸しする場合には、先生の御提案からすれば御不満かとは思ひますが、ほかの場合よりも〇・二割低い金利で商中はお貸しをしているということになっておりまして、特に、高度化案件は期間が相当長期にわたりますので、これは一般の金融の相場でも申しますと、こういう非常に長期のものについては金利は高くなるのが一般でございますので、それを逆に〇・二割下げているということで努力をしているという点を御理解いただきたいと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 御努力いただいておりますということは敬意を表しますが、二割のところはアクセントが入ったものですか、頭がちよつと聞こえなかったわけですが、〇・二割ですよ。その点をよく腹へ入れて、それで手厚いかどうか、ひとつ今後の課題として御検討をいただきたいと思ひます。

次に、昭和二十六年十二月十日付で、中小企業庁長官と銀行局長との連名で、商工中金は信用組

合と企業組合の構成員とは取引してはならない、こういうふうな規制しておるわけですね。今日、信用組合の構成員とは取引を禁じておられる理由は何か。大蔵省から……。

○末木政府委員 二十六年の通達によりまして、「信用組合の構成員と商工中金は取引をしないこと」ということになっておりますのに対して、現実にはあるのではないかと御指摘かと思ひますが、二十六年の通達の趣旨は、信用組合の構成員と商中が直接取引をすることをとめていたわけでございます。その趣旨は、信用組合は本来協同組合の一つといたしまして商工中金のいわゆる系統金融の組織の流れに入っているわけでございますから、親と子とその孫に対して商売を競い合うという形を避けるというのが本来の趣旨でございます。

現実にあるとすれば二つのケースが考えられます。第一は、商工中金が信用組合を通じて代理貸しという形で行う場合で、このような場合には信用組合が第一線で行うわけでございますから、親と子が争うという事態にならないわけでございます。それからもう一つは、信用組合の構成員がたまたまほかの中小企業の、例えば事業協同組合のメンバーにもなっているという場合に、そちらの系統の資格でお貸しをしているケースがあるかと思ひますが、これは外見上は信用組合のメンバーに直接貸しているようになりましても、たまたま二つの資格を持つて、もう一つの方が働いたというケースではなからうかと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 大体そういう答弁が出るかと予想しておたわけですが、信用組合の代理業務、これはもうすらすらといつていいと思うのです、この通達の趣旨からいくと、ところが、信用組合の構成員と、商工中金と信用組合とが競合しないために取引を禁止した、しかし、たまたまその人が協同組合員であった、だからその協同組合の組合員に貸す、これは私はちよつとおかしいと思ひます。そういうことは詭弁というのじやなからうかと思ひます。それなら、僕はむしろこの通

達を裏腹に合うように直した方がいいと思ひます。昭和二十六年なんです。今から三十三数年前なんです。戦後のあの混乱期なんです。そして、企業組合もまだできたばかりで、大蔵省も企業組合をどちらかというところ抑える状態であつたときなんです。ですから、この際この通達は見直した方がいい。

とともに、企業組合に対しても、それ以来三十数年たつて今日に來たのです。この際これも、実務的な段階でもいいのですが、何らかの見直しをしてやっていた方がいい。企業組合も、昭和二十五年、二十六年にできた当時と今とは非常に中身も変わつてきましたし、分散型の企業組合でありましても、それがちよつと一定のレベルに乗つて今の経済活動をやっておるわけなんです。そういうような意味で、構成員そのものは、これは勤労者という単位になっておりますので、企業組合の場合これは難しいと思ひます。それでもやはり、事業経営の単位である営業所が一定の条件を整えたら、これと取引しても商工中金の本来の目的から逸脱するものではないのじやないか、この私は思ひますが、どうでしょうか。

○末木政府委員 企業組合の問題につきましては、先生御指摘のとおり法律構成になつておりまして、構成員はその持つてゐる資本と労働を全部組合に投入して勤労者の資格になつてゐるわけでございますから、勤労者たる資格としての構成員に事業資金を商中がお貸しすることは法律論としてできないわけでございます。そういう意味で二十六年の通達が出てゐるわけでございます。これは信用組合の場合とちよつと趣旨が違ふものでございます。

それで、先生が後半におっしゃいましたのは、勤労者としての面ではなくて、事実上分散型の企業組合という実態を踏まえて、実務的に、例えば支店とか事業所単位の代表者の名前貸せないかというお話かと思ひますが、そこは先ほどのような勤労者としての個人ということではなく、あくまでも企業組合という法律上の存在を代表する資格

において事業所の責任者の方が出てくる場合には、よく実態を私どもも勉強しなければいけませんけれども、そういうことでございませうれば、一定の条件を満たしていただくことはもちろん必要でございますし、それから、組合との関係で内部的な手続も必要な手続を踏んでいただかなければなりませんけれども、法律上あなごは不可能ではないと思ひます。その点につきましては、実務的な観点から早急に検討していきたいと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 その点、前向きな御答弁をいただいて光榮ですが、ぜひひとつ実務的な面も含めて、実態に合せて、商工中金の本来の任務に邁進していただきたい。そのことによつて今度は企業組合その他も発展、振興ができる、そして、広い意味では日本経済そのものの進展につながる、まあ大きな言い方ですが、私はそう思ひしております。その一つだと思ひますので、どうかひとつその点御了承いただくとともに、私は、昭和二十六年のあの通達は一週この際見直しの検討を考へていただけないだろうか、こう思ひておるわけですが。

○末木政府委員 企業組合につきましては、今申し上げましたような実務的な検討をまずやらせていただきたいと思います。協同組合につきましては、詭弁ではないかというおしかりを受けたわけでございますが、まず私どもは、二つの資格を持つてゐるということ自身は決しておかしなことではございませんけれども、それが全く何か脱法的に形式的なものであればそれは確かに問題がございまして、そういう点の実態も踏まえて今後勉強していきたいと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 次に、業城拡大の件について御質問いたします。今度は二十八条でいろいろな業務が拡大できるわけですが、まずその中で、商工中金は本来の設立の趣旨から、この法律の中で、「所屬団体又ハ其ノ構成員ニ対シ担保ヲ徴セズシテ五年以内ノ定期償還貸付ヲ為スコト」、二項にも同じような表現で「担保ヲ徴セズシテ二十年以内」、こういう

ふうに着いてあるわけですね。担保を徴せずにはや
りなさい、昭和十一年の設立の原点はそれだつ
た。しかし今日、担保を徴せずにはやっていたら
しやらぬわけですね。二十八条の二項で「必要ア
リト認ムルキハ担保ヲ」徴収することができ
る、こう書いてある。私はこういう表現はおかし
いと思うんですね。担保を徴せずにはやりますと
いうのなら、それを大上段で、八割がそらだとい
うのなりのことです。今は担保を徴せずにはや
るものがありますか。もしないとするならば、こ
の条文そのものをこの際考えなければいけないの
ではないでしょうか。どうでしょう。

○末政府委員 おっしゃる通りに、確かに現行
の商中法ではまず担保を徴しない場合が出てきま
す。おっしゃるような問題意識をお持ちになるの
かと思ひます。現実にはどうなっているかと申し
ますと、約二四％ぐらいが担保を徴しないとい
うこととございます。この立法の趣旨からすれば、
御指摘のように商中金はメンバーシップの金融
機関でありますし、メンバーシップであるがゆえ
にお互いにいわば連帯し合い、担保の不足を補
う、ですから担保なしに借りられる場合を第一に
書いたのだらうと思ひますけれども、その精神は
今日でも生きていますと私は思ふのであります。

ただ、その後商中金は五十年間、規模も非常
に大きくなりましたし、立法のときには、原資に
つきましても中小企業者が相寄り相助け合つてお
互いに有無相通じという提案理由説明がなされて
おりますが、そうして足りないところを外部資金
に依存するんだというところを外部資金にたけれ
ども、現在では外部資金が非常に多くなつてきて
おります。したがって、担保のある方が三、な
い方が一というふうになつておりますけれども、
これはやむを得ないことかと思ひます。今後また
この有担保原則というのがどうなっていくのかとい
うのは、一商中だけの問題ではなくて金融界で
大きな問題になつておりますけれども、そうした中
にあつて、今この時点でその立法のときの心構え

をあえて消してしまふことはないのであるかと思
ひます。現実はおっしゃるやうに違ひますけれ
ども、その設立のときの精神を残し、かつ必要な
担保は金融機関として現在いただかなければなら
ない、こういう状況でございます。

○渡辺(喜)委員 「商中金のあゆみ」で、ここ
にその当時のことが書いてあるのです。私もこれ
を読み、あるいはまた当時の議事録も読んでみて
立派なものだと思つたのです。だから、こういう
まぐら言葉がついたのです。担保を徴せずには貸
しますよ、これが立法の趣旨だったので。とすれ
ば、こういう変わった銀行がある、金融機関があ
るということ、これを生かしていただく。今でも
一般の金融機関だつて三分の一や四分の一は担保
を取らずに貸すのです。心配ない企業だから貸す
のです。申し込んだだけで貸すのです。商中金の
ばかりが二割六分、無担保で貸しておるのじやな
い。これはおわかりだと思ふのです。そういうよ
うな意味から、この商中金本来の目的としてや
つたのならば、そういう人的保証も含めてなので
すけれども、この本来の趣旨をもつと生かして、
そして連帯した場合にはどうする、あるいはまた
組合員が承諾した場合にはどうする、こういうき
め細かく、そしてこの人なら、この組織なら、こ
の企業なら、あえて厳しい担保を求めなくて信用
していただく、せつかくこの条文を残すとおっしゃ
るのだから、残すならそういうふうな運用をお願
いしたい、こう思ふのですが、どうですか。

○末政府委員 若干繰り返すようになつて恐縮
でございますけれども、設立当初は確かに、現時
点に比べますと御指摘のやうに物的担保よりも人
的担保に重点を置いていたと思ひます。それは商
中が設立されるに至ります昭和初期の何年かの間
の非常な不況の状況を背景といたしまして、ま
た、当時まだ資本蓄積も少なかった時代におい
て、そもそも物的担保が絶対的に少なかった時代
ということもあり、一方では組合員の数が現在に
比べればはるかに少なく、お互いに信頼し合う
度合いが今日よりもっとコミュニティ的だつ

たと思ふわけでございますが、その実態は、こ
れは遺憾ながらと申し上げるべきかどうか、経済
の進歩でございますが、変わつてきているわけ
でございます。一方、外部からの負債がございま
すので、どうしてもある程度の担保に依存せざる
を得なくなつてきておりますけれども、数ある金
融機関、いろいろな種類の金融機関の中で商中の
特性といふものはメンバーシップである、何重か
の段階でお互いに皆知り合つてゐる、そういうの
を踏まえてお貸しをするというところに特色があ
るといたしますれば、ほかの金融機関よりもより
人的に知り得る仕組みになつてゐるわけでありま
すし、そういう特性は今後も生かしていくべき
ではないかと考えているわけでございます。

ただこれも、いずれも組合の方々の判断とい
うか選択が重要な問題でございます。ある組合の
場合には、我々のグループでは人的の連帯で商中
と取引しようではないかというウエイトのかかる
組合があるかと思ひますし、他方においては、
事業の協調面では大いに協調するけれども、金融
の面、特にこの担保の面については各独自性でそ
れぞれ責任を持つてゐるではないかという選択もあ
ろうかと思ひますので、そこはよく組合の意向、希
望、実態を踏まえて今後対処すべき問題ではない
かと思ひます。

○渡辺(喜)委員 次に進みますが、二十八条の四
項で、本来の業務のほか新たに、一言で言うな
ら員外貸し付けのやうな員外業務といひますか、
そういうことが今度できるようになつた。政令で
その限度を定める、こうなつておるわけですが、
政令をお聞きしますと二〇％を予定してゐる、こ
ういうことだと思ふのであります。約七兆円の貸し金
ですから二〇％といつても一兆四千億なんです。
大変な金なんです。これが今度共同出資会社も含
めましていろいろな方面へ出ていくわけなんです。
こ
ういふ本来の業務以外のところへどんどん乗り出
して行く、そういう意欲はいいのですけれども、
それがために本来の業務の方がおろそかになつて
くる危険の方を心配する。むしろ商中金という

本来の任務に邁進する方がこういうことをやるよ
りもいいんじゃないか、二割をそういう員外
の業務に貸すやうなことをやるということよりも
いいんじゃないか、こう思ふのですが、どうで
すか。

○末政府委員 新しい二十八条の四の貸し付け
の規定の關係でございますが、政令でこのカテ
グリーについての総枠をかけ、制限をかける予定に
しております。信用金庫とか信用組合とか、ほ
かのメンバーシップの金融機関の例にならいます
と上限百分の二十、二割を超えてはならないとい
うことになつておりますので、商中の場合にも政
令ではそういうことにならうかと思ひます。ただ
現実にはどうかと申しますと、今後新たにここ
で加つてまいりますものは、実はかなり限られた
ものを限定列挙いたしております。そこでこれは
金融機関としての規模の利益だけを考えますれ
ば、金融緩和の時期にゆとりがあるお金を借りて
くれる方にはほとんどお貸しするということと、
二割まで無条件ということであれば、お金の使い
方としては最も機動的とも言えるのでございま
すけれども、そこは先生御指摘のやうに今回もあ
くまで商中金のメンバーシップである金融機関、
この本質を逸脱しない範囲において、厳密には加
盟所屬団体あるいはその構成員ではないけれど
も、これとこれがお貸ししても本来の趣旨に反し
ないのではなからうかというふうな限定列挙いた
して、一、イ、ロ、ハ、ニ、ホとこう出
てきております。したがって、現実の見通しと
いたしましては、到底二割というやうな大きな数
字にはなりません、なかなかこれは海外關係等
見通しは難しゅうございまして、その一、け
た下のような数字で当面は見えております。

○渡辺(喜)委員 じゃ、その点ひとつよろしく運
用の中でお願ひをいたします。
次に、今度、二十九条の余剰金の運用なんです
が、従来は、余剰金は中小企業等協同組合等の所
屬団体やその構成員に短期融資等に限定をして
おられたわけですが、今度これを拡大いたしまし

て「信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭信託ヲ為スコト」及び金銭債権の取得、譲渡、こういうものが可能になってくるわけですが、この中身につきましては、時間もありませんので多く触れませんが、国内外のCD、譲渡性預金、あるいはまた外国のCP等の売買ができる、こういうことになってきたわけですね。今度、金利自由化の中で変動がいろいろ出てくるわけですね。まさかとは思いますが、安いときに買って置いてこれを値上がりしたら売ろう、そういう投機的なことはほしくないと思うが、そういう危険がないとは言えないと思うのです。こういう点についてどういうような対応とチェック機能で運営されるのか、これを承りたいのです。

○末木政府委員 商工中金が半官半民で政府の助成を受けておる公的機関でございますから、いやしくも投機的なビジネスを行うということはあり得ないことでございますし、具体的には、例えば今度新たに追加をいたします金銭債権につきましては政府の認可にかけておりました、これも先ほど御議論ございましたように、いたずらに手足を縛るという趣旨ではございませんけれども、こういう金融情勢の変化の激しいときでございますので、少なくとも当面手がたいや方をして大事なお金を大事に扱っていききたいと思ひます。

ただ、余裕金につきましては、絶対値が一兆円を超えるように大きくなってきておりますので、今後少しでも効率的な資金運用を図りまして、そのメリットをメンバーに還元していくという趣旨から、今回自由度ある程度ふやさせていたかどうかということでございます。

○渡辺(嘉)委員 次に、貸出金利の問題ですが、貸出金利が高いということは、これは先ほど奥田先生の質疑でなされておりました、商工中金の五十九年三月末の残高で計算をいたしますと、七・五六%になるのです。これは業務報告書で計算をしてみました。貸出金利が七・五六に当たります。ちなみに五十八年度の都銀その他を比較いたしますと、都銀が七・四八、地銀が七・〇

九、相互銀行が七・五〇、商中が七・五六、こうなるわけですが、この高い理由について重ねて承りたいと思ひます。

○末木政府委員 あるいは先生のお手持ちの資料と私どもの資料と多少違ふかもしれませんが、基本的な認識をいたしました。先ほど奥田委員の御質問にお答えいたしましたように、特に短期の方で割高だと言われております。

その理由は、全貸し出しの中で短期の貸し出しは約四割を占めておるわけでございますが、調達面では、それに見合った四割が短期の取り入れになっていない。つまり、預金は二割弱しかございせん。そこで、比較的高い金利の長期で取り入れたものを、比較的高い金利の長期で取り入れた資金にお貸しするということで、おっしゃられた問題が出てきておるわけでございます。ここを是正していくためにはいろいろな努力をしなければなりませんけれども、いずれの方法もなかなかそう簡単にはまいりません。

ただ、私どもとしては、今回の改正を機に商工中金としては、同じような業態をとっております債券発行銀行といわばイコールフットリングで仕事ができるような条件を整えることになりまして、そういう条件のもとに最大限の努力を商中にも期待いたしますし、また、政府としても適切な助成を講じまして、今の割高の問題を少しでも解決したいと思つております。

ただ、一言触れさせていただきますと、商中の場合には、預貸率等を考慮に入れますと、表面の比較よりは本当は、民間銀行に比べますと、その高くないといふことが一点と、それから、標準金利が定められておりましたところ、民間の金融機関の場合には、それより高いところ、それより低い場合というの割合に振幅が大きゅうございまして、商中の場合には、大勢の中小企業の方にできるだけ等しい条件で御利用いただくということから、その金利のふれの振幅が比較的小さくなっている、こういう点も一つ評価していただきたいと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 貸出資金の原資が債券並びに預金で賄つておる。だから、債券の占める比率が高いわけですから、どうしても原資が高い利回りである、これはわかるのです。

そこで、これも五十九年三月末のそれぞれの決算書ではじめてみますと、債券利息が四・八九%、それに債券発行差金償却がありますので、こういうものを含めまして六・七%、こうなるわけですね。預金の場合には三・八五%の利払いです。だから、今の差金を入れますと、債券並びに預金に払つております利息は四・六七%、こうなるのです。四・六七%ということは、これは都銀、地銀、相銀、信金等と比べますと、都銀が六・九、地銀が四・七五、相銀が四・七八、信金が四・七四、こういうのと比較いたしますと決して高くないわけですね。ところが、さっきの差金を含めまして六・一%になります。それでもびつくりするほどのことじゃないのです。都銀は六・九、もちろんこれは外国のものも買いますので、海外のものも扱いますので都銀は高くないわけですが、そういうような計算から見ますと、一概に債券だけ原資にしておるからということでは、そういう答弁は合点がいかないのですが、どうでしょう。

○末木政府委員 大変申しわけございません、先生御指摘のものにびたり見合う資料が手元にございせんのです。おっしゃいましたように、差金、これは割引債券の償還との差額でございますので、いわば一種の支払い利子に当たる分でございますから、もちろんこれを含めまして比較しなければいけないわけでございますが、比較した上で今それほど高くなつてないではないかというお話でございます。今お伺いしました数字、私どもよく検討いたしました。また別の機会に御説明したいと思ひますけれども、商中がメンバーのため存在している機関でございまして、今、こういう金融情勢のもとで各金融機関がいわばしのぎを削つて貸出競争をしているのが実態でございまして、商中はそういう意味でもりもりとシェアをふ

やすというような基本姿勢ではもちろんないわけでございます。しかし、当然、民間金融機関がそういうふうなやうな中であつて、仮にもどこかにお金を隠し込む、内部にため込む、そういうことであつて存在している意義がございせん。したがしまして、不当に内部に利益を隠し込んでいたというのではないはずでございますけれども、計数についてはいはずまた確認させていただきますと思ひます。

○渡辺(嘉)委員 金利の自由化を初め金融の自由化がどんどん進行するわけですね。そういう中で今回国債との連動あるいはまた総合サービス等々の新商品によつて商工債券の販売力を維持していきたい、こういうことですが、これは結構だと私は思ふのです。ただ、それに走り過ぎますと、先ほど申し上げたように預金金利は三・八五で商工中金も預かつていらつしやる。この面をおろそかにしてしまつと、どうしても資金コストはより高くなつてくるのです。民間銀行と張り合ふとか競争しろという意味じゃないのです、シェアが違ひますから。それでも、やはり安い原資を集める、こういう意味で預金増強、預金増加は重要な柱だと思ふのですが、これに対する対応がちょっと今度の中に出ておらないのです。これについてはどう思われますか。

○末木政府委員 現状において預金が高いコストでの資金調達に有力な手段であることはおっしゃるとおりでございます。預金もどこからでも自由にとれるということになれば、それは当面確かに調達資金コストは下がります。しかし、これは昭和十一年のとき以来あつた長い議論でございまして、最近までは垣根などと言われておりましたが、だんだん自由化されてきておりますが、その中において今日まで債券を発行することができるといふのは、特権と言ふ言い過ぎかもしれませんが、一つは、一つの有力な手段を特に六行だけ認められておることでございますので、それと引きかえに預金については無条件ではないとい

うことになっております。今回、そういう意味で、そういう長年の経緯それから商中の本来の姿も全部まとめて検討いたしまして、預金の受け入れ先についても若干追加をさせていただいておられますけれども、広く一般大衆から受け入れるということには商中の性格上しなかつたわけでございます。なお、従来から認められておりますものの範囲内においては、商中としても極力努力をして預金の増強に努めておるところでございます。

〔委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席〕

○渡辺(秀)委員長 貸出金利について地域別に検討を加えますと、関東地方、大阪を中心とした近畿地方、東海地方の三つに分けて見ても見ますと、地銀の場合、関東が六・八六、東海は六・六三、大阪が六・七四なんです。それから相銀の場合、大阪が七・五六、関東が七・四七、東海が七・二三、信金の場合、東京が八・〇五、大阪が七・七三、東海が七・五七、こうなっております。地銀、相銀、信金を見ますと、高いところと比べますと、東海地方は大体一〇〇対九五に当たっております。このことは、東海地域において中小企業者を含めて借りる側としては有利であると思ふのです。もちろん高いところは安いところいろいろありますから、振幅のあることは認めます。いろいろありますから、ケース・バイ・ケースで貸しておるわけですが、しかし、全体の流れとしては東海金利と言われるほど東海は安いのです。

私は、これはいいと思うのです。そういうふうによも下があればいいのです。ところが商工中金の場合は一つの標準金利があるわけです。だから、私どもの東海地域または岐阜でもそうなんです、商工中金は高いというのが評判なんです。貸出金利が高い。今申し上げましたように東京、大阪に比べてもまだ東海地域は貸出金利が特に低いのです。当然これに対応して商工中金が東海地域の都合やっていたかといふと、中小企業としては金利の安いところに一時的にでも走ります。もちろん金融緩和ばかりじゃありませんから、金融

引き締めるときには商中も傾になることは言うまでもないのです。それは私も腹に置いておることは間違いないのです。一時的なそういうことに振り回されるつもりはありませんが、それでもこういう金利差がありますと、商工中金は高いというイメージと手続が難しいというイメージを与えます。

この際私は、そういうような意味で、金利については標準金利に対して地域差をつけた運用をやられたらどうか、またやってみようというわけですが、商中、どんなものですか。

○佐々木参考人 先生の御指摘のとおりでございますが、地域別には今のお話のような一般的な金利水準のようでございます。私も実はお話しのような標準金利というものを決めておるわけでございます。総代の皆さんの決議によりまして決めておるわけでございますが、その標準金利に上下の一定の幅を設けて、その幅の範囲内においてそれぞれの地方の実情に従って、あるいはまた支店の実態に従いまして、それぞれの地域もしくは支店におきまして、支店長の判断によってある程度の弾力的な措置を講じておるわけでございます。

高いということが皆さんから言われておまして、私も極力コストの低減その他努力をいたしておるわけですが、何分にも原資の問題のほかに運用面におきまして小口、多数の件数である、あるいはまた私どもの機関の性格からいたしまして全国に店舗網を配置しておる、そういう運用面のコストもございまして、なかなか御要望のとおりにならないわけでございますけれども、法律改正を機に一層頑張るつもりでございます。

○渡辺(秀)委員長 次に、有価証券のことについて聞きたいわけですが、今、商工中金は一兆円の有価証券を持っていらっしゃるわけですが、そのうちの八千億が国債なんです。商工中金が発行しております商工債券等の中で国が買い上げてくれるのが五

千八百億なんです。国が商工債券を五千八百億買ってくれる、商工中金は八千億の国債を買っております。一種の相互乗り入れみたいなものです。相互もたれ合いといえますか、これは私はおかしいと思うのです。本来、商工中金はそういう目的で国債を買うために持っておるわけではないのです。もちろん余裕金、支払準備金、これは当然必要ですから乱暴なことを言うわけじゃないのです。しかし、むしろ国債を二千二百億もこちらが余分に買っておるのです。こういうことは少しおかしいんじゃないか。むしろ商工債券を国の金で買うなら買う、そして、それをもっとほかに活用する方法を、もちろん国債も活用できますよ。できますけれども、そういうような運用を図るべきなんであつて、こういう相互乗り入れのような形の持ち合いということとは私は実質的に意味がないんじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○末木政府委員 五千八百億買つてもらつて逆に今度国債を八千億買うというのは一見おかしいように見えるかと思ひますけれども、これは趣旨がちよつと違つてはなかつたかと思ひます。

まず運用部に買つていただく債券、これは例えば利付債、リセッションを買つていただきますと、これは五年間安定的な資金が手に入るわけでございます。そういう運用部も含めまして調達しました資金全体を、今度どう運用していくかという問題の一環として改めてまた出てくるわけでございますが、現在余裕金は五十九年末で一兆三千三百五十億円ございまして、その中で国債を買つておるわけでございます。問題は、その一兆一千三百五十億という余裕金をどう評価するかということと、それからその余裕金の運用の仕方として国債に使うのかどうかということ、二つになるかと思ひます。一兆を超える余裕金が多いか少ないかでございますけれども、現在預貸率、つまり調達しました預金、債券に対して貸し出しがどれだけのウェイトを占めておるかというのを見ますと、五十八年度末でございますが、商中は九〇・七％、

約一〇％の余裕金を持つておるわけでございます。これに對しまして長信銀は預貸率が七一・四ではるかに大きな余裕金を持つております。都銀は七五、地銀が七九ぐらいでございます。商中はそういう意味では預貸率は高い、余裕金はそれほど多くないという率になっております。

したがしまして、どの程度の余裕金を持つたかについては、大蔵省の指導もございしますが、現在商中は多過ぎるということはない。これは一つには、景気の変動に伴う資金需給の変化に對しまして必要なメンバーに對する融資の手当をできるよ

うにしておくこと。もう一つは、特に預金関係の場合には引き出しに備えるということと流動性を確保しなければいけないわけでございます。流動性の確保の一環としてまして、流動性があり、かつ運用利回りもいゝものを選んでいくということだろうと思ひますけれども、安全性と有利性と流動性を組み合わせて考えるんだらうと思ひますが、その結果として国債がおっしゃるような数字になつておるわけでございます。この辺は商中が専門家として最も適切な判断をしておるわけ

でございます。私は現在その判断に誤りはないものと確信をしております。

○渡辺(秀)委員長 今度、五十年の時限立法を無期限にされるわけですね。私も商工中金の存在意義と過去の実績を高く評価しておるし、それがために将来も、平たく言えば頑張つていただきたい、こういう気持ちなんです。そこで、中小企業関係には中小企業金融公庫と国民金融公庫そして商工中金、この三公庫あるわけですが、それぞれ性格も違ひますし任務分担も違ひます。違ひますが、商中が約七兆六千億、国金が四兆八千億、中小公庫が四兆五千億、合せて十六兆九千億ですね。これで中小企業対策をやつていただいております。農林中金を調べてみますと、農林中金は一行で十六兆八千億持つておるのです。もちろん原資の中身も違ひます。違ひますが、今の農業対策のこの厚みと、この中小三公庫合せて十六兆九千億、農林中金一行と大体合つたのです。

こういうような意味で、私は今日の中小三公庫を今のままでいいかどうか、これはやはり検討の余地があるんじゃないか。今のような持ち味のままで生きていくやり方、一元化をして持ち味をそれぞれで生かすやり方、いろいろあると思うのですが、この点についてはどう思われますか。

○末木政府委員 政府系金融機関と俗に言われるものが中小公庫、国民公庫、商工中金とあるわけですが、性格は商中は必ずしも同じではございません。中小公庫、国民公庫は一〇〇%政府資金に依存をしまして一〇〇%政策的な融資機関でございますが、商工中金の方は先生御承知のとおり、そもそも本来の性格が協同組合的な性格を持っていて、半官半民ということでございます。

そこで、例えば商工中金の場合には貸し付け、預金、為替というふうに通常の銀行業務と言われるものを全部できる、そういう意味でフルバンク機能を持っております。それから、貸し付けの期間で見ましても設備、長期運転、短期運転、いずれも取り扱っております。それに対して中小公庫は長期資金に限られておりますし、為替業務とか預金業務はございません。そういう意味で、商工中金につきましては少なくともほかのものとは明らかに性質が異なりますので、これを切り離していかにあるべきかというふうに考えてもよろしいかと思ひます。

中小公庫、国民公庫のあり方につきましては、これは現在いろいろな問題が提起されております。とりあえずは臨調からは、最近の赤字に対して収支相償を図るべしという御指摘もいたしておりますので、鋭意努力もしておりますし、勉強もしておりますのでございます。

○渡辺(喜)委員 それぞれの持ち味とそれぞれの存在意義がありますので、私は一概に言わないのです。しかし一つの流れとしては、これは一元化をする、そうでなければ連係プレーの強化を図る、私はこれが必要だと思ひます。そうすることによってそれぞれでうまく対応できることを考えて

やる。そうすれば仮に支店を今のままでいくと一つの都市に三つ置かなければならない。むしろそれもそれぞれが連携できればそこに一つ置いておいて、その二つの支店はよその地域に置いてやる、こういうこともできるわけなんです。だから、これから金融自由化の中で商工中金そのものも本来生き残らなければならないわけですから、そういう連係プレーを強化していくことによって将来のあるべき姿をもう少し検討しなければならぬと私も思ひますし、私自身も勉強しますが、一元化ができるならばむしろそういうことによって中小企業本来の金融機関として進めていったらどうだろうか、こんなふうに思ひましたわけですが、これにつきましては私の考え方を申し上げただけですからこれ以上言いません。

ただ、最後に一言聞いておきたいわけですが、今度の改正その他ずっと拝見いたしますと、いわゆる商工中金の半官半民のいいところを生かそう、私はこれはいいと思うのです。官の持つところの助成あるいはまた救済、育成、そうして役所のやることですからかたいた、こういう面と、民間の持つところのいわゆる細かいサービスを含めた活性的な行動力、この両者をミックスして商工中金を運営していく、このことは一つの商工中金の本来の原点としていいことだ、私はこう思ひております。評価しております。いつまでもこれがいいという意味ではなしに、私は今の時点で見えておるのです。

ただし時代の流れがそういうふうな中小企業者を含めてニーズも多様化しておる、金融商品に対する好みも広まってきた、だからこれに对应しよう、これも必要なことです。必要ですけれども、何回も言うのですが、商工中金というのは一般の金融機関とは違うのですから、本来、組合を中心とした金融機関なんですから、所属団体を持つた金融機関でございまして、その商工中金設立の原点に返ってお互い考えなければいけないのじゃないか、こういうことで今まで私はずっとこの時間申し上げてきたわけですが。

そういうような意味で、そういう原点に立ち返って、組合金融として進めるために、いま一つは預金そのものもある程度ふやすことによって原資も安くしていく、そういうことと、それから政府がこれに対する助成をするときには、高度化資金もそうですが、別枠を設けたときにはそれに助成するとか、そういうふうなきめ細かく政府の措置を導入していく、こういうことによって、いたずらに時代の流れに幻惑されたり引きずられるのではなくて、本来の目的に立つて貸し付け、余裕金の運用あるいはまた業務の運用を図っていただくのが必要ではないか。

そういうような意味から、まず第一は組合を本来とする金融機関らしい弾力的な貸し出しその他の施策をひとつ行つていただきたい。二つ目には、貸出金利はそういうような意味で安くし、地域の実情にも合わせてもらいたい。それから三つ目には、高度化、共同化、近代化等特別なそういう制度も設けていただいたらどうだろうか、こういうふうな思ひわけですが、最後に当たりまして、これは大臣並びに理事長から承りたい、こう思ひます。

○佐々木参事人 まさに先生のお話のように、商工中金は創業以来、中小企業協同組合の共同施設という特質を持っております。また、その中小企業の共同化を金融面で進めるといふ政府の御方針を支援する立場にあるわけでございます。私ども、五十年の歴史を踏まえまして、今回新しい法律改正ができました場合には、再び中小企業協同組合組織というその原点に戻って、中小企業の皆さんの金融円滑化のために精いっぱい努力をいたす所存でございます。

○村田国務大臣 渡辺委員の先ほどの御高説をこちらで拝聴しておりました。今、佐々木理事長からも、また先ほど来政府委員からも申し上げましたように、商工中金は中小企業の組合等をメンバーとしたしまして、これらに円滑な金融を行うことを目的とした専門の金融機関でございます。その業務が、国の行う中小企業の組織化の推進と

いう国の政策目的にも合致をするところから、国として財政援助を行つておる、こういう基本的な性格がございまして。

その意味で商工中金は、委員御指摘のように半官半民と呼ばれております。中小企業の組織化の推進の政策的意義が不変の重要性を有し、さらに現行形態において商工中金は、官の持つところの公共性、それから民の持つところの効率性を遺憾なく発揮をしてくるというふうなことから、こうした商工中金の基本的性格を守りながら、今後とも中小企業金融公庫その他政府の関係機関とも連絡をとりながら、委員の御指摘になられましたいろいろな業務運営について工夫を加えつつ運営をしてまいりたい、このように考えております。

○渡辺(喜)委員 時間がありませんので、そのほかの件は一切カットいたしますが、私は意見をいろいろ申し上げましたが、あくまで商工中金の健全な発展と所属団体へのいわゆる中小企業の共同組織の組織化、育成発展、このことが中小企業そのものの発展につながって、そして全体の振興を図っていくわけですから、どうかその意味を踏まえて、今それぞれ承りましたので私も後ほど意見もつけたいと思ひますが、どうかその意のあるところをお酌みいただいて、今後の運営にお当たりいただきたいと思います。

以上。ありがとうございます。

○渡辺(喜)委員長代理 渡辺嘉蔵君の質疑は終わりました。

午後零時五十分から委員会を再開いたしますこととし、この際、休憩をいたします。

午後零時四十分休憩

午後一時一分開議

○粕谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横江金夫君。

○横江委員 先ほど同僚議員、渡辺議員から、商

工中金のプロパーの職員の問題につきまして強く指摘がございました。もう五十年の歴史もございまして、これからそのプロパーの諸君に對しましてもぜひ一層の登用の御配慮を賜りますように、まず質問の前に冒頭、要望してまいりたいと思ひます。

私は、商工組合中央金庫の本来の責務としてその役割についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

これはもう申すまでもありませんが、組合金融の円滑化を図り、中小企業の組織化を金融面から、そういう形でサポートする目的の唯一の中小企業専門金融機関であることは論をまちません。私は、きょう佐々木理事長さんにおいでをいただいておりますが、先般、五十八年度の業務報告の中で、同金庫の使命というのは、組織金融を推進して、そしてあくまでも中小企業金融の円滑化に努めるんだ、こういうふうにその使命を言っておみえになるわけであります。

私は、そこで、組織金融の組織化という意味と、いま一つは、中小企業金融のその中小企業という範囲について含めて、申し上げましたように、この商工中金の責務として役割等も含めながらまず冒頭御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 お答えいたします。

まず冒頭に、先生から私も職員七千人、プロパー職員に対する激励のお言葉をちょうだいいたしました、まことにありがとうございます。

ただいまの御指摘の、私も商工中金、昭和十一年創設のときの使命が、中小企業協同組合の組織化を私も金融機関の立場で御支援するということで、中小企業の皆さんの共同施設として設立されたわけでございます。その使命が政府の中小企業政策に合致する、そういう立場から政府の方からも多額のお金をちょうだいいたしておるわけでございます。そのような私どもの中小企業の共同施設、しかも政府の政策を支援する、そういう大きな目的を持っておる機関でございます。

五十年たちまして、今回法律改正をお願いいたしておる次第でございますが、新しい法律ができましたのは、中小企業の皆さんの金融の円滑化のため、さらには金融を通じて中小企業組織化のために全力を挙げたい、かように考えておる次第でございます。

○横江委員 今回の法改正のいわゆる背景についてもお尋ねをしてみたいと思ひます。

産業界等におきましては、商工中金も含めながら、そこらあたりが強い意図ではないと思ひますが、曲がり角に來ているんだ、よって、その端的な一番の理由はもう貸し出しの低迷にあると、先ほどの議論の中でそこらあたりも実は集約的に議論がされているところでありまして、そういう意味合い等から、ありがたみがなくなってきたという意味も、一〇〇%ではありませんがそういう嫌いが、私は一言で、いろいろな機関紙や産業界の皆さん方、そしてまた臨調も含めての中からもいいますと、既に政府系の金融機関の使命は終わろうとしているとか、終わったんだというふうな感じの御発言もあるやに伺うわけでありまして、そういう背景を含めながら今回商工中金の法改正が行われたわけでありまして、商工中金、いわゆる金庫側からした場合の今回の法改正の真の背景についてひとつ明確にしたいと思ひます。

○末木政府委員 臨調等をお引きになりまして、政府系金融機関の役割は終わったのではないかと、いう問題提起をなさったわけでございますが、私どもは、金融情勢、特に金融自由化等の最近の情勢を踏まえまして別の考えを持っております。すなわち、金融自由化は中小企業にとりましては必ずしもプラス、よいことばかりではない、むしろ、より心配な点がございます。

それは、一つには、中小金融機関の間で資金コストの上昇ということが起こります。もちろんこれは大きな銀行の場合にも起こります。そのときに、そのコストのアップをどこに持っていくか。

これは比較的、相対的に力の弱いところにそのコストのしわ寄せをされるおそれはないであろうか、こういう問題がございます。

それから、金融自由化で資金の移動が非常に大規模、活発に、国際的に動くようになってまいりました。景気変動とか例えばアメリカの情勢とかで資金が大きく移動いたします。そういう情勢で資金が量的に逼迫いたしましたときに果たして安定的に常に見てもらえるのであろうか、こういう点の心配がございます。

それから国内の景気循環の問題といたしまして、これは過去のパターンでも、アメリカの最近の経緯でもはつきりしておりますけれども、金融引き締め期に入りますと、上位の大手の銀行からまず中小企業貸し出しの勢いが落ちてまいりまして、それに反比例いたしまして政府系の機関の貸し出しの伸び率が上がってまいります。これは明らかに、金融引き締め期においてそういう補充的な役割を果たしているわけでございます。そのほかいろいろの変動要因がございまして、そういう量的に見ましても、いろいろ今後とも政府系の機関の役割があるのではなからうか。

それから政策的な金融の担い手といたしましては、これは申すまでもなく、最近の情勢のいかんにかかわらず依然としてかかるべき役割を担っていくものでございます。一般的に政府系につきましましてはそういう認識を持っておりまして、臨調におきましても基本的には、私は、内部の議論に参加したわけではございませんけれども、結果の指摘を見ますと、恐らくそう大きな相違はない認識に基づいて答申が出されたのではなからうかと思っております。

○横江委員 これからにつきましても、今の部長の御答弁のように環境が、今のような状態、金融緩和の状態がいつまでも続かない、緊迫するときもある、そういう状況も含めながら、しかも自由化に対応していくためにこのような法改正をしたんだ、その部分の意図については私も了とするわけでありまして、ただ、今回商工中金の法改正をし

たものを全体的に眺めていきますと、商工中金の一番の業務、中小業者の皆さん方に融資をする、そして金融面から中小商工業者の組織化それから育成を図っていく。そういう中において、基本的にはいわゆる団体融資、その組合が転貸していく転貸融資、そしてまた、直貸しというのですか、いわゆる構成員融資、こういう三つの形で中小企業の金融面を実は支えてきているわけでありまして。

これを中心として今回の法改正の中身をグローバルに眺めますと、まず第一には、先ほど話がありましたような資金調達につきましては、今までの商工債券だけでは調達がこれから非常に厳しいんだ、だから国債を取り扱いながら、新商品の発行等々によっていい商品を買入れまして、そこで商工債の実績を上げていくという改正と、いま一つは、業務の拡大の中で新規のお客さんという貸出先をつくる。私は今、団体融資あるいは転貸融資として構成員融資の三つを申し上げましたけれども、この改正の中身そのもので一番の恩恵を受けるのが、一番大事な団体の皆さんあるいは団体で構成しておる転貸しの皆さんに、いわゆる直貸しの構成員融資を受ける皆さん方であるのだということを、全体の上から見れば感ずるわけでありまして。

それはどういふことかと申し上げますと、先ほども議論がございましたけれども、バイヤーのクレジットにいたしましたも、海外現地法人にいたしましたも、あるいは共同出資会社にいたしましたも、そのような新しい貸出先につきましては、今申し上げました本来の団体融資、転貸融資の組合や組合員の皆さんに、構成員融資を受ける直貸しの皆さん方のための法改正ではないかというところを実は強く感ずるわけでございます。もちろんこの場合にも当然中小業者の一員でもございまいしょうから私はあえて云々とは申し上げませんが、しかし、そのような改正以前に本来の団体、組合、協同組合の発展、そしてその改正が必要じゃなかったかと思ひます。その辺に

つきましてひとつ御答弁を賜ってまいりたいと思
います。

○末木政府委員 商中の貸し先別に三つに分けて
御指摘ございまして、組合の共同施設に貸すも
の、組合に貸してその構成員に転貸しされるも
の、構成員にストレートにお貸しするもの、こ
ういふふうに区分けをされておっしゃったわけで
ございますが、まず実態を申し上げますと、組合に
貸すもの、これは組合自身の施設それから転貸し
を含めてございまして、これも実は絶対
額では結構伸びておりまして、五十四年三月末と
五十九年三月末の五年間比較いたしますと、その
間に四一%ふえております。その内訳は、組合自
身の施設に充てられる、共同施設に充てられるも
のと転貸しに充てられるものがたまたま同じ比率
で伸びております。それから、その間に構成員に
直接お貸しするものの方は少し伸び率が高うござ
いまして、五八%伸びております。その結果、組
合貸しと構成員貸しの比率は多少変化をいたしま
して、組合貸しの比率は五十四年当時の五三・二
が五十九年三月末に五〇・三と、確かに落ち込ん
でおりますけれども、これは今申し上げましたよ
うに、いずれも伸びている中で伸び率の差で生じ
た結果でございます。

なお、今のは残高でどうなっているかござい
ますけれども、これを年度間のフローで申します
と、五十七年、五十八年、五十九年はまだ途中で
ございまして、それそれ年度中に新たに貸し
したもののウェイトで見ますと、これは組合の比
率がもうちょっと高うなっております。約五
六%が組合向けでございます。この差が生じます
のは、組合向けよりも構成員に直接貸す方が融資
期間が概して長いために、ストックの方ではそ
うの方が残つてくる結果算術的に出てくる結果で
ございまして、まず実態はそういうことにな
っております。

そこで、お尋ねの今回の改正の姿勢でございま
すけれども、私どもは商中のあり方として、今後
構成員直接貸しのようなものが主流であるとか重

点であるとか、そういうことは考えておりませ
ん。そもそも組合貸しから発足いたしました二十
六年の改正で構成員貸しが追加されたもので、御
承知のとおりそういう経緯をたどっておりますの
で、もちろん組合貸しを重視してはいるわけでござ
います。ただ、組合がまず借りて転貸しをする
か、ストレートに構成員に貸すか、これは借りる
側の選択の問題もあらうかと思ひます。もちろん
商中の本来の趣旨に反しない範囲におきましてい
ずれも大事なことであつて、いずれも中小企業の
組織化に役立っているものと確信しております。

○横江委員 私は、今お話しのように例えば構成員
貸しがだめだなどという発言をしてはいるわけじ
やありませんけれども、この本来の趣旨は組合の
組織化、それを通じて組合の育成ということであ
るわけなんです。ところが、組合の育成あるいは
組織化についての法改正というものはどの部分が
あるだらうか。全くないとは申し上げません。全
くないとは申し上げませんが、構成員の直
貸しの場合も、構成員も相当の人数がお見えにな
ります。その全部の皆さん方にこの法改正はプ
ラスになるとか、恩恵を受けるのじゃないと、そ
の中の本当に一部分の人、力のある人——例えば
今の海外現地法人を必要とするような人はまず組
合ではないのです。組合それ自体ではない、組
合が金を借りてそれを転貸する、転貸貸しを受け
る人もまずない。直貸しの人。その直貸しの人の
中で全部じゃないですね。ほんの一部なんです
よ。例えばこの今の海外現地法人、こういう関係
について大体どのぐらいの要請があつて、実際に
はどのぐらいがその企業別に見ていきますと関係
が出てくるのか、私はまずこの海外現地法人につ
いて一つお尋ねしたいと思ひます。

○佐々木参考人 先生御指摘のように、私どもの
本来の使命は組合貸しという昭和十一年の発足の
ときの目的でございまして。ただ、昭和二十六年に
構成員貸しにつきましてもこれが本来の組織金融
の一環であるという立場からお認めをいただいた
ものでございまして。組合貸し、構成員貸し両方相

まって組織金融の柱である、私どもかように了解
をいたしておるわけでございまして。しかし、やは
り組合貸しにつきましては私どもの大きな任務で
ございまして。

今回の法律改正におきまして、もろもろの資金
調達あるいは運用面におきまして所屬組合並びに
構成員のためにという表現になつております。
両方相まって新しい時代に私どもの資金の供給が
できるようにという趣旨でございまして、ただ、
今先生の御質問の海外取引先あるいは海外進出企
業、その構成員についてはどうかということござ
います。私どもの調査では、取引先のうち直
接貿易取引をやっております構成員が七百社で
ございまして。海外進出企業がお取引先の百八十七社
でございまして。海外現地法人が二百十二社とい
う数字でございまして。ただ、残念ながら、先生御指
摘のようにこのうちのいわゆる中小企業と中小企
業でない企業との比率はたゞいまつかまえており
ません。全体の数字はこんな数字になつておるわ
けでございまして。

○横江委員 私は、この七百社とかあるいは百八
十七社、実際に組合の数だけでも、今商工中金に
出資をしておみえになつてはいる所屬団体が二万七
千で、七百また百八十七、しかもその場合に、い
わゆる法定中小企業の皆さんでない大手の方も
いう話もあるわけでありまして。私は大手の話に
ついては後から指摘をしたいと思ひますけれども
も、現地法人だけとて全体ほんの一部の方
がこの法改正の対象になるという。これからはわ
かりません。これからの必要性からいってわかり
ませんけれども、現段階ではそんなんです。

それではもう一つ伺ひますが、例えば共同出資
会社、これは員外貸しというのですか、先般商工
中金の方に伺つたときは、これは構成員の方が入
らなくても九々員外なんだ、そして共同で出資し
て会社をつくれれば対象として貸したい。ところが
通産省の関係でいきますと、これははいやそうじゃ
ない、これは何割かは構成員を入れてやつていく
のです。実はこういうような話もあったのです。

だから、九々員外でいくのか、構成員も若干入
れて会社をつくるのか、私はちょっとその辺がわ
かりませんけれども、どちらにいたしましたしても、
それこそ時代のニーズと言われればニーズかもし
れませんが、もう組合金融から大きく方向
が変わつてしまつてはいるわけですね。その方向が
いかにしても、相当の部分目がそこに行かなくな
るんじゃないか、こういう方向へ今変わりつつある
のじゃないかというところを感ずるわけでありま
すけれども、そういう点についてはどういふよう
にお考えでございましてか。

○末木政府委員 先生御指摘の国際関係の七百と
か百八十という数字、確かに二万七千の加盟組
合、参加企業からいいますとごく一部の少ない数
といふことはそのとおりだと思ひます。ただ、私
ども今度この改正案をお諮りいたしました趣旨
は、商工中金の力を専らそのために、そこでそれ
自身を特別に重視するという意味ではなくて、あ
くまで従来の線に乗りまして組織金融であり、中
心に組合がある、そういうものを活発化してい
くためにどうしたらいいか。したがひまして、具
体的には、例えばある組合の所屬しているある企
業が海外現地法人をつくつて海外活動を活発化す
ることによつて、それをてことして組合自身の力
が強くなくなつていく、こういうことがあくまで
ないでございまして。

具体例を二、三申し上げますと、例えばファッ
ション性の衣類をつくつてはいる組合がございま
す。その場合にそのメンバーである企業が海外に
拠点をつくつてしまつて、そこから新しい海外の情
報をとれるようになる。もちろんこれは独立の私企
業でございまして、一番大事な情報を全部の企業
の人に差し出すとは私も思ひませんけれども、こ
れは業界の中でおのづからそういったものは、そ
のメリットは仲間にもある程度均てんしていく
わけでございます。そういう一例でございまして。そ
れからまた別の例で申しますと、あるメーカーの
場合に同じように力をつけたことによつて全国的

な業界内におけるその所属組合の発言力が強まる
とか、いろいろなルートを経ましてメンバーの力
がつくことが結果として組合の強化につながる、
そういうことをねらいといたしまして、そういう
ことになるように立案をしたものでございます。
○横江委員 この関係が全部組合にそういう影響
として組合の力を強くするという形ではね返って
くるならば、私は融資そのものが、また今回のこ
の改正というものが中小企業の組織化を側面的に
フォローするということでは、これはそのとおり
だと思います。しかし、そういうことは一部分で
あって、一〇〇％僕はそのようではないと思いま
す。だから、今その現地法人や共同出資会社をつくる
ということも、それは僕は全然やめてはいけな
いと言いませんけれども、ニーズに当てはめてや
るべきはやるべきであります。肝心なことはも
っと力を入れるべきではないか、そのことは何を
申し上げようとするかといえます、実はあなた
の方で、この所属団体そのものが、組合という
ですか、取引件数の推移が今まで出ておるわけ
であります。

先ほど申し上げました約二万七千の所属団体と
いう組合があるわけですが、この五年間
の推移というものは、実際には約六割くらいが全
然この商工中金さんに組合融資も受けてない、あ
るいは組合が融資を受けて組合に転貸するという
こともしてない、全く関係ないというのが本来の
組合なんですよ。五十八年には所属団体二万六千
八百十二、そのうちで融資の関係、いわゆる商工
中金とかかわりがあったというのは一万一千二百
八十二、四二％なんです。五八％、六〇％近い方
はほとんど関係ないわけです。これは私は五十九
年度にしてもっと数字が低くなってきているの
じゃないかと思うのです。

こういう関係からいって、この辺をおおざりに
して、そして、それ、員外に貸し付けをするんだと
か、ほれ、また構成員に対して直貸しをして、そ
してそのことが、いわゆる海外の現地法人、この
辺の改正じやなしに、もっとも一と一番大事なこと

とはここにあらんじやないか。もう六割も関係が
薄いというところについて、ここにやはり今回の
改正の身も目をつけるべきじゃなかったか。ど
うしてこんな数字が出てきているのか。どうして
中身がこうなっているのかということを私は分析
してみえようと思うのです。これは一番本来の業
務だと私は思います。これは理事長さん、どうで
しょう。

○佐々木参考人 先生御指摘のように、確かに私
どもの取引団体がこしはるく減少いたしております。
また私どもは、基本的にまず商工中金の所
属団体の増強といえますが、皆さんに商工中金に
入っていただくということで実は五十八年から本
部に組織開発部を置きまして、中小企業団体中央
会と連携をとりまして既存組合の活性化あるいは
新規組合の設立促進、さらには商工中金への御加
入というところで努力をいたしております。所属
団体につきましてはここ二年ほど急激な拡大を遂
げております。ただ、先生御指摘のように、所属
団体は増加いたしておりますけれども取引団体が
減少いたしております。

私も考えますのに、一つはここ二、三年の金
融緩慢という一般的な情勢によりまして、私ども
から借りる組合が減っております。私ども
先生の今御指摘の数字は、実は組合貸しをやっ
ている組合でございまして、それ以外に構成員貸し
をやっている組合がまた五千ほどございます。そ
れを加えますと、関係しておる組合は五十数に
なるわけでございます。

ただ、実は最近の組合のニーズといえますが金
融機関に対する非常に多様化しておるニーズから
いたしまして、私どもも共同施設、メンバーバンクで
ございまして、お金を貸すことも重要でござい
ますけれども、お金の以外のいろいろな情報、経営相
談その他の金融サービス、これも私どももお引き受
けをいたしております。所属団体でたまたまお金
は今必ずしも必要としないが、そういった情
報を必要とする団体につきましては密接に今御指
導申し上げている、そういう状況でございます。

○横江委員 自身はこの具体的な数字の中で、
いわゆる商工中金を支える協同組合の団体で、そ
れは数字が、構成員の数を入れますと、私は六割
は全く関係ない、あなたの方では五割だとい
う話、まあそう違わないんです。

そうしますと、どっちにしてもこの一万件から
一万五千件が、出資はしている。今の話で、情報
だけは、これは中小企業として必要だからという
ので情報だけは聞く。果たしてそれだけのもの
だろうか。私は何か組合のあり方、協同組合が、あ
なた方は国際化あるいは自由化に乗っていないと
している、組合そのものは時代に乗り遅れない
いんです。組合が時代に乗れない
いんです。乗っているところもあります。
また新しく今のソフトウェアとかなんともあり
ます。ところが、既存の組合で一万という大きな
数字が、商工中金と、出資をしながらかかわりが
薄いというのは、組合そのものが時代に乗り遅
れていて、そのような感じを私は持っています。

今まで共同事業するにいたしましたも、一括方
式で何でもやってきました。ところが大きいもの
は得なんだという大規模でやってきたこととそこ
とが、共同事業しても組合は余りそのメリットが
なくなってきた。もう組合の共同事業については
従来のような効果がない、メリットがないからそ
れじゃやめようじゃないか。あるいはまた組合離
れというものが、まあ労働組合でもそうなん
でございまして、そういうような組合離れというもの
が、いわゆるメリットが少なくなった。だ
から、今の所属団体のうちの一万以上の組合とい
うものはあなたの方の取引関係が非常に薄くなっ
てきておる。そうしますと、金融面から組織化を
していかうということがもう全五〇％、半減し
てしまっているわけなんです。新しい皆さんを
入れるよりか、今自分のものを、そのもの自身も
半分以上は関係が薄いということ、この辺の調査
はどのようにしておみえになるのか。

私は、それとあわせて、今一括的なそうい
う方式というのはだんだんと時代にのまれてきて
おる。端的にいいますと、先ほど一つの例が挙げ
られましたけれども、私は例えば協同組合の事業、
一括方式の中でも洋服の関係を切り上げてみま
しても、今までは協同組合で一本で、ばあんと見本
市でも何でも発表会でもできたと思うのです。と
ころが現在では、例えばメンズズアルトとかある
いはチャイルドとかあるいはまたデイスカウ
ンとか、いろいろ細分化されてきているわけ
です。この細分化をされてきている中で今までも同
じように組合がほんとは一括でやろうということ
は、どうも中身と表とが合わないんじゃないか、
こういう面が私は今の一万以上もあなたの方との関
係が薄くなってきている原因じゃないかというふ
うに思っています。その辺についてはどうな
う。

○佐々木参考人 先生の御指摘の点の、一般的協
同組合の最近の状況につきましては中小企業庁の
方からお答えいただくことになろうと思いま
す。私からは、先般商工中金といたしましてアン
ケート調査等で組合実態の意識調査をいたして
おるわけでございます。その結果によりますと、ま
ず金融事業を実施いたしております組合のうち、
その金融事業をさらに拡充したいと言っておられ
る組合が四一％ございまして、現状の金融事業を維
続したいと言われている組合が五五％ございま
す。今の金融事業は縮小もしくは廃止をするとい
う組合は一％ということでございます。全体と
しては引き続き金融事業に対する意欲が非常に高
いものと推測をいたしております。

なお金融事業以外の事業でございますが、共販
とかあるいは経済事業とかそういった共同事業を
やっております組合。全体で共販、経済事業が六
九・四％あるいは共同労働管理、共済などの事業
が五〇％、ほとんどの組合が何らかの形の共同事
業をいたしております。

最後に、先ほどお金をお貸しするという関係の
みならず、いろいろな情報交換その他の情報サー
ビスに際する立場で御関係いただいております

とを申し上げましたが、実は私どもには、それぞれ各支店ごとと中金会とかユース会とか、そういった所属組合の皆さんとの交遊の場がございます。必ずしもお取引をいただいている組合の幹部の方も、いろいろな研修会、講習会、そういったところには非常に勤勉に御出席いただいております。というふうな事実も申し添えておきます。

○末木政府委員 具体的な数字は今商工中金の理事長がお話しになったとおりだと思いますが、一般的に先生が前半で御指摘になった点について申し上げさせていただきますと、組合について、組合そのものの施設の資金需要が強かった時代というのは、確かに、成長率の高かった時代とかあるいは公害対策を短期間に一斉にやった時代とかエネルギー転換をやった時代とかいうときに資金需要が強かったのだらうと思います。これは今詳細なデータはございませんけれども、全般的に考えましてそういうふうな時代は、山が一つ越えた。その後で、先生おっしゃる通りに、もっと多品種少量生産の時代に来ているわけでございますが、これからについてはまた新しい山が出てくるのではないかと。それが、先ほど午前中にも申し上げました最近の新しい組合員の動き、サービス化、ソフト化とか技術関連、コンピューター関連、こういったものについての組合共同事業の必要性というものが、今後また新たに次の山が出てくるのではないかと。そういった点については、これは商中の問題だけではなくて通産省、中小企業庁の問題でございまして、商中にもぜひその一翼を担って応援をしていただきたいと思います。私どもは思っております。

○横江委員 理事長さん、先ほど調査の御発表もいただきましたが、先ほど申し上げました私の数字でございますが、約六割が利用しないということ、高度成長の時代ではないのだから現段階ではこれは普通なんだ、こういう御理解をしておみえになるわけですか。組合そのものが商工中金からお金を借りない。いや、共同事業ができないのかもしれません。少なくとも、こういう数字が出て

いるというのは、六割は関係がないわけなんです。一体六割の人はどういうような組合なのか、眠っているのか、登記だけで終わっているのか、活動していないのか、一体その辺の調査はしてみえるのかどうか。これは当たり前だと思ってみえますか。

○佐々木参考人 お取引をいただいております組合の皆様の商工中金への結びつきにつきまして、ただいま申し上げましたが、マクロ的に申し上げますと、私どもの融資残高は昨年末に比べまして一〇%ばかり上がっております。ほとんどが組合及び組合の構成員貸しでございます。したがって、全体の融資がおかげさまで順調にきておるといことは、中小企業の皆様からすれば、商工中金に依然として大きな期待を持ち結びつきを感じておるもの、マクロ的にはそう考えている次第でございます。

○横江委員 その組合の組織化の育成を金融面からということ、確かに貸し出しの金額はふえています。そういう意味で、それは組合ではなしに構成員の貸し出しでふえています。

私は、構成員の貸し出しの中でも、その構成員が力がつくことによって組合にいい影響が出てくるならば、そのことはよしとしたいと思っております。先ほどの話からするとそのとおりなんです。ところが、直貸しでその構成員だけが力がつく、そして今の、貸出高が上がってくるというところ、これで満足をしてみえるということではおかしいことじゃないかというふうに私は思うのです。

先ほど申し上げましたけれども、従来の組合の例えば共同事業や販売事業、それによる融資あるいはまた組合に対する金融事業からだんだんと構成員貸し、しかも構成員も、それはあくまでも構成員本人が金を借りる、組合に余り関係のない直貸しが非常にふえてきていることはあなただけの調査の結果でも私はいただいているわけですが、例えば五十九年の一番新しい数字でまいます。この直貸しが三兆六千三百六十五

億。このことが組合へいい影響が出てくるならば、これは全部出ないと言いません、しかし、その組合よりも自分自身の力をつけるだけの話が……。

私はなぜこんなことを申し上げるかという、例えば協同組合でも同じような形が皆さんが見えになるのです。そして、組合はそれなりに組合活動をしています。ところが、商工中金の方から融資を受けたいという中小業者が見えなくなりました。結果として、調べたらこの方はどこも組合には入っていない、だから組合をあつせんをする。その組合をあつせんされたら、全く関係のないところへ商工中金からあつせんされて、そしてお見えになった方は、これは組合長の同意をいただくだけで組合員という証明をいただいて、組合の皆さんとは全く融合しないわけなんです。そういう直貸しの方々が一番多くなっている。

そういう方々への融資というものは、結果的にはその組合に余り影響がない、私はこういう感じを受けるわけですので、その辺のことを今指摘しているわけでございますが、理事長からその辺についてひとつお答えをいただいております。

○佐々木参考人 繰り返して申し上げますように、私ども、構成員貸しにつきましては、その構成員にお金を貸すことによってその構成員が健全な経営を営むことができれば、ひいては組合の健全な発展になる、かように考えまして、組合貸しも構成員貸しも両方相まって組織金融の大きな柱であらう、かように考えているわけでござい

ます。ただ、今先生が御指摘のように、特定の企業の方に、その企業の利益だけのためにわざわざ無理にある組合に加入させるといふようなことは、実は私どもは考えておりません。先ほど申し上げましたように、組合に加入しておられない方を組合に加入させるようにということを中心会さんと御一緒に運籌していただいております。

て、金融を貸りたいけれどもどうかとお問い合わせのあったときに、商工中金の性格を申し上げ、組合の構成員でなければ資格がございませんと申し上げた場合に、組合に入りたいから紹介してくれというふうな例は聞かれません。そのような場合には、私どもの使命をいたしまして、本人の御了解のもとに、適当なる同じ業種の組合を御紹介し、そこに入っていくということとは数多くあることでございます。しかし、決して、組合の発展を無視して、特定の企業にお金を貸すだけの目的でそういったことをしておるといふ事実はないと思っております。

○横江委員 私は、今のその紹介の話で、ある組合長の話を少し触れていきたいと思います。全く関係のない、しかも、我々が五の力であるならば百も五十もの大きな人がぼんとしてくる、断れない、その人らは、自分たちの枠以上の融資を受ける。そしてその組合長は、その人らの商工中金だ、もう我々が商工中金へ行けば、とにかく態度は悪いというのですか、官僚的だと言葉を使っていましたけれども、書類は非常に難しいことを言わね。ところが、そういう紹介された方は、場合は何ら問題がない。日にちがかり過ぎる。だから普通の市中銀行へ行つた方がいいんだ。その上にワリショーを買えだとか、ほれ出資せよということばかりで非常に困るんだ。そういう人らについては優遇しながら、我々中小企業、小さなものをなぜ優遇しないのだから、こういう指摘を実はもらっているのです。そういう話の一つと、とにかく商工中金を喜んでるのは、そういう直貸しの大きな人だけなんだ、前からの一番大事な我々の組合はそうまで恩恵を受けておられぬ、そういう話が強いのです。しっかりとしてくださいとかなんとかで行きますと日にちがかわるのに、商工中金というのは一部上場株とか大企業まで金を借りられるのはおかしいではないか、一体その辺はどうなっているのかということもあるわけでございます。

その辺、一言だけ私は申し上げておきますが、このあなたの方でもありましたしおりには、商工中金の場合については中小企業等協同組合法に基づく従業員数と資本金の規模、それから「商工組合中央金庫法」には、中小企業者の定義はありませんが、同金庫の取引対象は、小規模事業者を主たる構成員とする団体又はその構成員であり、概ね次のとおりです。今の従業員の規模、それから資本金一億円というようなことを、組合の取引対象はこれなんだ、こういうことをこのあなたの方のものには書き書いてあるんだけれども、そんな大手で十億以上の会社とか、一部上場が五十社ぐらいあるのですか、こんなことは大臣どうなんでしょうね。時間がありませんから聞きますけれども、これに、商工中金の場合には対象にはなりませんと書いてあるんですね、三百人以上、一億円以上は、これはあなたのところでもあったものなのです。この辺についてちょっと説明してもらえませんか。

○末木政府委員 法律的には商中法第七条の一項の二号から八号までに商工中金のメンバーになる組合が列挙してございます。これは事業協同組合、同小組合、企業組合、火災共済、信用組合、協業組合、いろいろ列挙してあるわけでございまして、その中で事業協同小組合と企業組合を除きますと、そのほかは法的には大企業も組合のメンバーになり得ることになっております。そこで、その組合のメンバーになっておいて、その組合が商中の所属団体であります場合には、法的には商中はお貸しできるわけでございまして。ただ、これは法律的にそうなっているというだけでございまして、商中の本来の趣旨は、小規模の事業者のつくった団体の金融の円滑化を図るということでございますから、先生おっしゃったような一部上場とか、それに準ずるようなものについては、特段の事情がない限りお貸ししないのが原則でございます。抑制的にやっております。たまたま若干の例外があるとすれば、それはその組合が、例えば下請をたくさん抱えていて、そこに貸

すことによって下請に非常にメリットがあるとか、あるいは地域の振興のための中核になってやっていると、そういう個々に例外的な事情がある場合に限り貸しているものでございまして、原則は抑制しております。

○横江委員 終わります。

○粕谷委員 これにて横江金夫君の質疑は終わりました。

続きまして、長田武士君の質疑に入ります。長田武士君。

○長田委員 商工中金改正法の質問に入ります前に、昨日来報道されております政府の対外経済政策について、一言触れていきたいと考えております。

昨夕、政府は経済対策閣僚会議を開きまして、緊迫化する通商摩擦の解消を目指した対策を発表されました。今回の対策は、昭和五十六年十二月の第一次対策から数えて七回目となるわけでありまして、今回の対策もそうでありまして、これまでやりますとOECD閣僚理事会や、あるいはサミットの直前に発表されて、いわばその場しのぎの対策という印象もあつたや私は思っております。今回の対策にいたしましては、総理の談話が発表されるなど異例なことでありましたが、けさの新聞あるいはテレビ報道を私見たわけでありまして、けれども、どうもアメリカの反応はぱっとしない感じがいたしております。対日強硬派と言われているダンフォース上院議員がけさNHKテレビに出ておりましたけれども、一片の紙切れではなくて実績だということを大分声を高らかに唱えておりました。こうしたことは、アメリカ上院における九十二対ゼロという満場一致の対日報復決議、あるいは下院におきまして三九四対十九という決議に十分表明されておりました。もはや言葉ではないという段階に入っているんじゃないかという感じを私は持っております。あした、この問題につきまして衆議院本会議で緊急質問があるというふうに聞いておりますから、私は、大臣に一回だけお尋ねをしたい、このように

考えております。

本来、市場開放ということと対外不均衡の是正ということは別の問題ではないかと私は考えております。今回、四つの分野にわたりました市場開放の問題になりましたけれども、これはアメリカの要求どおりに開放しても、アメリカの期待いたしますところの百億ドルの是正には、とてもじゃないけれども金額的におぼつかない。通信衛星はワンセットにいたしましたも大体二億ドルと言われております。実際三百五十億ドルもの対米輸出超過の解消には、この数字からいきますとどうも役立たないのではないかと考えております。それよりも、自由世界第二位の経済大国といたしまして、市場開放は当然の義務ではないかといたしまして、市場開放は当然の義務ではないかというふう

に考えておるわけでありまして。過去六回というふうな対外経済対策が自由貿易主義の強化であるとか内需の拡大であるとか、世界経済への貢献であるとか、繰り返し唱え続けてきたにもかかわらず市場開放の実を上げているなかった。それで今なお、具体的な例を申し上げますと骨なしの鶏肉あるいはミネラルウォーター、こういうものが貿易摩擦の対象品目として上がっている事実を見ますと、そういう感を一層私は強くいたします。きのう民間人による対外経済問題諮問委員会が、その答申の中で、市場参入は原則的にして、例外的にごく限られた分野のみ制限するように改むべきだ、こう提言をいたしておりますが、これも遅きに失した感はない、私はこのように考えております。

今回の対外経済対策について、これで諸外国が納得するかどうか、十分であると考えるおられるのかどうか、通産大臣の御所見をお尋ねいたします。

○村田国務大臣 長田委員にお答え申し上げます。

非常に重要な現下の問題でございまして、しかも昨日の夜、中曽根総理自身が記者会見という形で国民全般に語りかけられたということで、現下の一番大きな問題の一つではないかと認識をいたしております。これは、今までも予算委員会等の

国会審議を通じて中曽根総理が所信を表明されておられ、また私も通産大臣といたしまして貿易問題全般にいろいろ働きかけていたいたしておりますので、現在感じしておりますことを率直に申し上げます。

まず、日米貿易摩擦の問題はどうして起こるのかという根本原因でございしますが、これは何といっても両者とも自由主義経済の世界一、二の国である、したがって、自由主義経済のものとの貿易でありますから、分野によってアメリカ、日本それぞれ経済構造に大きな差がございまして、したがって、その進展段階に応じていろいろな貿易上の対応があるのは当然でございしますが、一つはアメリカが非常にドル高である、高金利である、そしてまた財政上の多くの赤字を抱えているといったような一般的な事情から、対日貿易の点ではどうしても、ドル高でありますから、円安でありますから、アメリカから見れば輸入がしやすい、日本から言えば輸出がしやすいという一般的な情勢がございまして。そのために、今長田委員御指摘になりましたように、貿易摩擦は何年も何年もわたって続けられております。しかし、特に日本とアメリカとの努力の積み重ねによって今までは結果的には円満に推移をしておりました。日米を合わせれば世界のGNPの三分の一に達し、そして貿易額においても自由主義世界の中で最高の額を記録しておるわけでございまして。ところが、昭和五十九年度、まさに三百数十億ドルという対米黒字が出るということになって、それが非常に政治問題化してまいりました。

ことし一月二日の中曽根・レーガン会談におきまして、こういった貿易上の不均衡の是正について、ひとつ特に四分野についてMOSS方式で語り合おうではないかという、ことし一月下旬来の話し合いの原点が定まりまして、それから高級事務レベル会議でたびたび日米間で行ったやり取り、この四分野と申しまして、特に、御承知のように、医療機器・薬品それから木製品それから

電気通信機器の四分野でございすが、特に電気通信機器が一番先に立つて、これについては日本が最大の譲歩をするという形でほぼ円満な解決を見るのではないかとという明るい曙光が差しわたつてございします。続いて合板関税等の木製品についての話し合いに移つておる、こういう現状でございします。

これは大筋から申しますと、自由開放貿易体制をひとつしかりとつくつていく、それからもう一つは、新ラウンドの推進をしていくというのが日本にもアメリカにも課せられた最大の使命ではないかと私は思ひます。それを達成することによつて、世界のために役立つ日本、世界のために役立つアメリカ、また自由主義経済諸国全般がよくいくであろうという推定が成り立つわけにございしますが、やつとそれが、昨日の中曾根総理の対応によりまして、きよの新聞その他、アメリカから入つてくるいろいろな情報を総合してみますと、アメリカも今回の措置を非常に歓迎しておるといふニュースが入つております。まだいよいよこれからでありまして、まず安倍・シュルツ会談、その後で五月二日の直前にきつと開かれるであろう中曾根・レーガン会談等によつて、私が申し上げました自由主義開放体制、また新ラウンドの推進ということにうまく継続することができるかどうかという非常な正念場であると思ひます。

総理自身が陣頭に立つて非常に一生懸命やっておられるわけでありまして、私も政府全体を挙げてこの総理の努力に対して一生懸命ついておる。これからの対米のいろいろな折衝、またボン・サミットにかけての折衝、全力を挙げてやつてまいるという情勢でございします。

今申し上げたところから大半をお察しいただきまして、なおこういう点はどうかということについては、これは極めて重要な問題でございしますから、お答えを申し上げたいと存じます。

○農田委員 それでは、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について何点かお尋ねをいたします。

我が国経済の中で中小企業が占める地位は極めて大きいものでございします。事業所数では約九二%、従業員では約八一%、製造出荷額では約五二%、商業販売額では約七九%を占めておりまして、家族を含めた中小企業人口というのは七千八百万人に上ると推定されておるわけでありまして、これだけ、中小企業の動向いかんが国民経済に多大な影響を及ぼすと言っても決して過言ではないと考えます。

そこで、今日、内外ともに多くの不安要因を抱えております中小企業にとりまして、これに活力を与え、存立させていくためには、どうしても一層の体質強化を図る必要があります。さらにこれを支援する中小企業対策、とりわけ金融の円滑化を図るための施策がより重要になつてくることは当然でございします。

こうした意味から、私は、中小企業に対する金融の円滑化を図るための施策といたしまして、政府系金融機関の存在、特に商工中金についてはその役割は非常に大きい、また国民も非常に期待をしておるものである、このように考えております。

そこで、本題に入りますが、今回の商工中金法の改正では、五十年という存立期間の規定を削除いたしまして無期限といたしております。しかも、来年十月に迎える期限を一年繰り上げて恒久的な機関にしようとするわけでありまして、金融機関としての秩序維持を図るためにはどうしてもとらねばならぬ措置であると思ひ聞いておりますけれども、現行法第四条が五十年と定めた理由、それと、それを削除しようという理由、これについて簡単に御説明をいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席〕
○末木政府委員 戦前の特殊法人たる金融機関につきましては期限を定めるのが通例でございまして、最たるものは日本銀行でございすが、明治十五年に存立期間三十年ということで定められまして、これはその後四十五年に延長して、さらに

昭和十七年に恒久化をいたしました。そのほか、台湾銀行、朝鮮銀行、北海道拓殖銀行、興銀、勸業、横正金、農林中金等すべてさうでございまして、存立期間につきましては五十年というものが比較的多いでございします。

商工中金につきましては、当時産業組合中央金庫と言つておりました現在の農林中金、これがいわば兄弟分に当たりますのでございすが、それを参考にして当時立案したようでございすが、当時の立法例にならつて一応五十年ということにしたと理解しております。

なお、廃止された台湾銀行、朝鮮銀行を除きまして、その後、これらの期限を付された金融機関はいずれも恒久化されておりました、最後に商工中金だけが期限つきで今日まで残つておるということにございします。

これを恒久化することとございしますが、その後五十年近い、四十九年間の活動を通じまして、商工中金は中小企業組織、金融の分野で非常に大きな貢献をしまひまして、最近のところでは、中小企業金融におけるシェアは大体四五%前後で定着をして、大事な役割を担つておりますし、伸び率も年々九ないし一〇ぐらいの貸し出しの伸びを見ております。こういう非常に重要な現実の役割にかんがみまして、恒久化をお願いしている次第でございします。

○農田委員 商工中金の役割は依然として残つておる、これを廃止するわけにはいかない、こういう点については私も実は同感であります。

ただ、新聞その他でいろいろの批判が実はあるのです。これは臨調答申や行革とも絡む問題の議論であります。しかし、もともと存立期間のなかつた電報とかあるいは専売、そういうものでさえ民間に移行いたしました。また、国鉄においてもさうした方向で検討されておるにもかかわらず、なぜ商工中金を無限の金融機関に變身させる必要があるのかという議論もまた一方ではあるわけですね。私は基本的に今回の改正案に理解を示すものでありますけれども、こうした疑問や批

判を参考にしながらこれから質問をしまひたい、このように考えております。

昭和五十八年十一月にレーガン大統領が来日の際に、中曾根総理との間に我が国の金融自由化について合意がございました。そして日米の専門家にありますところの円ドル委員会が設置されたわけでありまして、そしてこの委員会は五十九年五月には合意が成立いたしました。同月、大蔵省から「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」と題しまして我が国の金融自由化宣言を行つております。これによつて、これまで臨時金利調整法をバックにいたしまして、いわゆる護送船団体制と言われておりました金融市場が、これからは競争原理を導入して金融の円滑化と金利の適正化を図ろうということなすね。

そういうことになりましたと、当然商品も多様化して、資金借り入れとかあるいは資金の調達の手段、こういう点も非常に多様化することは当然であります。私も民間の金融機関にいたしたから、そういう点、最近では、私たちがいたときは問題にならないほど金融機関のこの種類というのは非常に多様化してまいりました。そういう点で、いわゆる垣根と言われておりました長短分離であるとかあるいは信託分離あるいは証券と金融の分離というような問題も、相互乗り入れとか業務の提携などによりまして次第にそれが解消されざるを得ない、そういう状況に迫り込まれております。

現にこれらの問題は着々と進行しているというのにはもう皆様方周知の事実であります。そこでこの法律案においても、商工債券の販売力維持や、債券総合口座を設けるとか、あるいは国債割引債口座を設けるとか、国債の窓口販売やデーターリングとか、商工債や国債所有者からの預金の受け入れ、さらにはそれらの者に対する貸し付けや、電力あるいはガス料金等の収納等々の業務の拡大を図ろうといったしておるわけでありまして、

そこで質問いたしたいのでありますけれども、こうした改正の内容はいわば他の金融機関で既に行われている業務でございします。金融の自由化、

○長田委員 私は、今回の改正につきまして民間の金融機関、都市銀行あるいは信用金庫等の皆さんともいろいろ事情聴取する機会を得ました。私

そういうものとして今回同種の銀行である債券発行銀行、興長銀、債券信用銀行、東銀、農中等でございますが、これらとイコールフッティングを求める、同じような条件で資金調達ができるようにしていただくというのが一番基本的な改正の方向にしております。それ以外に貸出先等について組合に準ずるもの等を若干追加させていただいておりますけれども、本質的には従来の線を越えない改正でございます。借金等についておっしゃるようなところが本音だろうと私も思いますし、全国組織でこれで結構であるという御返事をお願いいたしても、個別の金庫としてはあるいはそう

それから第二に、中小企業以外に一五％ぐらい貸しているのではないかということでございます。数字的にはそういうことになっておりますが、これはまず法律的に申しますと、商中法上、商中に出資をして所属団体になり得る者の資格は法定されておりますが、その法定されている各種の組合のうち大半のものは法律上は大企業も一部加入できるという法制になっております。したがって、商中の所属団体である〇〇組合に大企業が所属していれば、法律的にはその企業にも融資は可能でございます。

ただ、その点につきましては、本来の商中の任

ところが、今回の改正案では組合や組合員以外でも商工債や国債を買っている人から預金を受け入れたたり、またはその人たちに対しまして貸し付けを行うというふうになっておるわけであります。さらにまた、電力、ガス料金の収納業務を行うほか、国債の窓口販売やデューリングも行える、こういうふうになっております。

こうした改正は、商工債の販売などを円滑に行

うためには必要だろうと私は考えておりますけれども、しかし一般の金融機関に言わせれば、既に郵貯との間でも大論争を行つておる。そして民間金融機関の業務分野を荒らさないでもらいたい、政府系の機関は民間の補充に徹すべきである、そういう臨調答申の言葉が出てくるわけでありまゝす。今回の改正について、こうした非難は当たらないとお考えでしょうか。

○末木政府委員　臨調におきまして、特殊法人についていろいろ御審議があったわけでございます。

臨調で指摘を受けました特殊法人の数、何らかの形で言及されたものはたしか七十を超えていると記憶しております。その中で金融機関である特殊法人だけ数えましても十指に余るものが具体的に指摘を受けておりますが、商工中金につきましては、臨調の答申で一切御指示を受けておりません。これは、先ほど御説明しましたような半官半民の性格、これは官の悪いところと民の悪いところが集まっては大変なのですが、幸い官のいいところと民のいいところが生かされてきているという評価をしていたものだと思ひまして、基本的なあり方が是認されたものと理解しております。

さてそこで、そういう前提のもとで今回の改正でございしますが、政府の助成を受けながら民間並みのことをやるのは虫がよ過ぎるのではないかと、いうお考えの方がもしいらっしゃるとすれば若干誤解でございまして、まず政府の助成は、これは全国あまねく中小企業のための金融の施設を張りめぐらす、そしてある意味では採算性のよくないお金を集めて小口でお貸しをするというような、経営基盤の脆弱性を中小企業政策として補う意味で助成をしているものでございまして、その域を出ません。

そうして、今度新しくやらせていただくとして、
 していることも、特権的にほかでできないことをや
 らせていただくのではなくて、類似の金融機関と
 同じことができるようにしていただきたい、特に

これは資金調達面でございます。例えば、最近非常に目立つのですけれども、退職のシーズンで、退職金についてはぜひ当行へという広告が二つ並んでおりますと、同じような仕事をやっておる商中は、退職金で商中債をお買いただきたいとしか書けませんが、ほかの長信銀ですと、当店では割引債、利付債それに国債も扱っております、マル優のほかマル特も扱います、特別マル優も扱いますというふうに、非常に品ぞろえ豊富な宣伝ができますので、資金調達上の差がつくわけでございますして、そういうところを同じような状況に置いていただきたいということが主体でございします。したがって、御指摘のような点については私どもはないと思っております。

○長田委員 次に、商工中金の佐々木理事長にお尋ねをいたします。

中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、これは御案内のとおり赤字経営であります、商工中金はその中でひとり黒字経営の機関でありまして、まことに喜ばしい限りと私は考えております。これは商工中金の資金の大部分が財投金利よりも低い商工債あるいは預金など、こういう資金源によって進うのだからと私は考えております。中小企業金融公庫や国民金融公庫は財投からの資

金でありますから、大体七・七％程度の貸付金利でありますから、経営の黒字ということとはなかなか望むべくもないと私は考えております。昨今の財政事情にもかかわらず、六十年度も中小企業金融公庫で二百三十億円、国民金融公庫では百四十億円が補助金として交付されておるわけであります。それと比べてみますと、商工中金の経営は五十八年度で五十六億円、五十九年度では四十一億五千七百万円、それから六十年度の見込みといたしましても三十三億七千万円、このように利益が予定をされておるわけでありまして、毎年出資者に対する配当も大体五％くらいやっておりまして、私は経営はまずまずという状況だろうと思ひます。

しかし今後の自由化、国際化の情勢の変化を考

えますし、決してこれは棄擲できない。もう五十八年度は五十六億、五十九年度は四十一億、六十年度が三十三億というふうにな下線をとっておきます。こういう点で経営もだんだん当期利益金金というのが落ち込んでおりますから、従来のようになわけには今後経営できないであろう、このように考えておりますけれども、この点の自信のほどをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木参考人 先生御指摘のように、おかげさまで私どもも若干の当期利益を毎年出させていたただいております。政府の御支援を引き続いていたただいております。政府の御支援を引き続いていることのほか、私ども自身もできるだけの努力をいたしておるところでございます。ただ、今お話しした数字、例えば他の一般金融機関に

比べますとまだまだ非常に小さな数字でございます。先般も申し上げましたように一般金融機関に比べまして原資の調達コストも高い、また運用コストも多数小口貸し出し、あるいは全国にわたる店舗展開、そういったことから非常に高いわけでありまして、収益、利益率は大変低いと言わざるを得ないわけでございます。特にこれからの金融自由化等によりまして当然に調達コストは必然的に高まらざるを得ないわけでございます。経営の健全化を今後ますます維持しなければ、こういった収益の維持はなかなか難しかろうと覚悟いたしておる次第であります。

しかし、おかげで今回法律改正をいただきました場合には、金融環境の変化に対応いたしました業務の整備充実を図ることができそうですし、また今までに引き続きまして省力化、OA化等できるだけ効率化を図ろうといたしております。それによつて何とが収益も維持いたしましたして、極力中小企業に低利の金融ができるように、そのように努力をしたいと考えておる次第でございます。

○長田委員　資金コストの点に関連をいたしました。何点かお尋ねをいたします。

商工中金が発行する和付債、それから割引債と
いうのもあります。この割合でありますけれど
も、五十九年度で前者が七〇・九％、和付債の方

が利息が高いものですから、これが七〇・九％、あとの二九・一％というのがいわゆる割引債でございます。こういう点で、私はむしろ利付債を少なくして割引債の割合をふやすべきであるというふうに実は考えております。実は、前回の四年前の商工中金法の改正の審議のときに、議事録を見てまいりますと、その中で、利付債、割引債の政府引き受け割合を金利引き下げの意味から大蔵省と十分検討していきたいということとで、これは中小企業庁計画部長が答弁をいたしております。依然として、四年たちましてもこの利付債と割引債の割合が変わっていない、こういうことなのでありますけれども、この点はどうしたのでしょうか。

○末木政府委員 前回五十六年改正のときに確かに御議論がございまして、商中の資金コストを下げていくための手段が幾つか御議論されました。その中の一つとして、政府が引き受ける商中債の比率を上げていったらどうかという御議論がございまして、よく大蔵省とも相談してみたいと思いますというお答えを当時の政府委員がしております。実はこれは当時大蔵省の方からも御答弁がございましたのですが、大蔵省資金運用部の方でございましたが、これはコストのかかるお金を集めておるわけでございまして、したがいまし、現在でいいますと割引債については非常に運用部としては採算の悪いものを引き受けることになるわけで、したがいまし、一定の限界があるということを答弁なさっていました。

それから、商中の立場からいいますと、おっしゃるように割引債の方がコストは安うございますけれども、利付債の方が五年間という安定した資金になるという面もございます。そこで、そういう資金としての期間の面で見た安定性それからコスト面の有利性、これをどう考えるか、それから資金運用部の立場をどう考えるか、これらを総合いたしました今日まで来たわけでございます。その結果、顕著な変化とは申しませんが、前

回御議論いただいた当時は、正確には二六%が割引債、七四%が利付債、こういうことで運用部に引き受けていただいておりますのが若干上がりました、現時点で割引債が二九%、三ポイント上がっております。

問題意識をいたしましたし、当時の御議論と同じ認識を持っております、今後ともそういった点を踏まえて適切に対処するよう大蔵省とも相談をしております。

○長田委員 先日私は、商工中金から融資を受けているある協同組合の役員の方と懇談をする機会を得ました。その方は、貸出金利の高いことが最大の悩みであるというふうな非常に嘆いておられたわけでありました。また、ある組合の役員は、商工中金に出資してはいるけれども今日まで十年間お金を借りたことはありません、こういうふうな言っております。そのわけを聞いてみますと、あえて金利の高い商工中金よりも民間の金融機関の方が金利が安い、そういうことで民間から金を借りております、こういう実は返事が参りました。このように現場では高金利への不満が非常に募っております、組織金融という商工中金本来の使命が私は次第に失われていっているのではないかと、こういうようなことを実は危惧いたしました。

まして、今回のように業務の拡大ばかりが議論の対象となっておりますことは、今日の商工中金の現状を象徴的にあらわしているように思えてなりません。商工中金の貸付原資の約二〇%は預金でありますから、商工債の消化が頭打ちである現在、預金の大幅な獲得という点では相当困難である、私は考えをしております。そういう意味で、今回の改正案の中に役員からの預金受け入れを盛り込んだことは評価できますけれども、現在の商工中金にとって何よりも必要なのは、私は低利の資金をいかに多く導入をして、そして中小企業に対しては市中銀行よりもっと低利な融資をすることが望まれているんじゃないかという感じがいたします。

政府の出資が多く望めない今日、商工中金の本

来の役割を維持し拡充していくためには、どうしても低コストの資金を集めることが重要な課題である、商工中金の使命はそこがポイントだろうというふうな私は考えております。この点についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○末木政府委員 できるだけ安いコストの資金を集めなければならない、御指摘のとおりでございます。

そのための手段はいろいろございますけれども、どれか一つだけで決定的に効くというのは今の状況のもとでは困難かと思えます。したがって、今追加をさせていただくとして御提案申し上げております、例えば若干の預金の受け入れ先の追加とか、それから非居住者からの外貨預金の受け入れとか、これは外貨が必ず常にコストが安いというものではもちろんございませぬけれども、安い場合に有効に導入できるようにするとか、それから一方においては経費の節減を図る等々全般的な努力によって、できるだけ低利の資金を供給できるように努力をしていくべきものだと考えております。

○長田委員 通産大臣にお尋ねをしたいと思いますけれども、昭和四十八年の石油ショックを契機といたしまして、企業は減量経営などを通じて収益の維持に努め、特に財務体質の改善に努めてまいりました。

その一つは自己資本比率の向上であります。昭和四十年代には企業の自己資本比率は大体二〇%台から一〇%台に低下しましたけれども、五十年代には上昇に転じまして、五十八年には大体二一%にまで回復をいたしております。自己資本比率の向上は企業の金融収支の改善をもたらすと同時に、企業間信用の縮小、つまり売上債権の比率の低下をもたらしたわけでありました。すなわち昭和四十年代は三%台だったものが昭和五十年には二・八五%、それが五十五年には二・五五%、五十八年には二・四五%と低下をいたしました、それだけ企業の金融機関からの借入れ依存体質も低下してまいりました。

ちなみに企業の金融機関からの借入れ比率を見てまいりますと、昭和四十六年から五十年までは平均四〇%であったものが、昭和五十一年からは五十五年には平均二〇%となりまして、五十六年一五十八年には平均一六%と激減しておるわけでありました。特に長期借入金と割引手形の減少がどうも著しいということですね。それに加えまして、増資や社債の発行などによります内部金融は五十六年から五十八年の平均では年に八%もふえておるわけでありました。特に五十八年だけをとってみましても一%もふえているという状況であります。

さらに最近では財テクという言葉をよく私たちが耳にするわけでありまして、インパクトローンとかあるいは外債発行、ユーロ円とか、資金の調達も国際化してまいっております。国内的に見てもいりまして、完全無担保の転換社債であるとか、あるいは現先であるとか、あるいは株式の時価発行であるとか、いろいろと資金の調達手段というのが非常に多様化してまいりました。

しかも、その手段が多様化から中小企業へ移行しておりますということもまた事実なんです。一方余ったお金の運用にいたしましては、既に証券会社の中期国債ファンドというのが銀行の普通預金のように利用され始めました。中期国債ファンドに積んでおきまして、銀行と提携しまして一定、五十万円から五十万円きつと振りかえるというものであります。ある銀行でやっているんです。そういうようなことで、利息は普通預金に比較いたしますと大体二倍から三倍、一カ月複利で中期国債ファンドは利息がつかますから、そういうようなことで、非常に流動的預金、一カ月は据え置きになりますけれども、後は自由に出し入れできますから、流動性預金としては非常に魅力があります。

これも数字でちょっと申し上げますと、中国ファンドの誕生したのは五十五年の一月だと思いましたが、たかや四年であります。昭和五十六年における個人の金融資産で、増加した分の約六割は

銀行預金だったので、すね。そして、その年に証券会社に流れた分は約一五%でありました。したがって、銀行の総体的な預金から考えてみますと、証券会社に流れたというのは大体四分の一でした。ところが五十八年には、銀行が三三%、証券会社が三六%と実は逆転をいたしました。しかも、銀行に流れた三三%のうち約半分は当たる一六・五%は定期預金だったわけでありました。しかも、証券会社に流れた三六%のうちの一六%は実は中期国債ファンドです。つまり、百年の歴史を持つ定期預金、銀行としては目玉商品として定期性の有利性というものを随分私たちに宣伝するわけですね。そして、ぜひ定期にしてほしいというところで銀行員は血眼になっていろいろ獲得をする、そういうことをやっていたわけでありましたけれども、わずか四年で中国ファンドに肩を並べられてしまいました。先ほど中小企業庁長官が金融革命と言いましたけれども、まさしくここでも金融革命が起きております。

こうした傾向は、第一次石油ショック後のアメリカに早くもこういう現象というのはいわゆるおのすね。すなわち、MMFあるいはMMAとかスーパードットとか、そういったものが発売されまして銀行へお金が流れなくなったわけでありました。これがアメリカの金融自由化の発端になったわけでありまして、我が国においても、中国ファンドのほかにビッグというのがあります。あるいはワイドとかあるいはCD、そして三月一日から始まりましてところのMMC、これは五千万円以上でありますけれども、市場金利の連動型預金といえます、こういうものが発売をされております。

こうした中で、商工中金は果たして今後とも生き残れるのかどうか、非常に心配があるわけでありました。そういう意味では、商工中金の使命の第一は、低利のお金を中小企業に融資すること、もちろん第一義としてそれがあつた。その資金の調達コストは今後ますます高くなるを得ない。高金利政策、自由化をとっていきますから、どうし

でも預金者は高金利へ、高金利へと流れる。そう考えてまいりますと、中小企業への低利融資という使命が全うできるかどうか、非常に私は心配であります。こういう金融革命に対応できる商工中金になり得るかどうか、この点はどうでしょうか。

○石井政府委員 御指摘いただきました金融自由化の大企業あるいは中小企業への影響というのを見てみますと、確かに御指摘のような、いわば間接金融から直接資本調達という形で、資金調達における手段の多様化、逆に言いますと、銀行離れといましようか、そういったものが進んでおりますのは、大企業の分野では、先生御指摘のように、株式の時価発行あるいは転換社債の発行、こういったことで非常に多様化が進んでおることは事実でございます。

また運用面におきまして、御指摘のような、CDあるいは中期国債ファンドの運用等、金利変動の時代に合う新規金融商品への移行が非常に進んでおるわけでございますが、これを中小企業にとつてみますと、果たしてそういった恩恵をすべて受け得る体制にあるかといえますと、非常に中小企業の場合には制約を受けざるを得ないのであると思ひます。例えばCDでございますと、最近三億円から一億円に下がりましたが、これをもつてもまだ中小企業がこれでもうまく運用するといふにはやはり敷居の高いものではなからうかといふふうに思ひますし、そのほか、株式あるいは転換社債の発行といったものにつきましても、中小企業には大きく制約があらうかといふふうに思ひます。

御指摘のような金融自由化による資金調達の多様性といふは手段の多様化といふものは徐々に中小企業には及んでくると思ひますが、当面見渡す限りにおきまして、中小企業の金融自由化による影響といふものは、基本的には従来の姿を大きく変えていないのではなからうか。例えば、最近時点におきまして数年間の趨勢を見ても、やはり銀行借入への依存の増大、そ

れから、その借入増大の中でも長期資金の借入の増大といふのが現実の姿として見られるわけでございまして、都市銀行等、全体的な金融緩和の中で中小企業への貸し出しを強化している面もございまして、それも含めての中小企業に均てんするわけではない。こういった意味において、中小企業の金融ニーズというのは非常に高いものが依然として残つていかにざるを得ないのであらうかといふふうに思ひます。そういった意味におきいて、そういった中小企業の組合金融のメーンバンクといふかフルバンクとしての機能が商工組合中央金庫に求められていくというふうに考えておるわけでございます。

そういった場合に、それでは資金調達コストがどうなるか。先ほど来御指摘のように、低利の資金でございまして預金を集めるのも、やはり政府関係中小企業金融機関としての一つの制約がございまして、一般大衆から預金を集めることもできませんし、今回の改正でも一応考えました、組合の構成員の従業員等から預金を集めるといったようなことも、関係の金融機関との調整が必要でございまして、そういったことを得ないといふようないろいろな制約もございまして、

そういう中で今後進めていくのは、最低限商工債券による市中での原資調達ということになるわけでございまして、これはあくまでも債券でございまして、いわば市中追随といふんです、全体の市中相場の形成の中で行われていくわけでございまして、商工中金だけが特段のハンディキャップを負わなければならないというふうな事柄ではないのではありませんか。あるいは従来以上にその意味において、そういった市中における債券消化を、従来と同じような、あるいは従来以上に何とかその消化力を維持していくというふうな今回の改正によりまして、それを活用することによって、特に債券発行銀行としての商工組合中央金庫のハンディキャップが高まつていくということはないといふふうに私は考えておるわけでござい

ます。

そういう意味において、今回の改正によって、本当に近い将来展望される金融自由化に伴つて生じてまいります諸問題に対応できるかどうかというの、今回の改正ポイントを十分に活用することによって相当部分打開できるものというふうに私もは期待いたしておりますし、また商工組合中央金庫においても、経営の合理化とあわせてそういった運用を進めていくことを期待いたしております。

○長田委員 そこで、貸出金利の問題でありますけれども、最近、中小企業三公庫の政策金融のありがたがだんだん薄れてきているんじゃないかというふうな感じを私は強く受けます。その最大の原因は、やはり今申し上げましたとおり、貸出金利が高いということがどうも大きなポイントであるように思ひます。商工中金の場合もそうでありますけれども、中小企業三公庫の標準金利は民間の長期プライムレートよりも高いのです。現在プライムレートは七・七でありまして、民間金融機関の実際の貸出金利というのは実はこれを割つております。いろいろ調べてみますと、都銀あたりでは長期資金では七・四七二%、それから地銀でも七・五四六%、これが実態のようであります。

こうした実態が今後とも続くということになりますと、商工中金の役割やその存在自体が非常に云々されるであらうといふふうに私は考えております。この点の改善について、特に考えがあればひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○末木政府委員 私どもの手元の数字で、おっしゃるとおりでございます。地銀が七・五四六、相銀が八・〇一〇、商工中金が八・一一七でございます。これは長期でございます。それから短期の方は、商中が六・二五七で、これは地銀と相銀の間に入っております。したがって、長期の方は非常に高いという認識ではございませんけれども、短期の方は確かに若干の差がございまして、ただ、実際の金利の負担を御判断いただきます場合には、この表面の数字だけではなくて、お借

りになった方がその見返りに金融機関に実際だけ預金をしていられるかという預貸率も勘案して考えるものではないかと、そういった実態を踏まえまして、商中と民間機関との短期資金の開きはもつと縮まっておりますが、一点と、それから商工中金の場合には、基準金利の前後でお貸しするものの比率が比較的高い。これに対して民間銀行の場合には、それよりも低いものもある。高いものもありまして、いわば取引先、相手によってかなりの差がございまして、その中心のところにいる比率を比較しますと、全国銀行の場合には四四%程度がその中心の基準の帯のところにいるわけですが、商中の場合には六割近くがそこにおさまる、こういった点も第二として御勘案の上で評価をしていただきたいと思います。

さて、今後の問題でございますけれども、金利を下げていくためには幾つかの手段がございまして、一つはコストのかららない出資をふやしていく。二つ目には比較的低コストの安い預金をふやしていく。三つ目には経費の削減をすること。それからさらに、ちよつと質が変わりますけれども、同じお金でありまして、商中から提供される商品としてのマネーは、よその金融機関から提供される商品としてのマネーよりも質がいいという評価をしていただくことがあるのではないかと、思ひます。これはつまり、商中がいろいろな情報サービスをすると、経営のコンサルティングに必ずやと、そういう金融機関に対するニーズが多様化してきております。いろいろな調査によりまして、お金を借りること、たまたま余ったときにはそこへ行けば有利な運用ができるということと、いかにいい情報が手に入るか、相談に乗ってくれるかとか、金融機関に対するニーズが多様化しておりますので、それにもこたえなければいけません。それをするに、それによって実質的な金利は下がっていくと経済的には考えられると思ひますので、そういうすべての方策を全部とことん追求していくべきだと思つております。

○長田委員 実勢金利というのは、そう政府機関の三機関が、民間の方がプライムレートも下がってありまして、そういう点では低いということをお私に申し上げているのです。そういう点では、中小企業を対象とするこのような政府機関は民間の金融機関よりもある程度安くしてあげる、そういうところには半官半民の存在意義があるのではないのでしょうか。これを踏まえて、民間と同じだなどという点になりまして、じゃ政府機関は要らないということに最後はなってしまうという点となつたのです。マネーの質なんて、中小企業が百万借りる場合は札に質なんて書いてないのですから、百万円は百万円なのです。そういう意味では、民間の金融機関でも今相当経営にタッチしてあります。親切に面会見ますよ。経営診断までやります。そういう点では、お役所だ、こんな考え方ではだんだん先細りしてしまうということで今申し上げたのです。

次に、金融の自由化、国際化という言葉とともに、先ほどからも申し上げておりますけれども、金融革命という言葉も最近非常に方々で聞くようになりまして、これは基本的には我が国の金融の基盤、つまり資金の供給者と資金の仲介者、それから資金の需要者にそれぞれ大きな変化が起きているのではないかと、このように感じざるわけでありまして、つまり、金融の構造的变化が起きているということでありまして、今後金融機関が生きていくためには、こうした構造的な変化に十分対処できるような対応、これはぜひ必要であるというふうに私は考えております。

資金の供給面而言いますと、十年前には五〇%から六〇%が個人からのものでありましたが、現在では七〇%が個人のものなんです。また、昭和四十年代には七〇%から八〇%が海外からのものでありましたが、最近十年間では一〇%が海外に依存をいたしております。そして、資金の仲介面では垣根の問題が取り払われまして、合併や提携ももっと進んでいくのではないかと私は考えております。また、ノンバンクスといまして証券

会社や生命保険それからカード業界さらには最近百貨店、スーパーなどが金融界に本格的に進出を始めております。また、金利が自由化されて国際化も進んでく中で資金の仲介にまつわるサービスの競争も非常に激化してまいりました。INSやVANなどの通信技術の発達によりまして金融機関はホームバンキングなどによって生き残ろう、そういう対策も今、金融機関ではいろいろ考へておられるですね。そうした情報を通じて金融機関同士の提携もますます進むであろうというふうに私は考へております。

さらに資金の需要面では、十年前までは資金需要の七〇%は企業で、一〇%が公共部門、こういうことだったのでございますけれども、現在では住宅ローンなどの関係で、個人向けが一、二、三%、企業向けが三〇%、公共部門が五〇%というふうになり、全く大変な変化が実は生じております。そうしてこれが金融革命の実態であろうというふうに私は考へております。

こうした中で、商工中金がこれらの実情に対処していかうとするならば、業務の内容はさらに拡大し、自由に活動できるようにしなせんと、これはもたないないという感じが私はいたしております。今回の改正で、こうした金融革命に十分対処できることと思えませんが、これをもちと自由に、一般の金融機関と全く同じように活動できるように改正しようとするほど、商工中金は政策金融としての目的あるいは範囲を逸脱しまして、どうしても民間金融機関の分野に入らざるを得ない、こういう状況だろうと思つてますね。すなわち、二律背反的な運命のようなものを感じるわけでありまして、

そこで、今後の金融の自由化、国際化の進展次第では、そのようなことまで決意しなくてはならないと思つておられる、その点についてはどうでしょうか。

〔渡辺秀〕委員長代理退席、浦野委員長代理着席

○末木政府委員 先生から非常に長期的な視野に

立った問題提起をいただいたわけでございます。私ももといたしましては、商工中金が現在の半官半民の性格から変貌いたしました一般の民間金融機関になるということについては考へておりません。中小企業にとりましては、民間金融機関からお金を借りる道がある、半官半民の系統金融としての中からもお金を借りる道がある、そして純粋に一〇%政府機関である中小公庫のようなところもある。いたずらに競争があつてはいけな

そこで、この議論の中で、通産大臣聞いてください。中小企業向けの政策金融機関が三つあります。国民金融公庫それから中小企業金融公庫、それから今私たちがこの改正の議論をいたしておりますところの商工中金。それぞれ役割があるには存在意義、どうももう一つ明確さを欠いているように私は思ふのです。そういう意味で、このまま商工中金がだんだん自由化していく、その中においては民間金融機関との競争、そういう制約を受けながら、その分野に進出せざるを得ない、こういう面も確かにあると私は思ひますけれども、こういう三機関をこの際一本にしちやうた方がいんじゃないかという意見も実はあるのです。この点は通産大臣どういふお考えですか。また、大蔵省の意見もちょっとお聞かせいただければと思ひます。

そこで、商中といたしましては、おっしゃるとおり今回何でもできるということには改正案はな

○村田国務大臣 長田委員の先ほど来の質疑を承

しております。それは組織金融機関としての基本を変えておりません関係で、一定の限界がございます。しかし、商中の組織金融機関としてのそういう限界は、別の面から見れば商中の存在としての強みにもなり得る背景あるいは条件であると思ひまして、結論は、商中といたしましては、所属団体及びその構成員に評価されるような商中になつていく。また、そのために必要な最小限の措置は今回の改正案で講じられることになつておると思ひますので、その範囲で商中当局の御努力を期待してこの次第でございます。

○長田委員 先ほど申し上げましたように、中小企業金融機関の中で商工中金が果たしてきた役割、こういうものについては、その役割は十分果たしておる、こういうふうには私は評価をいたしておるのです。ですけれども、今後の行き方として

でも、その設立の経緯でございますとか、業務範囲でございますとか、原資の状況でございますとか、政策上の必要性などが異なっております。また、おのおの極めて重要な機能を担っており、また果たしてある。中小企業の組織化という重要な政策課題を金融面から支援する役割を担う商工中金の存在意義は極めて高いものである、このように評価しております。また、先ほど来の長田委員の御質疑を承りまして、存在意義は十分認めておいて、なりながら、商工中金のために今後のことをいろいろと心配していただくという視点が非常に、ひとつ今後とも商工中金の前途のためにいろいろアドバイスをお願いしたいと思うところでございます。

○藤原説明員 初めに、今回の商工中金法の改正の考え方でございますが、特に民間の金融機関との関係につきましての御懸念を御指摘になったと思うわけでございます。

先ほど来の御説明と若干重複いたしますけれども、商工中金は、中小企業が相互扶助の精神に基づいて自己の金融の円滑化を図るという目的で設立された相互組織の金融機関でございますので、組合またはその構成員である中小企業の金融ニーズの多様化等に的確にこたえていくということが基本であると思うわけでございます。ところが、先ほど御指摘もございましたように、中小企業の金融のニーズというのが大変多様化いたしております。金融の自由化というものがまた大変な勢いで進んでいるというようなことがあるわけでございまして、そういう中で商工中金の金融サービスの機能が、一般の例えば興銀などに比べまして相対的におくれているという分野があるわけでございます。

今回の改正では、商工中金の基本的な性格、つまりメンバーシップの金融機関でありますとか債券発行銀行でありますとか、あるいは半官半民の性格でありますとか、そういう基本的な性格は維持するというところでございまして、その中で商工

中金の金融機関としての機能の低下を防いで、組合またはその構成員の金融ニーズの多様化にこたえるということが目的でございますので、基本的には、民間金融機関の分野を侵食するとかいうことではないのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

今回の御提案をしております改正内容を策定する過程では、商工中金を中心に各金融機関とも調整、意見の交換をなさいまして、基本的には、先ほど申し上げた商工中金の基本的な性格を踏まえた上で、かつ、今後の金融の自由化、メンバーの金融ニーズの多様化にこたえ得るような内容の改正案となっておりますというふうに私も考えておるわけでございます。一月には金融制度調査会にも御報告をいたしまして、基本的には了解を得て御提案をしております。

以上が、ちょっと長々申し上げましたが、今回の商工中金法の改正についての基本的な考え方でございますが、あと、政府系中小三機関を一つにしろという議論があるけれどもそれについてどういうふうにかえるかということとは、先ほど通産大臣が御答えになりましたとおりでございます。それぞれ機能が異なるわけでございまして、国民公庫や中小公庫は基本的には民間金融機関の補充というところで、政府の資金を政策的分野に貸し付けるというところで設けられている機関でございます。すのに対して、商工中金は性格が異なっているというところでございまして、一つにまとめるという話は、これはなかなか困難な話ではないかと思っております。

○長田委員 それでは、時間が参りましたから最後の質問をさせていただきます。

昭和四十年代までの高度成長期は、護送船団体制の中で低金利政策をとられました。資金需要の大部分が企業向けで、しかも常に逼迫な金融情勢の中で金融機関があつたわけですね。したがって、金融機関は床の間を背にいたしまして座ってれば、企業や個人が頭を下げてお金を借りて来た、そういう時代でありました。しかし現在で

は、資本が高い金利を求めて毎月一兆円もアメリカに向けて流出をする、国内にお金が事実上たぶついている状況でございます。しかも、企業の資金調達率の四〇％以上が有価証券などによるいわゆる財テクによる調達であると言われておるわけでありまして。

こうなつてまいりますと、金融機関同士の、金利を中心としたしまして、預金と貸し出しの両方において競争がますます激しくなる、こういうこともまた事実であります。今のところはM.M.C.が五千万以上とか、金額が非常に制限されておりますからまだいいのでありますけれども、これが早晩、アメリカの例を見るまでもなく、小口にも金利の自由化というのはもちろん導入せざるを得ない、こういう時代に入ってくることは間違いないと思ひます。

そういうようなことで私が心配しておりますのは、やはり商工中金は本来の中小企業向けの、民間金融機関に対する補完的な金融に打ち込むというところになりますと、ますますその生きる道というものは狭まってくるというのが現状だろうと思ひます。

そういう意味で、この五十年間果たした役割というのは私は非常に多といたしておりますので、今後とも経営の体質の強化さらには低金利の預金の吸収であるとか、こういうことで職員も全力投球していただいて、どうかひとつ立派な商工中金として育成していただきたい、この点をお願いいたします。私の質問を終わります。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

○粕谷委員 これにて長田武士君の質疑は終わりました。

続いて、横手文雄君の質疑に入ります。横手君。○横手委員 私は、民社党を代表して、本法案に對しまして大臣並びに政府関係者に御質問申し上げます。なお、本日、参考人として御出席いただきました佐々木理事長には、まことに御苦勞さうでございます。私も民社党は、我が国中小企業政策の確立に

つきましてはかねてその対策強化のために力を尽くしてきたところであります。我が国の中小企業は、事業所数で全体の九九・四％、従業員数で八一・四％の多くを占めており、我が国経済社会を支え、かつ、活力の源泉であると位置づけられているからであります。したがって、中小企業政策については可能な限り万全を尽くさなければなりません。今日、我が国経済が全体的には上向いているとはいいながら、中小企業の多くの分野ではこの経済成長の陰にあり、厳しい状態に立たされていくところが少なくありません。それは中小企業の倒産件数を見ても明らかであります。

そこで、大臣、現下我が国中小企業の置かれている実態と、政府としての対策についてまず御所見をお伺いをいたします。

○村田國務大臣 政府の中小企業対策、非常に基本的な問題について横手委員から御質問をいただいたわけでございます。

今委員御指摘になられましたように、現在の中小企業を取り巻く環境は、技術革新、情報化の進展、国民ニーズの多様化といったような非常に新しい大きな変化が起こつておりまして、これにどうして対応していくかという大きな課題が課せられておるわけでございますが、このことは、中小企業に厳しい対応を迫る、また、中小企業に活躍の場を与える、こういった二面から見ることでできると思ひます。こうした時代において今後の我が国経済の発展の牽引力として中小企業への期待は極めて大きいものでございまして、この意味におきまして、中小企業政策は非常に重要な、いわば国の施策の中心に据わるものでなければならぬという認識をしております。通商産業省にいたしましても、中小企業がこうした厳しい環境変化に對し得るよう各般の中小企業施策の充実に努めておるところでございます。

特に、新年度におきましては、まず第一に、中小企業の技術力の向上を図るために、この国会に提案申し上げております中小企業技術開発促進臨時措置法案による施策を含めまして、中小企業の

技術開発の促進を図るための施策を総合的に推進
をしていく所存でございます。

また、情報化の進展に中小企業が対応できるよ
うな情報化対策の拡充を図ります。ほか、中小企業
大学の整備拡充など、人材養成のための施策を
強力に進めてまいりたい、こういうふうに考えて
おります。

また、これらの対応も中小企業の経営基盤が安
定してこそ可能になりますことから、金融対策、
倒産防止対策、下請中小企業対策等の施策もあわ
せて推進をしてまいり所存でございます。

ただいま申し上げましたような各般の施策によ
り、今後とも創意と活力のある中小企業の育成を
図るよう強力に中小企業施策を推進してまいり
所存でございます。

○横手委員 ただいま大臣から中小企業政策につ
いて大要強い広範にわたる対策をお聞かせいた
だいたわけでありますが、私は、中小企業の育成
強化のためにも一つの大きな柱は、同業種ごと
の、あるいは地域ごとの組織化を行って、この組
織の強化を通じて連絡のきずなを強めていくこ
と、さらにはこれらをまとめとめております中小企業
団体中央会の指導体制の充実を図ることがもう一
つの大きな柱であろうと思ひます。

中小企業の組織化の現状と今後の方針について
お伺いをいたします。

○遠山政府委員 中小企業の組合を通じます組織
化でございますけれども、現在五万ほどの組合が
あるわけでございます。昨年の三月末の数字が手
元にありますけれども、五万九百三十組合という
ふうになっておりまして、そのかなりの部分は事
業協同組合でございます。これが四万一千三十二
組合ほどありまして、そのほか事業協同小組合、
火災共済協同組合、信用協同組合、企業組合、商
工組合、協業組合、商店街振興組合等、それから
そういった組合の連合会がございます。こういった
組合に加入しております中小企業の割合がどの
程度かということですが、最近の調査によ
りますと、いろいろな組合がございますし、業種

によつても違いますが、大まかに申しますと、
大体半数程度が組合に加入している、こういう状
況だと思ひます。

そういう状況で、先生御指摘のとおり厳しい経
済環境の中で、中小企業者が積極的な自主努力を
進めることによりまして活路を切り開いたり、あ
るいは時代に対応したりということが要請されて
いるわけですが、個々の中小企業ではなかな
かなできない面がございます。御指摘のとおり
組合を通じて組織化を通じての対策が極めて重
要になってまいります。そうした意味で組織化
の推進を図っているところでございます。

組織化対策の重点といたしましては、組織化指
導を担っております中小企業団体中央会の指導体
制を強化するというのを進めておるところでござ
います。それからもう一つは、組合活動の活
性化を図りますために、個別専門指導の拡充とし
まして、個々の組合等に対しまして指導体制を強化
するというところとか、あるいは活路開拓調査指導
事業というところで、組合が新しい活路を見出して
どういうふうな事業を進めていったらいいかとい
うような調査指導事業を行う。それから組合マー
ケティング強化対策事業という形で、組合として
新しいマーケティング強化を進めるといふ事業
等々を進めることといたしているわけでございま
す。

○横手委員 御努力のところはよくわかります
が、中小企業の団体が何かをなそうというときに
常に問題になっておりますのが、アウトサイダー
等の問題が出てまいりますから、またもって何か
をするためにはお互いに協力をする、連帯してい
くということは大変なことでございます。さ
ら、ぜひ今後とも努力を続けていただきたいと
要望を申し上げる次第であります。

次に、本法に關して御質問申し上げます。
商工組合中央金庫は、資金調達力の脆弱な中小
企業の資金確保を円滑にし、その経営の安定を図
るため、欠くことのできない重要な金融機関であ
ります。したがって、我が民社党はこの商工中金

の経営基盤の確立、さらに金融自由化時代を迎え
た今日、資金調達の様態化を図り、もって体質強
化を図るべしと主張してきたところであります。
今回、かねて我が党が主張してまいりました多く
の部分が取り入れられ、ここに法改正として提案
されたことに敬意を表するものであります。

なお、具体的に明らかにしていただきたい点に
ついて以下御質問を申し上げます。

○参考人 御質問でございます。今回の改正点、た
くさんの目玉がありますが、その中で国際業務の
拡充が図られることになっております。これは中
小企業の国際化の動きに沿うものでありますが、
その効果をあらしめるため海外拠点の整備が必要
であり、今ロンドンにその拠点が置かれてい
ることを承知しておりますが、これでは不十分ではな
いでしょうかと思ひます。御計画がありましたらお示
しをいただきたいと思います。

○佐々木参考人 御指摘のように、中小企業の海
外進出は近年極めて大きな動きがあるわけでござ
います。商工中金も既に昭和三十九年から国際業
務を開始いたしております。ただいま国内の外
為店舗十八、海外コルレス先八十八カ国と結んで
おるわけでございます。お話ししたロンドンの駐在
事務所は一昨年設置をいたしました。ただいま支
店ではございませんが、いろいろ貴重な情報を本
部の方に送っているわけでございます。

ただ、このような激しい国際化の動きに対応い
たしまして、ロンドンだけではやはり不十分であ
り、かつまたロンドンにはなかなか支店に昇格でき
ない事情もございまして。したがって、法律改
正を契機にいたしましていろいろな業務が、お貸
し出しあるいは非居住者からの預金の受け入れ
等々、非常に拡大するわけでございます。海外の
拠点につきましても今後早急に検討いたしま
して主務省にお願いをする予定になっておるわけ
でございます。

○横手委員 関連して政府にお尋ねいたします。
我が国の中小企業が現地資本と提携して現地企
業を設立した場合、それが我が国の中小企業の定

義に当てはまらない場合、つまり資本金が一億円
以上あるいは従業員が三百人以上、こういう現地
企業になった場合にこの法律はどう作動するの
か、あるいはまた、我が国の大手企業と共同出資
の場合はどうなるのか、この点についてお聞かせ
いただきたいと思います。

○末木政府委員 海外におきます中小企業の定義
をまず参考にお聞き上げますと、アメリカでは鉄工
業、卸売業につきましても従業員五百人未満の企業
を中小企業と言っております。それから、ヨーロ
ッパの諸国はまちまちでございますが、例えばフ
ランスは量的なそういうメルクマールを設けてお
りません。ドイツは、中企業五百人、小企業十人
というふうな分け方をしております。

我が国の中小企業がこういった国に進出したし
まして現地法人をつくりましたときに、それが我
々が国の定義上中小企業の本を越えた場合、これは
現実には恐らくほとんどの場合ではないかと思ひ
ますが、法律上は、その親企業、本体の方の規模
に着眼して今回の改正案を立案しております。す
で、見かけが仮にそれを越えましては商中の融資
の対象になるということでございます。

それから、大企業と共同の場合でございます。
これは、大企業がパートナーとして出資に入つて
きた場合も法律上は必ずしも排除はされませんけ
れども、実際問題として商中が海外の現地法人を
やる場合に、あくまで中小企業が主体になって中
小企業の身分と見られるものをやっていくのが今
回の趣旨でございます。法律上は、法律上は一文い
けないということにはなっておりますけれども、
そういうふうな運用してまいりたいと思っております。

○横手委員 中小企業が海外に進出しようとする
場合には、どうしても国内における大手と提携を
して進出をしなければ、技術的にもその他の面
においてなかなかできないという実態にあるわけ
でございます。今お答えいただきましたように、
我が国における中小企業、つまり商工中金の構成
員であるとするならば、外国へ行つても、それが

我が国の中小企業の定義を超えても対象とするというところでございますし、いま一つは、大手企業と提携をして外国へ進出をしていく、こういうことは必然的に起こってくるわけでございますから、その点における幅広い運用について、これらの適用ができるような道をぜひ開くべきだ、このように提言を申し上げておきたいと思う次第であります。

また、この法律が改正されますと、商工中金は構成員の要請に応じて株式を取得することができるようになります。このことは中小企業者にとって一つの朗報であると思います。つまり、融資もお願いします、お金も貸してください、そして頭脳も知恵もかしてください、こういうことになるからであります。さらに今、中小企業投資育成株式会社がございますが、ここに株式を持つてもらっている会社は、その会社の会社概要等、外部に出すパンフレット等にはそのことがひととき大きく印刷をされております。つまりこういうところと取引をして、あるいは株式を持つてもらっておくというのは、信用度を誇る一つのバロメーターになっているのであります。同じような現象がこの際出てくるのではないかと、こういうことで評価をいたします。しかし一方では、普通銀行と違って政府機関であるから何とか無理も聞いてもらえらるだろう、こういうことからこれを駆け込み寺と受け取られることも発生するのではないかと思います。株式取得の条件をお示しをいたしたいと存じます。

○末木政府委員 株式取得につきましては、先生の言及されました投資育成会社の場合とは趣旨が違っておりまして、御指摘のとおり、金融を補充するといえますか金融取引の一環、そういう観点から考えて御提案した制度でございまして、審査については結局個別にケース・バイ・ケースでチェックすることになると思います。基本的には金融活動の一環として行なうわけでございますから、金融審査と同じように資本金とか純資産額とかあるいは利益率、配当率、自己資本比率等をチェック

エックいたしましたして、個別に株式取得をするかどうか判断していくことにならうかと思っております。

○横手委員 少し抽象的過ぎてよくわかりませんが、例えば過去の利益率だとかこういうものを見てと言われただけでは、どういう会社かどういう状態のときには断るのか、どういうときには要請に応ずるのか、このような点についてもう少し具体的に明らかにしていただきたいと思っております。

○末木政府委員 言葉足らずで申しわけございませんが、そもそもどういう場合に積極的に考えていくかということから申し上げますと、取引先であるメンバーの中小企業が自己資本を拡大して企業体質を強化し、事業を拡大していきたいという場合に増資を図るといたします。その場合にいろいろな関係のところから増資のお金を取り入れるわけでございますが、中小企業にしばしばありますことは、そのときに経営の自主性が不当に損なわれることを恐れるケースが多いわけでございます。そういう場合に、商工中金でございまして、商工中金が株主になつてくれれば、これら経営にいたらずに干渉するとか、乗っ取るとか、そういうおそれがございますし、非常に安心である。また安心であるだけでなく、おっしゃる通りに社会的な信用もついて、そのことによってほかからの資本も集まりやすくなる、取引上も強化されるというようなことを評価して、希望していただくというふうに思っております。

したがって、そういうニーズにできるだけおこたえをしたいということでございますが、一方、これは金融の補完的なものとして考えます場合に、商工中金としてその投資したお金は、ある意味で固定もいたしますし、あるいはもし倒産のようなことがあれば返ってこなくなるおそれがございまして、安全性のチェックはどうしても必要である、ベンチャーキャピタルとして投資をするわけではございませんので、安全性のチェックとして、非常に長い間利益率が低い、あるいは赤字が続いている、例えば極端なケースで申し上げますれば、これは困るとか、それから著しく自己資本

比率が低い場合に、これは改善の必要があると認めても商工中金がまずトップを切つてそこまでやれるのかどうか、その辺は金融機関としての安全性の確保という観点から検討を要することとございまして、今後この改正法が成立いたしますれば、具体的な基準を詰めてまいりたいと思っております。

○横手委員 お答えを聞いておりますと、増資の際にどのような言葉がよく出てまいりますが、増資のときに限るわけですか。

○末木政府委員 前向きな資本の需要という意味での増資の場合が多いかと思ってお答えしたわけでございますが、増資でない場合でも可能でございします。

○横手委員 今後さらに具体的なものが詰められるというところでございますから、きょうのところはこの程度にしておきます。

関連して参考人にお伺いをいたしますが、先ほども申し上げましたように株式を持つていうことになりますれば、当然のこととして企業の経営相談、こういったことも多くなるし、また株式を持つてもらうという面から見てもいろいろ、知恵もかかってもらいたいということと同時に、株式を持つてくださいということにつながるケースが多いと思っております。そうなりますと、商工中金としては、一方では職員の合理化等による省力化も図られている最中でございまして、新たなまた多様化する体制をつくるために、その内部体制としてこれにこたえ得る方策をどのように考えておられますか。

○佐々木参考人 株式取得の新しい業務でございしますが、ただいま計画部長からのお話にもございましたように、既に取引先の企業の方の株式保有でございまして、したがって、従来の貸し出し、預金その他のいろいろな取引をやっております先が多々ございまして、したがって、取引の一環としてこの仕事が行われるということでございますから、もちろん新しい仕事であり、経営

相談にも応ずるわけでございますから、仕事はふえるわけでございますけれども、私ども、それほど多くの人員が新たに追加されるとは考えておりません。

ただ、今先生御指摘の人員の問題につきまして、このほかに今回の法律改正によりましていろいろな仕事が増えるわけでございします。そういったものも新しい仕事を考えますと全体としては人員の増が必要であらう、かように考えておりますけれども、他方また、経費節減、省力化あるいは効率化という命題もございします。したがって、こういった新しく追加されるであろう人員につきましては、極力現在の電算化、合理化、効率化を進めまして、現在の人数以内で賄つてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○横手委員 これから具体的な作業が始まるわけでございますから、今お述べになったようなことでそれぞれ出先の店ではその体制をつくらうというところで支店長を中心にしたしましていろいろと策が練られているようでございますが、どうか、せっかくこれら新しい事業に参加をしていかれるわけでございしますから、中小企業の皆さん方も、事前のアンケートによると百数十社あたりから希望もあるようでございします。先ほども申し上げましたように、ただ単に株式を持つてもらうということだけでなく、それに付随する経営指導なりそういったものも当然期待をされていることだ、こう思いますから、どうか中小企業の皆さん方の期待にこたえるような職員の体制なり、あるいはそういった業務の多様化に対応する体制というものを一つつていただきたい、こう御希望を申し上げます。

さらに、今後商工中金が、その存在が揺るぎないものになるためには、ただ単に金を貸すということだけでなく、今もありませんたように株式を取得して経営の指導にも入っていくとか、その他顧客のニーズにこたえるために情報の提供を通じて構成組合とつながりを強化していくことが

極めて重要なことであると思ひます。

私は先日、福井支店に支店長を訪ねてお話を聞きをしてまいりました。もう既に店ではこの法律の改正点について詳しく説明する解説書をお持ちでございましたし、あるいは支店長は地元の業界誌に「金融自由化と中小企業」と題して提言もしておられました。このようなことが積極的に行われることが、中小企業組合が商工中金こそまさに自分たちの金融であるという認識を持つことにつながると思ひます。先ほども御答弁の中でございましたように、中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関であるというスローガンが、真にその組合員のメンバーの人たちがまさにそのことを実感として常日ごろからの経営の中に組み入れていく、こういうことが商工中金とそれらの組合をさらに密接なものにして、そのことを通じて商工中金の存在を揺るぎないものにしていく道だ、こう考えておりますが、これらのことについて参考人、どのように考えておられますか。

○佐々木参考人 先生御指摘のとおりであります。実は私も中小企業協同組合のその共同施設である、五十年の歴史を持つております。実は私もただに一つの組合員としてのつながりとして申しますものをちよつと申し上げますと、各支店ごとにそれぞれ中金会というものができております。お取引先の所属の組合の幹部の方あるいは構成員の社長さん方、そういった中金会の方々が支店を中心にして、支店を自分のものとして常時密接な御連絡をいたしております。毎月定期的な会合その他いたしております。なお、中金会の下部機関といいますが、若い方のユース会というお取引先のメンバーの会合もございます。そういった中金会、ユース会という、私どものいわばお仲間、私どもをつくられた中小企業の方々との密接な信頼関係は今後も維持してまいりたいと考えております。

○横手委員 日ごろの御努力は承知をいたしておりますが、私も本院に籍をいただくまでは地方の労働組合の役員をしてまいりました。労働金庫の運

営についてもいろいろと関心をしたところであります。

この設立のときには、まさに働く者の銀行、団結の象徴、こういうスローガンでこの銀行の強化を期待したわけでございます。しかし、やはり運営をしてみますと、スローガン、精神論だけではなかなかうまくいかない、そこに会員との密接なつながりがあるし、そのことを通じて会員が私の銀行だということ、日常の中にもそれが生きてくる、こういうきめの細かい日常活動によって初めてこれら金融機関というものは大きくなるものだということを私も現実の問題として経験をしてまいりました。どうか、今多くの機関をつくりながら定期的な会合を持つておられるということでございます。そういうものが形式に流れないように、まさに生きたそれらのグループになりますように心から御期待を申し上げる次第であります。

○佐々木参考人 申し上げるまでもなく、金融機関における歩積み両建てにつきましては、これは優越的地位を利用するということでもって嚴重に自衛をいたしております。絶対にそういうことをただいまいたしておりません。

今、お願ひをいたしてあります構成員の役員からの預金受け入れにつきましては全くそういう目的ではございませんで、中小企業の場合、会社である構成員とその社長さんといいますが、役員さんとは一体のものである、そのような認識から、実はかねがね商工中金の総代会の席上で、皆

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和六十年四月十日

様から役員の前金もできるようにという強い御要望をいただいております。その趣旨は、そのようなことが可能になれば、当金庫といつたにしてもコストの安い資金がちょうどいいでございまして、そういうメリットがございまして、また構成員の皆様方からしても、その預金を通じまして商工中金との関係、特に構成員に対する金融取引のいわば棒といいますが、そういったものが増大するということでメリットがあらうかと考えておるわけでございます。

繰り返すにありますが、決して歩積み両建てのための考えは毛頭ございません。

○横手委員 この預金受け入れ先の拡大について、当初構成組合員の従業員も含めたらどうだ、こういう意見もあつたやに聞いております。しかし、今回の改正案にはそれが入っておりません。これは、大蔵省を窓口とする一般市中銀行等々とのいろいろの話し合いの中で、その結果こういうことになったというぐあい聞いておりますが、ほかにこのような事例があつたのか、あるいはこの法改正のためには、市中銀行初め他の金融機関とのコンセンサスは十分に取られたのか、このことについて政府に御質問申し上げます。

○末木政府委員 メンバーの企業の従業員からの預金受け入れにつきましては、これを当初預金受け入れ先に追加することにはいたしません。これは、御指摘のように金融界との調整の過程で問題が残りました今回見送りになつたわけでございしますが、調整の問題だけではなく、今のところでは商中、政府系の金融機関としては店舗数は多い方ではございますけれども、それでも広く分布している従業員の方々の預金をお預かりして、給与振り込みが中心になると思ひますが、それに使つていただくにはまだ必ずしも十分店舗網も整備されてないということも考慮の一部にございまして見送つたわけでござい

す。そのほか、検討の過程でリストに上りながら改正案に入らなかつたものとしたしましては定期積

み金、これは積み立てていきまして満期になると積立額プラスアルファ、利子相当分を加えたものを受け取るという定期積み金でございますが、これは長い間例えば信用金庫などが独自の商品として長期に扱つてきたものでもありますし、商中の方は債券の発行が認められておることもあり今回これは見送りしております。

そのほか、さらに申し上げますと、今回電気、ガス事業者等の料金収納業務を扱わせていただく案になっておりますが、この料金収納のための口座に、普通預金口座でございしますが、それに例えれば定期預金口座をつくればさらに金額が大きくなり得るわけでありますが、これは本来がこの部分につきましてはメンバーである中小企業の電気料金、ガス料金支払いの事務の便利を図るというところでございまして定期預金は除くというふうにしたしております。

主たるところはそういうふうな点でございます。

○横手委員 いろいろの角度から検討が加えられたということですが、質問の二つ目の、窓口と市中銀行あるいはその他の金融機関とのコンセンサスの問題についてはいかがでございますか。

○末木政府委員 失礼いたしました。法律の形になる前から既に商中が、ある意味では同業者でございますから金融界といろいろ話し合いをされましたし、それからある段階からは大蔵省当局が金融行政を総括する、所管をするという立場から調整役を買つていただきました。金融機関の業態別のいろいろの組織がございまして、それぞれのところで御議論をいただき、最終的にそれぞれの全国組織からこの案について御賛成をいただいております。それを全部総括いたしましたことし

の一月十六日には大蔵省から金融制度調査会にも御報告をいただいております。このように、今回の改正によって商工中金の金融活動の範囲は大幅に拡大されるわけであります。すなわち、貸出期間の制限撤廃、海外現地法人を初めとする貸出対象の拡大、預金受け入れ先の拡大等、商品の

多様化、国債等の窓口販売、ディールリング及び金銭債権の取り扱い、所属団体構成員の株式取得、債務保証の充実、各種公共料金の収納業務等金融サービスの向上、余剰金運用の改善等々でありますが、これらを積極的に進めれば進めるほど市中銀行を初め他の金融機関と競争が激しくなりまします。その結果、他の金融機関から政府出資を受けながら少し出過ぎだといった心ない非難も予想されるのでありますけれども、しかし、商工中金は不況時における中小企業への低利の貸し付け等特別な計らいをしなければならぬ。つまり、大きなリスクも背負わなければならないという特殊な任務を持っているのであります。かかる現実に立脚し、政府は今後も商工中金の充実強化に努めるべきだと思ひますが、大臣いかがでございますか。

○末木政府委員 民間金融機関の一部に、あるいは先生おっしゃるような考えを持っておられる方が皆無だとは思ひません。先ほど申し上げましたように、組織としての調整は完全にしておりますけれども、個々には御指摘のような考えを持っておられる方もおられると思ひます。しかしながら、これはお金を借りる方の中小企業の立場からいいますと、商工中金のような存在は非常に頼りになる存在でございますし、かつこれはメンバーシップという形もとおるわけでございますから、もちろん商工中金が社会的に見て非常におかしなヒーローをとれば格別でございますけれども、本来の任務に邁進する限りにおいて何ら差し支えないことだと思っております。また、現実の姿といたしまして、中小企業者でもある程度のところになりますと取引先の金融機関が必ずしも一つというわけではございませんし、商工中金を主力にしつつ地元ほかの金融機関からも融資を受けているというような実態も相当あるはずでございます。ですから、商工中金とその他の民間の中小企業金融機関とは協調と競争という関係にあつて、その結果がお金の使い手である中小企業にプラスになると考えております。そういう前提に立

ちますと、私も今後はとも商中についてできるだけ応援をさせていただき、商中には大いに頑張らせていただきたいというのが基本スタンスでございます。

○村田国務大臣 ただいま政府委員から御答弁申し上げたところでございますが、委員御指摘のように、商工中金は組合みずから相互扶助の精神に基づいてみずからの金融の円滑化を図るために政府の助成のもとにつくった共同施設、先ほど来お話が出ておりますように中小企業者の中小企業者による中小企業者のための銀行であつて、非常に民間的な色彩が強うございます。いわゆる補充金融を旨とし、全資金を国に依存する公庫とは大いにその性格を異にしているわけでございまして、政府系の中小企業金融三機関といつてもその設立の経緯とか業務範囲とか原資の状況とか政策上の必要性等が異なつておるわけでございまして、非常に独自の使命を持つておると思うわけでございまして、そういう意味で今後は商工中金を政府といたしましてもしっかり支援いたしまして、適正な業務をしてもらいたいと期待いたしております。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○横手委員 今大臣がお述べになりましたように、民間的色彩が強くなればなるほど他の金融機関から出過ぎだ、政府の援助を受けながら、こういう心ない非難めいたものが出てくるのが予想されるわけであります。しかし、そのときにはその現象だけでなくして、商工中金は先ほど申し上げたような特殊な任務も持つておるのだ、こういうことを十分に踏まえていただいて、今大臣の御答弁の中にございましたように、育成強化のために力を尽くしていただきたいと思います。

次は、これは商工中金だけに影響することではなくして、広く金融業全般にかかわる問題であります。今取りざたされております大手企業の下請代金や仕入れ代金の一括支払い方式についてであります。このシステムについては御承知のとおりであります。この方式が広がってまいります

と、中小企業は親企業や品物の納品先のメインバンクに借り入れを移さざるを得ない。したがって、預金もということになります。そうすると、中小金融業界が打撃を受けることが予想されますし、そのことを通じて、またそれら金融機関に依存をされている中小企業にも影響を及ぼすことが予想されるわけでございますが、このような動きに對しまして大蔵省の見解はいかがでございますか。

○松野説明員 いわゆる一括支払い方式でございますが、これは今御指摘のように主として大企業の支払い事務の合理化あるいは省力化という観点で検討が進められておまして、大手の都市銀行を中心に現在具体的な仕組みの検討が進められております。ただ、確かにこの制度の運用の仕方いかんによりましては、御指摘のように中小金融機関に非常に影響を及ぼすことも考えられます。ですから、現在検討を進めております大手の金融機関に對しまして中小金融機関の従来の取引関係を尊重した形でこの制度の中に円滑に参加していただく、例えば中小金融機関と提携関係を組むとかいう形で従来の取引関係を尊重しながら制度に参加できるというような方法がないかというように今とを私も検討を求めておまして、現在、大手都市銀行と中小金融機関との間でこういう点についての話し合いが十分なされておると聞いております。ただ、もちろん制度の運用の実態はこれから出てまいりますから、私も今後は今後運用の実態を見ながら中小金融機関が影響を受けないうように十分配慮してまいりたいと思ひます。

○横手委員 私は、一括支払い方式は、大手企業の下請代金支払い等については非常にユニークなといひましようか合理的な一面を持つておるといふことを否定するものではございません。しかし、これが進んでいけば今おっしゃるように中小金融に対する打撃が大きくなるし、そのことがひいては中小企業にも影響を及ぼしてくることを心配するわけであります。この問題について公正取引委員会はどうか見ておられますか。あるいは今後どのような処置をとられようとしておられますか。

○厚谷政府委員 ただいま先生御指摘のように、いわゆる一括支払いシステムというのは支払い事務の合理化あるいは簡素化に資するところがあろうかと思ひますが、これを一部が一部の企業が採用いたしました、大企業が問題になるわけですが、取引上の優越した地位を利用して取引先の中小企業者に対し正常な商慣習に照らして不当にそのシステムへの参加を強いるということになると、これは独占禁止法上の問題が生ずるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。この問題について、最も重要なことは取引先の中小企業者がそのシステムを採用するかあるいは従来の支払いの仕組みをとるかというような選択につきましまして実質的な自由を有している、任意な自己の意思決定によつてその選択をしなければならぬ、そういうことを保証することが一番大事なことではないかと考えておるわけでございます。したがらば、公正取引委員会としまして、今後におきましてもこの問題が生ずることのないように十分関心を持つていきたいと考えておるところでございます。

○横手委員 この法改正を通じて、今後の最も大きな問題であります金利体系の行方についていろいろと御質問を申し上げたいと思つておりましたが、時間が参りましたので、中小企業者の皆さん方が金融機関に望むものは、いつでも容易に金融が受けられ、しかもその金利が低いこと、これを望んでおられるわけでございます。また、それによつてこたえるための本法律案の提案であらうと受けとめております。どうかこれらの中小企業者の皆さんのニーズにこたえるために、今後とも商工中金がその役割を担っていただきますように希望申し上げます。ありがとうございます。

○浦野委員長代理 以上で横手文雄君の質疑は終了しました。

続いて、野間友一君。

○野間委員 商工中金の第一条の目的なんです、ここでも明確に書いてありますように「中小企業等協同組合其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ル」こういうふうにあります、あくまでこれは団体に対する金融の円滑化ということになると思えますが、そのとおりですね。

○末木政府委員 おっしゃるとおり、第一条には「主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ルヲ必要ナル業務ヲ営ム」と明記されております。そのとおりでございますが、これで構成員貸しも読んでおります。

○野間委員 聞いたことに答えてください。

「吾等は何故商工中央金庫の急速なる実現を希望するか」これは昭和十年に商工中金をつくるにきに出された文書です。これは期成同盟。これは商業組合、工業組合、輸出組合等で構成したものです。ですから、こういう要求があつて、当時は金融機関から金を借りられない。たしか銀行から二割ぐらいいか借りることができないというふうな状況の中で、農林中金が生まれて商工中金が生まれたという経過があるわけですね。

ところが、先ほど部長が言いたそうに言っておりますけれども、昭和二十六年の改正で団体の構成員に対しても直接取引ができるというふうに変つたわけでありまして、しかし、あくまで基本は団体に対する融資と金融、これは法の目的から確かにそうなつておるわけでありまして、直接そこで聞きたいのは、二十六年の法改正後、直接構成員に対しても貸せませんが、組合貸しと構成員貸し、この比率がどういふふうに移しておるのか、この点明らかにしてください。

○末木政府委員 組合貸しの比率、最近数年を申し上げますと、五十六年度が五〇・六、五十七年度が同じく五〇・六、五十八年度が五〇・三、そんな状況でございます。

○野間委員 四十年を見てもみますと、これは六九・二、組合員貸しが三〇・七、これがずっと今

推移が報告されましたが、組合に対する貸し付けはうんと率が減りました、組合員貸しがずっとふえておるわけですね。

そこでお聞きしたいのは、運用上の基準等があるのかないのかよくわかりませんが、組合貸し、団体貸しと構成員貸し、この比率は何か基準があるのか。例えば五〇％とか、その点はどうなんでしょうか。

○末木政府委員 数字的に明確な基準はございませんが、構成員貸しの比率が不当に大きくならないことというのを指導の柱にしております。前回の商中法の改正のときにも、五〇に近づいてきているということ、構成員貸しが五〇を超えるようなことになると問題ではないんですかという御指摘をいただいたこともございます。

○野間委員 もう一つ、同じような質問ですが、全貸出残高に占める組合に対する貸出残高、この比率は昭和五十八年度はどのくらいになっていますか。これは余剰金の運用等がありますから。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

○末木政府委員 ちよつと先生の御質問の意味がわからなかつたのですが、全貸し出しのうちで組合を除いた……（野間委員「いやいや、組合に対する」と呼ぶ）組合に対する比率——恐縮でございます。今すぐ計算いたしますので、でき次第申し上げます。

○野間委員 では私の方から申し上げますが、昭和五十年が五五・四％。これが五十八年度には四九・一％、先ほどの部長の答弁では大体五〇％云々という話がありましたけれども、こういうふうには五〇％を割つておるといふのが実態ですよ。ここに私は一つの大きな問題があるんじゃないか。つまり先ほど冒頭に申し上げたように、一条の団体に対する融資、融通ですね。そういうような目的からして、うんと組合貸しに対する比率が低下しておる。だから全体の貸付残高の中に占める組合貸しの比率が五〇％を割つておるといふのが実態なんですね。ですから員外貸し付けと申しますか、後でまた員外貸し付けは触れますけれども、

も、本来的な仕事の目的であります組合貸しが低下しておること自体が非常に私は問題だと思つておる。今の比率の数字が間違つておつたら後でまた言つていただいたらいいんです、私は正確に計算したので間違いないと思つておる。

次にお聞きしたいのは、この員外貸し出しの問題であります。現行法では二十九条で余剰金の運用、それから二十八条ノ二で、これはみなし組合と申しますか準所屬組合ですね、これにも一応貸し出しが認められておりますが、お聞きしたいのは、一つは余剰金が全体の中で一体どのくらいの比率あるのかということ、同時に今までの余剰金の運用についての貸し出し実績はどうなのかということ、この点明らかにしてください。

○末木政府委員 余剰金につきましては一兆強でございます。全体の資金の約一割を占めております。これの貸出先等につきましては……（野間委員「いや、先じやなくて」と呼ぶ）運用先でございますか。（野間委員「いやいや、実績」と呼ぶ）ちよつと数字を調べさせていただきます。

○野間委員 一割の余剰金の運用の一つの枠があるというお話ですが、それじゃ一体どのくらいの比率でこれを運用しておるのかということ、私ちよつと数字調べてみますと五十八年度で二・四％、金額にして千六百七十六億円。これは数字を計算したらすぐ出てくるのですが、これは間違ひありませんね。

○末木政府委員 あるいは先生お手元の資料と定義が食い違つておるかもしれません、余剰金の運用対象としておるは、未所屬の出資資格団体それから施設法人、商工債券担保貸し、それから金融機関に対するコールローン等が主なものでございまして、五十九年三月末ではこのトータルが八百四十九億円でございます。

○野間委員 おかしいですね。それからもちろつた数字で、二十八条ノ二とそれから二十九条の運用ですね、このトータルは千六百七十六億円、二・四％となつていますが……

○末木政府委員 失礼しました。先ほど申し上げ

ました八百四十九億は五十九年三月末、先生に差し上げました資料は、さらに六十年三月の最新の数字を書き込みまして、これが千六百五億、御指摘のとおりでございます。

○野間委員 若干の数字の違いはありますが、これはまた後でやりますが、いずれにしても恐らく二・四％前後、これは間違ひないと思つておる。今度二十八条ノ四、いわゆる員外利用ですね、これを新たにつくるわけですが、先ほどのお話では百分の二十というのが枠の限度だというふうに聞きましたけれども、政令でそういうふうにするわけですか。

○末木政府委員 員外貸し出しの限度につきましては、例えば立法例といたしましては農林中金の場合などは限界がございせんけれども、商中につきましては政令で他の例に倣ひまして二割以内と定める予定でございます。

○野間委員 そうしますと、これはラフな計算ですが、余剰金が今の時点で考えまして約一割ある。二十九条はそのまま残すわけですが、二十八条ノ四をつくりまして中からはかなり減りますね。しかし、少なくとも余剰金は二十九条で残して、これは今のベースからいいますと百分の十の枠の中。それから今度百分の二十は、余剰金の有無にかかわらず員外貸し出しができるということになるわけですね、政令でそう定められるとするならば、そうしますと、百分の十と員外利用の百分の二十、これを足しましたら百分の三十になるわけですね。残りが百分の七十、これが要するに組合ないしはその構成員に貸されるということになります。もしも、しかもこれは五〇・五〇ということになります。つまり百分の三十五、これはラフな計算ですが、組合に対して百分の三十五、それから組合の構成員に対する貸し出しが百分の三十五、それから員外利用、二十八条ノ四が百分の二十で、余剰金の運用が百分の十、こういうことになります。それは間違ひありませんか。

○末木政府委員 現在余剰金としてあるのがトータルの資金の百分の十でございますが、考え方と

して、今の時点で員外貸し付け、どのお金を持つてくるかということになりますと、残りの百分の九十というのは現在組合または構成員にお貸しをしている部分でございますから、その余裕金の部分で今度員外の方に充てるということになります。

法律上の考え方といたしましては、二十八条の本来の業務に支障のない範囲においてという判断基準がまずかかっておりまして、加えて総貸し出し二割というのをもう一つかけまして、それからさらに員外貸し出しについても二十八条ノ四で限定列挙をしているわけでございます。したがって、十をまず余裕金でコールローン等に運用し、それが残りの九十に食い込んで員外に貸すというふうにはなっております。

○野間委員 しかし、論立てからすればそうなるわけでしょう。しかも、確かに業務に支障のないという縛りがあったとしても、今までのような余裕金の範囲の中というものがなくなるわけですから、余裕金のあるなしにかかわらず貸し出しができる。そうなりましたら、これは繰り返し聞いておりますように、本来の業務であります組合貸しが非常に率が高下する。そして同時に組合の構成員に対する貸し出しも低下する。つまり、員外利用といつてもこれは親戚だ云々というふうなことを言われるかも知れませんが、そうなりましたら本来の組合の役割、任務からかなり乖離するのではないかというふうに私は思うわけです。多少数字というか違いがあるかも知れませんが、少なくとも組合に対する貸し付けが低下する、あるいは構成員に対する貸し付けが低下するということは間違いではないですね。

○末木政府委員 繰り返しになりましたが、恐縮ですが、新しい二十八条ノ四、これが員外貸し付けの規定でございますが、「商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得」それで「当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度

ニ於テ」ということで、二十八条の方のメンバーに対する融資、こちらの方の財源を削ってでも員外に貸すということはいけないのだ、こちらの方に十分な融資をしてゆとりがある範囲で、なおかつ「政令ノ定ムル所」で二割という天井を設けることにしております。本来の業務に食い込むようなことは全く考えておりませんし、また商中としてそういう必要はありませんし、本来の趣旨にも合わないことだと思えます。

○野間委員 そうおっしゃるだろうと思つた。ただし、この「業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度」というのはあくまで注釈的な言葉であつて、私はこの点についてきちつと運用の基準をつくってしなければ、これだけの縛りではだめだと思ふのです。余裕金の枠の中ということならともかく、そうではありせんから、理屈から言つて法の読み方からしても、余裕金のあるなしにかかわらず、それが今言われた「業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度」で貸せるといふことで、今までの縛り方からすると非常に広くなるというところは、法の建前から当然のことなんです。この点について私は後でまた触れますが、そう思うのです。

それからもう一つ聞きたいのは、二十八条ノ四の第一項二号の共同出資会社ですが、これが現行法上の二十八条ノ二の規定とどう違うのか、何は読んでさっぱりわからぬのですけれども……

○末木政府委員 お答えがたまたましてしまつたので、恐縮ですが先ほどのお答え、残つたところをまず説明させていただきます。

組合貸しと構成員貸しの比率は先ほど申し上げたとおりでございますが、先生さらににお尋ねがありましたのは組合貸し、構成員貸し、さらにその他貸し付けというのがあるであろう、それも含めた全体貸し付けの中で組合貸しの比率を見れば五〇を切つておるのではないかと、これだと思ひますが、今手元の数字で五十九年九月、四九・〇でございます。確かに五〇を切つておりますが、私ども、五〇を従来一つのメルクマールとし

ておりました場合は、この全体ではありませんので、組合貸しと構成員貸し、これの合計を一〇〇としたもので従来議論してつたつもりでございます。その他というのは短期貸し付け等のものでございます。それを入れると確かに五〇は切つておりますが、私どものメルクマールとは違ふということをやまず申し上げておきます。

それから第二に、従来余裕金の範囲でというのならわかるけれども、その縛りがとれてしまふので本来の仕事に食い込むのではないかと御指摘でございます。これは表現は変わりますけれども、本来の仕事は妨げない範囲というの、まさに余裕金がある場合にはそのお金でという解釈でございます。実態を要するものではございません。

それから第三に、二十八条ノ四第一項二号の共同出資会社、確かに現行の二十八条ノ二、これは俗に準所屬団体と言つておりますものと表現がよく似ております。似ておりますが、現在の二十八条ノ二の方は、これは中小企業者がそれぞれ本体の仕事を持ってやつていて、その人たちの共通の何か目的を満すためにできている方針ということ、で、本体があつてそれに附属するといふこと、仕えるという、そういうものでございます。今回の共同出資会社の方はそういう意味の本体はございませんで、共同出資会社でやる仕事そのものが本体である、そういう差でございます。

○野間委員 わかつたようなわからぬような二番目の答えですけれども、それなら百分の二十の枠というのは非常に多過ぎる。つまり今の運用の中でも二・四％しか余裕金運用をしていないわけですから、それを何で百分の二十という大きな枠を設けるのかという点が私は非常に不可解です。しかも共同出資会社も含めまして取引の相手方とか海外現地法人とか、非常に広くなるわけですから、それが中小企業の利益になるというなら、それはもう取引の相手方みんな利益になるわけですから、際限なく広がるのではないかと懸念を私は持つわけで、その点についてお聞きしてお

るわけなんです。

そこで次の質問ですが、この商工中金の貸し付けについてお聞きしたいのは、大企業向け、特に一部、二部上場会社、これに対してはどういう方針をとつてきたのか、その点について……

○末木政府委員 大企業向けの貸付方針でございますが、法律的には、先ほど申しましたように、商工中金の所屬団体のうち二つのものを除きました組合には大企業も加入することができまして、したがって、法律的に商工中金から融資を受けることが可能でございます。

しかし、本来商工中金はそういったものに融資をするためにつくられたものではございませんから、それはあくまで例外であらうということで、最近では、昭和五十年に商工中金に対してその点を明確にした指導をしておりまして、大企業に対する融資は抑制的に行うということで今日に至つております。

○野間委員 これが抑制的かどうかという例ですが、五十八年度末、これは五十九年三月時点ですが、一、二部の上場企業向けの融資残高、これは数字ありますか。なかつたらこちから申し上げます。

○末木政府委員 上場企業だけ厳密に拾つたものは数字がございませんけれども、一部上場あるいはそれに準ずるものという本当の大企業、これは全体の貸し出しの約二％でございます。

○野間委員 この前の改正のときの我が党の小林政子委員に対する答弁で、当時木下さんがお答えになつておりますが、「商工中金といたしましては、従来からその企業が一部上場になるような大きな企業である場合には、そういう企業に対しては金を貸さないという形での運用をやつております」というのが五十六年四月二十二日の当委員会答弁されております。これによりまして、一部上場になるような企業には金を貸さないというところで運用しておるといふふうにありますね。今あなたのお答えでは、一部上場にも貸しておるといふのがあつておられますが、そう

すると、この五十六年の答弁とは全く違いますね。

○末末政府委員 五十六年の当時の政府委員の答弁は私も読んでおりますけれども、変更はございません。

当時御説明いたしましたのは、法律的には可能でありますけれども、大企業については極力抑制的に、したがって、ごく例外的に大企業に貸すこともあるけれども、これはあくまで例外であります。どういふ場合に例外かと申しますと、例えば、その大企業に融資をすることによって、その傘下の例えば下請企業がメリットを受けるとか、あるいは、地域開発の大きなプロジェクトで、特にそこにこれを入れる必要があるとか、ごく限られた場合のケース・バイ・ケースのものであつて、その他の場合には、新規の取引は申し込みがあつてもしませんし、それから、長年の取引先が成長していきまして一部上場とかそれに準ずるくらいのもので成長した場合には、以後の新規の追加融資はお断りをして、過去のものもできるだけ減らしていく、そういう意味で五十六年にお答えをしてゐるのだと思ひます。

○野間委員 答弁の中にそんなことは一言も書いてないですよ。あなたが読んだとおっしゃるなら正確にお答えいただきたいと思ひますが、「従来からその企業が一部上場になるような大きな企業である場合には、そういう企業に対しては金を貸さない」という形での運用をやつております」と、そんな前後の何もないですよ。やはり正確にお答えいただきたいと思ひます。

それから、一、二部上場会社の残高が幾らあるかわかりましたか。申し上げましょうか。わかりますか。——わからぬようですから申し上げます。百十五社、七百五十五億円。違いますか。時間がもったいないですからこちらから申し上げます。

これは、中小企業庁はいっぱい資料を持っていますと僕は思うのですよ。例えば、ここに私が持っていますのは、経済調査協会、これは最も權威の

あるものですが、その「金融機関の投融資」という、これは五十八年十二月二十日付の商工中金の貸し付けの明細、いろいろ企業も金額も含めたのがありますし、それから、東洋経済の「金融と銀行」というのがありますね。これは五十九年十二月十二日付です。これを私は申し上げてゐるわけですが、これではこうなつてゐるわけですね。

しかも、私がびつくりしたのは、オリエンツファイナンス、これは要するにクレジット会社ですね、これは、最初は昭和五十六年で八億円が今幾らか調べてみましたら、百四十九億九千八百万円とふえてゐるわけですね。しかも、一部上場ですつと見てみますと、例えば京成電鉄の四億一千万を初め、私が今申し上げた経済調査協会の資料によりますと、一部上場の企業に対して、これは九社ですが、相当貸してゐるわけですね。しかもこれは、私が調べてみますと、例えば岡崎工業、これは一部上場ですが、これは、四十九年一億八千五百万円が五十六年度は三億二千二百万円とふえてゐる。四十九年当時貸し出しがなかったのが五十六年当時これが新たに貸されてゐるというの、例えば日本紙業等あるわけですね。だから、本来的に商工中金というのを任務として運営されておられるが、私はこれを見てびつくりしたのです。

私はなぜこういうのを挙げるかといひましたら、今度、員外利用というふうなことでうんとその枠を広げる。何かこの法の読み方によりましては、中小企業と取引するところはみんな親戚だ、取引するのは中小企業が利益を受けるのだからこれは貸すんだというふうなことで、うんと際限なしに広がるというふうに思ふのです。したがつて、今までいろいろ国会答弁では大企業には貸さないといひながら、今申し上げたように、これは公開された文書の中でこういうふうに出ているわけですね。ですから、今度はこの法の改正によつてうんとその範囲が広がつて、員外利用がふえ

て、本来的な業務を非常に圧迫する、そのことが商工中金の自殺行為になるんだという感じがしてしょうがないものですから私はお聞きしてゐるわけですね。

○末末政府委員 一部上場企業の数字は、今調べて、五十九年三月末で四百二十億でございます。これが全体の貸し出し七兆の中で多いか少ないかでございまして、私どももいたしましては、あくまで例外というものの数字であると認識をしております。

それから、繰り返して申し上げますけれども、先生もおっしゃつたように、商工中金が本来、メンバーであり、商工中金に期待もし頼りにしてゐる人達にお貸しする仕事をないがしろにして大企業の方に顔を向けていった場合には、まさに自殺行為だと思ひますし、また制度の趣旨にも合いません。今回の改正もそういうわけでは全くございせん。

○野間委員 いや、評価でなしに私は事実を申し上げて、その事実からすればそういう評価しかしようがないのじゃないかということ申上げてゐるわけですね。

例えば、今挙げましたオリエンツファイナンスは、五十六年末では八億円が百四十九億円。これは大信販等々たくさんありますけれども、同じようにうんとふえてゐるわけですね。だから、大企業には貸さないといひながらうんとふえてゐる。これは金融機関ではあると思ひますが、しかし、それにしてもこれもやはり問題だと思ふのと、それから、もうでない一部上場の企業にもうんと貸してゐるということになつてゐますからね。だから、くどいですが、その員外利用がうんとふえて本来的な機能が損なわれるということを非常に私は危惧するものですからお聞きしてゐるわけですね。

それから、今度金利の問題についてお聞きをしたいと思ひます。

午前中もいろいろ論議がありましたけれども、商工中金の貸出金利が非常に高い。これは実際に

どこへ聞きましても常識と申しますか、よく聞くことですね。これは何でこうなるのか、いろいろ要因がありますが、一つの要因として私が考えるのは、政府の出資が少ない、利回りの高い利付債による資金調達に非常に多いということが、そういう金利が高い一つの大きな要因だといふふうに思ふのです。中小企業関係の組合とかあるいは組合員の要望は、この点を踏まえまして、例えば去年の十二月ですが、三十六回の中小企業団体全国大会の決議で、商工中金に対する要望として、貸出金利の引き下げを図るために政府出資を大幅に増額するとともに、利回りの低い割引債の政府引き受けを増額して、特別の措置が必要だといふようなことを決議の中で挙げておられることは、中小企業庁も商工中金の理事長も御存じのとおりなんです。これは中小企業の組合とか業者の切実な願いだと思ふのです。ですから、この点について、やはり政府出資をふやすとか、あるいは後からまた触れますけれども、低利の引受債を政府に引き受けさせるとか、そういうことが非常に重要かと思ふのです。

今度の新しい金融商品の販売も、一つは確かに大衆のニーズにこたへるということ言われるかも知れませんが、自由化の中で一つの流れがあることを私も否定するものではありませんけれども、しかし、こういうことをやらされる根拠として、先ほども話がありましたけれども、臨調の答申、これが大きな根拠になつてゐる。つまり、政府の出資とか財政の資金の援助、政府の引受債、こういうものを抑制あるいは削減するために、苦肉の策とまでは言いませんけれども、国債割引債口座とかあるいは債券総合口座というものを設けて、そして吸収したい、こういうことになろうかと思ふのです。これはまさに臨調の答申の一つの具体化であります。しかし、これをやりましたら、今申し上げたように新しい商品が資金調達のコストをうんと高めます。そうになりましたら、結局貸し付けの場合の金利にはね返ってくる、余計高くなる、こういう不安な危惧は非常に多い

わけです。これは衆議院の調査室の調査資料の中にもその点が書かれておりますし、私もやはりそういうふうに思うのですけれども、その点についていかがでございますか。

○末木政府委員　政府の出資の問題と債券の販売の問題とは一応切り離して考えておりまして、現在の金融情勢のもとで必要な資金を調達するために、債券の売り方はどうあるべきかということでは立案したのが今回の案でございます。

それから、今後の金利の見通しでございますが、申し上げるまでもなく、非常に金融情勢は揺れ動いております。五十六年の前回の改正のときには、運用部の金利と金融債では金融債の方が高かったわけですが、現在では例えばそれが逆になっているとか、非常に変動しておりますので見通しは難しゅうございますけれども、基本的に申し上げますと、長期の金利につきましては、今かなりもう市場の実勢で動いてきておりますので、今後とも非常に上がっていくということではなく、もちろん循環的な動きはございますけれども、むしろ短期の方が現在規制金利になっておりますのが、だんだん自由化が進んでいけば上がっていくのではないかと。そう考えますと、短期、つまり預金に依存する度合いの比較的小ない商中是一般の銀行に比べれば相対的にはむしろその波のかぶり方が少ないのではないかと思います。

○野間委員 どうも私は納得できないのです。

政府資金への依存度をずっと調べてみましたら、これは債券引き受け、出資それから借入金合計で、中小企業庁からもらった資料ですが、時間がありまけんからこちらで言いますと、昭和三十年は政府依存が二六・五％、それから四十年になりましたら一九・五％、五十年になりますと一七・二％、これが五十九年の十二月になりますと七・二％、うんと減っておるわけです。これが、本当に利用したい顧客と申しますか、中小企業組合なりあるいは構成員の切実な要求として、先ほど挙げたように、もっと政府が出してくれということになって出てきておるわけです。絶対額は上

がつておるとおっしゃるかも知れません。しかし、昭和五十一年と五十八年とを比べてみますと、絶対額は昭和五十一年度が六千六百九十七億円、五十八年度は六千四百二億円、これまた減つておるわけです。ですから、率の上からも額の上からも減つておるということが私は問題だと思ひますし、やはり制度金融としての商工中金の機能が大きく損なわれておる。しかも、今後の新しい金融商品の発売等々によつて金利コストが上がり、しかもそれとにかく何とか賄えということになりましたら、本当に商工中金の本来の機能を果たせるかどうかという点について非常に危惧をするわけです。

利付債と割引債の政府の引き受けの割合を見ましても、利付債が七割で、割引債が三割です。つまり割引債の方が利回りが低いわけでしょう。だから、この割引債等をやはりうんとふやしていくということが私は必要だと思ふのです。私はこれは高度に政治的な問題だと思ひますが、その点について通産大臣はいかがお考えでしょうか。

○末木政府委員　まず数字でございますが、たまたま先生のお引きになりました五十一年と五十八年を比較しまして、絶対額で確かに六千六百九十億から六千四百億と減っておりますけれども、その間、同じ時期に政府の出資、一番コストに影響のある出資で見ますと、五十一年には四百五十四億、それが五十八年には千百七十億にふえておりまして、トータルは確かに減っておりますが、私どもでもできるだけの努力はしてきているつもりでございます。

○野間委員 大臣。まあ大臣もお答えになりませ
んので……。

ですから、私はトータルで申し上げているのです。うんと減つておくことはあなたも認めたわけですから、こういう状態ではどうにもならぬわけです。だから、くどいようですけれども、本来的な商工中金の機能を果たすためには、やはりうんとこういうところで政府が引き受けなりあるいは出資をする、こういうことを除いてほかにない

いと思うのです。

間がありませんが、私の申し上げたいのは、結局新商品の販売等は、政府の財政負担を軽減する、できるだけみずからの商工中金の中で賄うというようなことが目的ではなからうか。特に新商品の販売等について、これは確かに自由化の中でいろいろほかの銀行等々がやっておる、これに右へ倣えしたのだとおっしゃったらそれとおりかもわかりませんけれども、しかしながら、それをやればやるほどその業務が同質化されていく、つまり都銀、地銀とかそういうような銀行と同じようになっていくということを危惧するわけです。そうな

りましたら、商工中金の本来的な役割とは全く離れていく、しかも員外利用がふえることによって、本来的に金が欲しいという人の要望、ニーズになかなかたえにくくなる、コストも高くなる、しかも国債の消化についてこれを受け皿として認めるわけですけれども、これが国民に対して大量の引き受け、消化を強いることになるのではないか、だから経営基盤が非常に不安定になるのではないかというふうに私は思えてしかたがないわけであります。その点で、今度の改正については、極端に言いましたら何かカラスがクジャクの羽をつけてうろろろするような、これは決して利益にならないことになって、中小企業の立場からすれば逆行するのではないかという懸念が非常にするわけあります。

もうちょっと時間があるようですから、もう一問、最後に国金とか中小公庫についてお聞きしたいと思います。

これまた随調答申の中では、うんと政府出資を抑制するとか、これを民間に移行するような動きが非常に強いわけです。「八〇年代のビジョン」の中で書かれておりますが、金融家の安本さんが書かれておりますね。これを見たら、そういう中小企業に関する制度金融、これは非常に重視をして今後とも発展させていかなければならぬ、これは民間の金融機関の補充をする、非常に重要な役割を

担うものたということが書かれておりまして、私はこのとおりだと思っんですね。この中小企業のビジョンに書かれた、制度金融機関、これを維持し発展させる、臨調ではいろいろ書いておりますけれども、こういう方向でぜひ今後とも政策を進めていくべきであるというふうに私は思いますが、その点について、大臣の積極的な答弁を求め、質問を終わりたいと思います。

○村田國務大臣　お答え申し上げます。

政府は従来から、政府系の中小企業金融三機関を通ずる融資などによりまして、中小企業者の資金調達の円滑化を図っておるところでございます。

六十年度におきましても、中小企業の資金ニーズの多様化にこたえるという観点から、今御指摘のありました中小公庫それから国民公庫の貸付限度の引き上げ、貸付期間の延長など、融資条件の大幅改善を図るとともに、貸付規模においても中小企業者の資金ニーズに十分こたえられるものを確保しておるところでございます。このほか、中小公庫に対しては、経営基盤を強化するため、新年度において産業投資特別会計より二十億円の出資を行う予定であります。

今後金融自由化の進む中で、中小企業をめぐる金融環境が大きく変化することが予想されますことから、中小企業者のニーズに即応した貸付条件の改善などを図ることによって中小企業の健全な育成に一層努力してまいります。

○野間委員 終わります。

○**粕谷委員長** これにて野間友一君の質疑は終わりました。

続きまして、後藤茂君の質疑に入ります。後藤

○後藤委員 同僚議員がもう既に詳細にわたつて質問をいたしております。また、問題点については政府側から、さらにまた参考人としての佐々木理事長の方から御答弁がございましたが、私は、なお若干疑問なりあるいは不安に感じている諸点について二、三、大変短い時間でございますが御

質問してみたいと思います。

一つは、昨年大蔵省が「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を発表されました。それ以来、私もこれまで理解をしておりました金融のあり方が大きく変わっていき、のではないだろうかという感じがするわけです。

これまでは普通銀行と長期金融専門機関であるとか、あるいは普通銀行と中小企業関係金融機関であるとか、あるいは民間の金融機関と政府関係の金融機関であるとか、これがお互いの専門的な業務分野を持ちながら、なお相互に補完をしていくというような制度がこれまで私どもの頭の中に入っていた。したがって、いろいろな金融の相談なりあるいは融資等について理解していく場合に、これまでは比較的解がしやすかった。中小企業なら、政府系であればこういうところへ行ったらどうだ、あるいは組織金融としては商工中金がどうだとか言うことができたわけでありましたけれども、円の国際化あるいは金融の自由化というものが大変な速度で進められている。しかもそれぞれの専門分野の垣根が取り払われている。さらにまた新しい金融商品がどんどん開発されている。これまではどちらかという貸し手側の市場という目で見られておったと思いますけれども、これからは、金融が緩んでいるという面もありますけれども、借り手側の市場化していくという面も出てくるのではないだろうか。

こういった状況の中で、中小企業金融というのはこれから一体どうなっていくのか。先ほど来御答弁がございまして、その中における半官半民という極めて特性を持った金融機関がどういう対応をされていくのだろうか、このことについて同僚委員の皆さん方が詳細にわたって質問をされているわけでありましたけれども、まず大臣から、円の国際化あるいは金融の自由化が将来の展望の中で中小企業金融にどういう影響を与えるか、また理事長の方から、商工中金が今度の法改正で業務内容を若干広げていくということもあるわけですが、商工中金の側としてそれに対する対応を

どのように考えておられるのか、最初にその点をお伺いしておきたいと思っております。

○村田国務大臣 佐々木理事長も御出席でございます。後ほど専門的な視野からお答えいただくこととして、まず私からお答えを申し上げたいと思っております。

今御指摘にありました金融機関をめぐる環境を見てみますと、金融自由化の中で市中においてはCDあるいは外貨預金など、資金調達における金利商品のウェイトが増大をしておりますのに伴いましてそのコストが増大をいたします。一方、運用利回りは全般的な企業の借り入れ需要の低下、資金調達方法の多様化などの中でむしろ低下しております。利ざやが縮小しております。したがって営業について厳しさを増しているものと見られております。

商工中金もこのような金融環境の変化の中で、特に資金調達面で市中に依存する割合が大きいだけに、この変化に早期に、かつ的確に対応する必要に迫られておられるわけでございます。今回の法改正もこのような状況のもとで必要となつたものであります。金融自由化に対処するための方策は、まず調達面では、商工債券による資金調達を今後とも円滑に行っていくために、債券発行代行の金融商品と同様の金融商品販売することとするほか、非居住者からの外貨資金調達を行い得ることとするなどを考えております。また運用面では、所属団体などの多様なニーズにこたえまして、国際業務の充実、所属団体等の株式取得による経営基盤の安定化への協力、有価証券の貸し付けなど、新たな金融サービスの提供等を行うことを考えております。

今後、金融自由化の帰途は急断を許さないものがございまして、非常に流動的であります。今回の改正によって商工中金は少なくとも他の金融機関とは同等の機能を備えることができるので、当面はこの新たに付与される機能を十分活用することによって金融自由化に対処し得るものと期待をいたしております。

○佐々木参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように金融の自由化、国際化あるいはニューメディアの進展など、金融環境は大変厳しいわけでございます。金融機関の環境が大変厳しい中で、特に中小企業専門金融機関の環境がまさに厳しいという状況でございます。と同時に、金融を受ける企業、特に中小企業の立場では、これまで金融の自由化の波が大きくかぶさってきておられるわけでございます。当分の間は金融緩和の時代でありまして、都市銀行も中小企業分野へ出ておられるということで、一見自由化のメリットがあるようにございますけれども、中長期的に考えますと金融自由化は、金融機関のコストは上昇する、あるいは国際化の関係で資金の国際的なシフトもある、あるいは変動金利もあるということと、元来長期金融、安定資金を要求する中小企業としては、大変な時代に至るかと思っております。

そういった中長期的に考えた立場で、私も政府資金をちやうだいしておる中立的な、この商工中金の中小企業に対する金融、お貸しするという役目は、さらに重要な役割を示すもの、かように考えておる次第でございます。

○後藤委員 資金調達のコストが、どうも商工中金の場合は、これからますます高くなっていくのではないかと、この心配をすることはあります。先ほど長官の御答弁を聞いておりましたが、一般預金者の預金を、これはいろいろな制約があるものですから受けられない、債券発行をやっている、あるいはこれから国債の取り扱いが行われていくわけでありまして、よほど政府の出資等もこれからは考えていかないと、中小企業者の低い金利のニーズにこたえていかれないのじゃないだろうか。

最近の商工中金の金利水準が、他の政府系金融機関との間でどの程度割高になっているのか、あるいは市中金利と比べてみて、一体どういう状況にあるのか。私もいろいろ必要としておる中小企業者に聞いてみますと、最近では、むしろ市中銀行あるいは中小企業関係の金融機関の方

が、サービスの面においても金利の面においても非常に安く貸してくる。ただ、商工中金へは一つの信頼度が非常に高い。ですから商工中金との関係というものは、これからは絶ちたくはないけれども、ただ実際の資金需要だけを考えると、むしろ金融自由化の中で、そうした商工中金でない他の市中銀行なり都市銀行なり、あるいは中小企業専門金融機関の方が大変借りやすくなっているという話も聞くわけでありまして、これも、この点、これは長官にもお伺いしたいわけですが、こうしたこれからの金融のニーズにこたえて、商工中金が資金調達のコストが高くなっていくという、そのしわ寄せを中小企業にしていけないという保証措置がどのように考えられているのか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

○石井政府委員 今後の金融自由化の進展がどういように進むか。一つには、これまで規制金利のもとにございました小口あるいは預金等の金利の自由化が進むことも当然予想されるわけでございます。

そういった全体の流れを見ます限りにおいて、先ほど来申し上げておりますように、商工中金は債券の発行によりまして資金を調達することに大きく依存いたしておられるわけでございますが、この債券は、既に市中相場追随型といえますが、市中の全体の金利水準の連動の中で処理されているわけでございます。その意味においては、既に金融自由化の実際の波と並行して動いていかざるを得ない立場にあるわけでございます。その意味で、債券発行を融資財源の主たる財源としております限り、今後進んでいくであろう預金金利あるいは小口金利、こういったものの自由化による影響というのは相対的に低いものになるんではないかと考えております。

ただ、全般的な動きは、単にそういった規制金利がどう動くかというだけではございせん、全体的な金融環境は国際化してまいりますから、その市中実勢というものが大きく変動していかざるを得ないわけでございます。これが直接的に中

小企業に影響を与えるようなことになるのは、できるだけ緩衝機関としての商工中金が、そういった相場の大きな変動に対して緩衝的な役割を営むためには、むしろ商工債券以外に融資財源の調達を多様化していくという意味もあるかと思ひます。そういう意味の方向を探索すべきかと思ひますが、全体の流れで見ますと、いわば相対関係で見ると、商工中金の資金コストが他の金融機関、特に興業銀行等の債券発行機関との比較におきましては不利なことになるといふことは、今回の改正をもって防止できるのではなからうかというふうに思ひます。

○後藤委員 政府の方からいただいた資料を見ますと、政府系の中小企業金融機関が金融機関の中で占めている地位が、五十年以降、前年比の伸び率が低下してきている。しかし、その貸出残高のシェアは、五十年度末の一・五%から五十七年度末の一・八%へと高まってきている。

この背景は、最近の融資が投資リスクの大きな技術開発や、あるいは都市開発等の民間金融では採算に乗りにくい、大変リスクな部門が拡大してきているという傾向だと思ひます。どういふようにこれに対する政府の考え方、どういふようにこれをやらなければならないかというところ。

それから、中小企業専門金融機関の地位が最近、これは各委員も指摘をされておりましたけれども、低下傾向をたどってきている。例えば全金融機関の中小企業向け貸出残高に占めるシェアは、五十五年度末の五・一%から五十八年度末の四・七%となつてきている。こういう傾向を一体どのように政府は見ているのか、この二点についてお伺ひしておきたい。

○末木政府委員 中小企業向けの金融に占める政府関係金融機関、これは中小公庫、国民公庫、商工中金、それに環境衛生金融公庫を含めました数字でございますが、五十三年から五十九年まで、若干でございまして、やや下がつております。それは趨勢と判断するほど下がつていのかどうか、ちょっと判断が難しいところでは

ございますが、基本的には景気の波によりまして、資金需要のいかによつて、まあ政府系金融の場合には、多くが補充金融でございまして、お金が増えた場合にはその分落ちるというようなことが主な原因ではないかと思ひます。

○後藤委員 もう一つ、この商工中金の改正案が提案されてくるという過程で、各新聞がそれぞれ肯定的といひますが、賛成の立場あるいは大賛成の立場、いろいろな論議が出てまいりました。それぞれ理解ができる面があるわけではございませうけれども、特に二月五日、日経新聞に論議が掲げられて、その中で、今までの時限立法がこれから恒久法になつていく、このことはどうも臨調路線にも合わないのではないかという論議も張られております。

これを読んでみますと、素朴に理解できるような面もあるようでありまして、むしろこの商工中金というのは、これから恒久法にして中小企業金融の組織金融としてこれからは必要であるという積極的な御説明を、この際、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○村田国務大臣 後藤委員御指摘の二月五日の日経新聞の社説「商工中金は情性のまま存続すべきか」これは私も興味深く読みました。

商工中金は、委員御指摘のように、政府系の金融機関とはいはれませんが、所要資金の九割以上を商工債券などによつて自己調達をし、組合等の中小企業組織に相互金融サービスを提供しております。この意味で、民間活力を最大限生かした機関だと言ふことができると思ひます。

御指摘の第二次臨調路線であります。第二次臨調では、商工中金についてはその存在意義などについて幅広い論議が尽くされましたが、数次にわたる答申において個別の指摘は、御承知のように何ら行われておりません。多くの政府系金融機関に対してそれぞれさまざまな指摘がなされていることと比較をいたしますと、これは商工中金の実績が評価され、組織金融機関としての存在意義が基本的には評価されたものと私も解してお

ります。

今回の改正は、金融環境の激変の中で資金調達の円滑化などを図ることで商工中金の経営基盤を強化し、あわせて業務面の充実を図ることによつて、現在の商工中金の活力を維持しながら自立的運営を確保するといふものでございまして、臨調答申の趣旨にも沿ひ、またそのための所要の改正をお願いしております。

○後藤委員 もう一点、最初に私が申し上げた点と関連するわけですが、旧来、都市銀行なり地方銀行というのとは中小企業金融というものに熱心でなかったと言つたら失礼でありますけれども、そう大きなウェイトを置いていなかった。金融が緩んでまいります、あるいはベンチャービジネス等がどんどん成長してくるということになつてまいりますと、中小企業に本格的に参入していくという意欲が大変目立ってまいっております。

とりわけ、いろいろな資料を見ますと、新技術を持った中小企業には無担保で融資するといったようなベンチャーローン等も考へて、あるいは一定限度までは審査はほとんど細かくしないで借りられるようなローンの制度をやつていふ。あるいはまた新しい特別融資制度をつくつたり、あるいは財団を設けて、開発後援もない中小企業に助成金を出していく、こういうようなサービス等もしてきている。つまりソフト化あるいはサービス等も化していく中で、これまでの都市銀行なり市中銀行の態度が積極的になつてきているわけですね。

ここで、二つお聞きをしておきたいのですが、一つは、どうも片仮名社名が最近どんどん出てきております。これは新聞等にも報道されておりますけれども、この片仮名社名からその製品というものはすぐに判断できなくなつてきている。とりわけベンチャービジネスなんかになつてまいりますと、これが将来非常に大きな企業に発展をしていくのか、あるいは成長をしていくのか、この辺が大変判断が難しくなつてくる。こういう片仮名社名、従来取引がないところの要望というものを対して、むしろ特に中小企業関係でこういう分

野に大変な進出意欲を持っているところがあるわけでありまして、これこそ私は、組織化していきながら、しかも商工中金の組織金融をしていくべき対象になるのではないだろうか。その旧来の審査体制になじみにくいこうしたサービス産業、ソフト産業にどのような体制をもつて融資対象にしていくのか。これは理事長の方から、そういう体制が商工中金には整つていのかどうか、この点を一つお伺ひしたい。

それから、大臣、実はアルコール専売法の際にも、あれは通産関係では片仮名法として残つていふ。私も当時の安倍通産大臣に、片仮名法が、商工中金法とアルコール専売法がある、しかもそれは附則は片仮名になつていふわけですか。どうだ、ぜひひとつ法案改正のときにはこれを読みやすくしたらどうかという提案をしたら、大臣も、それは積極的に考へていきたい、こう言つておつた。ところが商工中金の今の法律も、これを片仮名にしていくといふのは、それは難しい法律じゃないわけでは。しかも、附則は片仮名になつていふわけですか。この辺でこの片仮名法を片仮名にぜひしてほしかつたと思ひますが、今申し上げましたように、これからどんどん片仮名の企業がでてくるから片仮名法の商工中金の方がいいという判断に立たれたのかどうか、この点大臣、ひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○佐々木参考人 中小企業の共同施設、組合の仲間の金融機関というその原点到ち返りまして、かつ、新しい時代の前向きの業務、審査を含めまして、全員頑張つてやるつもりでございまして。

○村田国務大臣 片仮名法の問題、お答えしたいと思ひます。

今回の改正は、金融革命と言はれておる変動に直面している金融界の中で、中小企業のニーズに即した業務の弾力化を図る、そしてその機能の低下を防ぐことを目的とした極めて重要な改正です。あくまで商工中金の基本的性格を変更しない範囲内の改正でございまして、法形式上は、業務

規定を中心とする部分的な改正でございます。

委員御指摘のように、片仮名で書いてあるということは非常に特殊でございます。これは調べてみますと、片仮名法というのは全体の二割弱だそうでございます。本来ならば全面的に書き直すべきではないかという御指摘であらうかと思ひますが、今回はそういった法改正の範囲その他から勘案をいたしまして、従来の形式を踏襲することとなりまして、御指摘の点は非常にごもっともなことだと思ひますので、今後、法文の民主化という意味でも積極的に対応してまいりたいと思ひます。

○後藤委員 時間が参りましたので、一点だけ要望申し上げておきたいと思ひます。
渡辺委員からも指摘をしておいた、商工中金も五十一年の歴史を持って、これから恒久法になるわけですから、たくさんの人材が中金の中からは育ってきていると私は思ふのです。そういう人々が役員に参加をしていきながら、実務担当者やせび登用していく道を開いていきますように、どうもその辺が欠けているのではないかと気がいたしますので、この点を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○粕谷委員長 これをもちまして後藤委員の質疑は終わりました。

佐々木参考人には、長時間にわたり御出席をいただき、大変ありがとうございました。(拍手)
これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○粕谷委員長 これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。(拍手)

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粕谷委員長 次に、内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村田通商大臣 半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

半導体集積回路は、電子計算機、家庭電器製品、自動車等あらゆる工業製品に広範に用いられており、既に我が国産業経済、国民生活にとつて不可欠のものとなつていゝのみならず、将来においても情報化社会における「産業の米」として一層その重要性を増すことが見込まれております。

この半導体集積回路は、わずかに数ミリの角の半導体材料の上に数方から数十万個の素子を生成させることにより、情報を記憶し、または論理演算を行う等の機能を持たせたものであります。近年、著しい技術革新の進展を背景としてその集積度も飛躍的に増大してきております。かかる状況下で半導体集積回路の開発費用も増大しつつあり

ますが、特に、トランジスタその他の回路素子及び導線の配置すなわち回路配置の開発費用がその大宗を占めております。

他方で、回路配置の解析技術の向上等により、他人が開発した回路配置を模倣した場合には極めてわずかな費用で同一の成果を得ることができると、回路配置の模倣が行われる危険性が高まつてきております。これを放置いたしますと、開発者の投資回収が阻害され、その結果開発意欲が失われ、半導体集積回路産業の健全な発展にも悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、半導体集積回路の適正な利用の確保を図るための制度を創設することが喫緊の課題となっております。

このことは我が国と並ぶ半導体先進国である米国においてもつとに認識されているところであり、同国では既に昨年半導体チップ保護法が成立し、施行されております。半導体集積回路の国際的取引が今後ますます盛んになると見込まれる現状にかんがみ、我が国においても同様の制度を創設することは、国際的観点からも極めて重要であります。本法は、この観点から、回路配置の創作者に回路配置を利用する権利の専有を認める等の制度を創設しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、用語の定義であります。この法律案における基本的用語である「半導体集積回路」、「回路配置」等の定義規定を置くこととしております。

第二は、回路配置利用権の設定の登録についてであります。回路配置の創作をした者またはその承継人は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録を受けることができることとしております。

第三は、回路配置利用権についてであります。回路配置利用権は、設定登録により発生し、その存続期間は、設定登録の日から十年としております。権利の内容としては、回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置

を用いて半導体集積回路を製造し、またはその回路配置を用いて製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、展示し、もしくは輸入する権利を専有することとしております。また、専用利用権、通常利用権等についての規定を設けることとしております。

第四は、権利侵害についてであります。回路配置利用権等は、自己の権利を侵害する者に対し、損害賠償請求権及び差止め請求権を有することとしております。また、半導体集積回路が各種の製品に組み込まれて広く流通している現状にかんがみ、善意無過失で侵害品の引き渡しを受けた者に対する特例規定を設けることとしております。

以上のほか、指定登録機関に関する規定、権利侵害者等に対する罰則に関する規定等の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回、来る十二日金曜日午前九時四十分理事

会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十四分散会

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
半導体集積回路の回路配置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 回路配置利用権の設定の登録(第三条

条―第九条)

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権(第十条―第二十一

（条）

第二節 権利侵害（第二十二條―第二十六條）

第三節 補償金（第二十七條）

第四章 指定登録機関（第二十八條―第四十條）

（条）

第五章 雑則（第四十七條―第五十條）

第六章 罰則（第五十一條―第五十六條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生じさせ、かつ、不可分の状態にした製品であつて、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。

2 この法律において「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。

3 この法律において「回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為

二 その回路配置を用いて製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む）を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

第二章 回路配置利用権の設定の登録

（回路配置利用権の設定の登録）

第三条 回路配置の創作をした者又はその承継人（以下「創作者等」という。）は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録（以下「設定登録」という。）を受けることができる。この場

合において、創作者等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 申請の年月日

三 回路配置について業として前条第三項第二号に掲げる行為をしている場合に於ては、その行為を最初にした年月日

四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作者等であることについての説明書その他通商産業省令で定める資料を添付しなければならない。

（申請者の名義の変更）

第四条 申請者の名義は、変更することができる。

2 申請者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継により申請者の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（職務上の回路配置の創作）

第五条 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作をした回路配置については、その創作の時に於ける契約、勤務規則その他別段の定めがない限り、その法人その他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

（申請前の回路配置の利用）

第六条 設定登録は、その申請の日から二年さかのぼつた日以前に、創作者等又はその許諾を得た者が業として当該申請に係る回路配置について第二条第三項第二号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができない。

（設定登録及び公示）

第七条 通商産業大臣は、設定登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、設定登録をしなければならない。

2 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他通商産業省令で定める事項を記載してするものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による設定登録をしたときは、通商産業省令で定める事項を公示しなければならない。

（設定登録の申請の却下）

第八条 通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三条第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならない。

一 申請者が創作者等でないこと。

二 創作者等が二人以上ある場合において、これらの者が共同して設定登録の申請をしていないこと。

三 申請に係る回路配置が第六条の規定により設定登録を受けることができないものであること。

四 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（設定登録の抹消）

第九条 通商産業大臣は、設定登録の申請が前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当

していたことが明らかとなつたときは、設定登録を抹消しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相當の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登録を抹消したときは、その旨を、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人に對し通知するとともに、公示しなければならない。

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権

（回路配置利用権の発生及び存続期間）

第十条 回路配置利用権は、設定登録により発生する。

2 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から十年とする。

（回路配置利用権の効力）

第十一条 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置（以下「登録回路配置」という。）を利用する権利を専有する。ただし、その回路配置利用権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がその登録回路配置を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

（回路配置利用権の効力が及ばない範囲）

第十二条 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。

2 回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為には、及ばない。

3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ。）を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡

がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

(他人の特許発明等との関係)

第十三条 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

(共有に係る回路配置利用権)

第十四条 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録回路配置を利用することができない。

3 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その回路配置利用権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅)

第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専用利用権)

第十六条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について専用利用権を設定することができ

る。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を専有する。

3 専用利用権者は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

5 第十四条の規定は、専用利用権に準用する。

(通常利用権)

第十七条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を有する。

3 通常利用権者は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者(専用利用権について)の通常利用権にあつては、回路配置利用権者及び専用利用権者。次項において同じ。の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その通常利用権について質権を設定することができない。

5 第十四条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)

第十八条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第十九条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録

回路配置の利用に対しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならぬ。

(回路配置利用権等の放棄)

第二十条 回路配置利用権者は、専用利用権者、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その回路配置利用権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなれば、第三者に対抗することができない。

一 回路配置利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。又は処分の制限)

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅によるものを除く。)

三 通常利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用利用権の消滅によるものを除く。)

四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。)

2 通常利用権は、その登録をしたときは、その回路配置利用権若しくは専用利用権又はその回路配置利用権についての専用利用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

3 前二項の登録は、通商産業大臣が回路配置原

簿に記載して行う。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第二十二条 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した半導体集積回路又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第二十三条 専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害するものとみなす。

(善意者に対する特例)

第二十四条 半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この条において同じ。)の引渡しを受けた時において、当該半導体集積回路が他人の回路配置利用権又は専用利用権に係る登録回路配置を模倣した回路配置を用いて製造されたものであること(以下「模倣の事実」という。)を知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者(以下「善意者」という。)が業として当該半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、当該回路配置利用権又は専用利用権を侵害する行為でないものとみなす。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、善意者が模倣の事実を知った後に業としてその半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する場合に

は、その者に対し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

3 善意者が回路配置利用権者又は専用利用権者が対し前項に規定する支払をしたときは、その半導体集積回路は、当該回路配置利用権者又は専用利用権者が譲渡したものとみなす。

4 第二十六条並びに民法第七百九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

(損害の額の推定等)

第二十五条 回路配置利用権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、回路配置利用権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に對し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に對し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三節 補償金

第二十七条 回路配置の創作者等又はその許諾を

得た者が当該回路配置について設定登録前に業として第二条第三項第二号に掲げる行為をした場合において、その行為の後当該回路配置についての設定登録前に当該回路配置を模倣した回路配置(以下この項及び第四項において「模倣回路配置」という。)であることを知つて業として模倣回路配置を利用した者は、当該回路配置の創作者等に対し、当該回路配置について設定登録がされた場合にその利用に對し通常支払うべき金銭の額に相当する額の補償金を支払う責めに任ずる。

2 前項に規定する補償金の請求権は、当該回路配置について設定登録がされた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の回路配置について設定登録がされた後第九条の規定により当該設定登録が抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第二十三条及び前条並びに民法第七百九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第一項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該回路配置ノ設定登録ノ日」と読み替へるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十八条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下指定登録機関という。)に、設定登録、第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第二項に規定する請求に基づき行われる事務(以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請によ

り行う。

3 通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わな

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条第二項、第四条第二項及び第三項、第七

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の指定を受けることができな

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくな

二 第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十七条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十条 通商産業大臣は、第二十八条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて登録事務が不正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて登録事務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(設定登録等の実施義務等)

第三十一条 指定登録機関は、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設定登録及び同条の登録を行

2 指定登録機関は、登録事務を行うときは、前条第一号に規定する者(以上「登録事務実施者」という。)に実施させなければならない。

(事務所の変更)

第三十二条 指定登録機関は、登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録事務規程)

第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に對し、登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録事務の休廃止)

第三十四条 指定登録機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十五条 指定登録機関は、毎事業年度開始前に（第二十八条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第三十六条 指定登録機関の役員又は登録事務実施者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（解任命令）

第三十七条 通商産業大臣は、指定登録機関の役員又は登録事務実施者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員又は登録事務実施者を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第三十八条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び立入検査）

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適合命令等）

第四十条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第四十一条 通商産業大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

四 第三十三条第三項、第三十七条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十二条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（聴聞）

第四十三条 通商産業大臣は、第三十七条又は第四十一条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第四十四条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（通商産業大臣による登録事務の実施等）

第四十五条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により登録事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止する場合又は第四十一条の規定により通商産業大臣が指定登録機関の指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

（公示）

第四十六条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十八条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条の規定による届出があつたとき。

三 第三十四条の許可をしたとき。

四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により通商産業大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第五章 雑則

（在外者の裁判権）

第四十七条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者の回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利については、通商産業省の所在地をもつて民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八条の財産の所在地とみなす。

（回路配置原簿等）

第四十八条 回路配置原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調整することができる。

2 何人も、通商産業大臣に対し、回路配置原簿の謄本若しくは抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付又は回路配置原簿若しくは第三項第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料（通商産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧若しくは謄写を請求することができる。

（手数料等）

第四十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に納付しなければならない。

一 設定登録を受けようとする者

二 第二十一条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

三 前条第二項の規定により回路配置原簿の謄本若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気

テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求しようとする者

四 前条第二項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者

2 前項（第一号及び第二号に掲げる者に係る部分に限る。）の規定は、通商産業大臣が設定登録又は第二十一項若しくは第二項の登録を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 第一項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第五十条 この法律に定めるもののほか、設定登録並びに第二十一項及び第二項の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十一条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第四十二条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十六条、第五十三条及び第五十五条（第一号を除く。）の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の日前二年以内に、創作若しくはその許諾を得た者が最初に業として第二十条第三項第二号に掲げる行為をした回路配置について、この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に設定登録の申請がされたときは、その設定登録については、第六条の規定は、適用しない。

第三条 回路配置利用権の効力は、この法律の施行の際現に存する半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。次条において同じ。）をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第四条 第二十七條第一項の規定は、この法律の施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、適用しない。

（破産法の一部改正）
第五条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九百九十七條第二号中「実用新案権」の下に「回路配置利用権」を加える。

（相続税法の一部改正）
第六條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）

第十條第一項第八号中「これらのもの」を「これらに、又は商標権」を、商標権又は回路配置利用権若しくはその利用権で登録されているものに改める。

（印紙税法の一部改正）
第七條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の定義の欄中「意匠権」の下に「回路配置利用権」を加える。

（登録免許税法の一部改正）
第八條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「商標権」の下に「回路配置利用権」を加える。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。	
十四の二 回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）	
(一) 回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数 一件につき一万八千円
(二) 回路配置利用権の移転の登録	回路配置利用権の件数 一件につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数 一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円
(三) 専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数 千分の四
(四) 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数 一件につき千五百円
(五) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数 一件につき千五百円
(六) 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数 一件につき千五百円

ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
（イ） 信託の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
（ロ） 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（イ）までの登録に該当するものを除く。）	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
（ハ） 登録の抹消	回路配置利用権等の件数	一件につき千円

（通商産業省設置法の一部改正）

第九条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利を登録すること。

理由

半導体集積回路が我が国経済において広く利用されており、かつ、将来において一層その重要性を増すと見込まれる状況にかんがみ、その開発を促進するため、半導体集積回路の回路配置の創作者に回路配置を利用する権利の専有を認める等その適正な利用の確保を図るための制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員会議録第十号

昭和六十年四月十日

昭和六十年四月二十日印刷

昭和六十年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D